Our Motto

"To acknowledge the duty that accompanies every right"

「強い義務感を持とう　義務はすべての権利に伴う」

2020～2021年度　主　題

国際会長　Jacob Kristensen　（デンマーク）

主　題　"VALUES, EXTENSION and LEADERSHIP"

「価値観、エクステンション、リーダーシップ」

スローガン　"TRUST IN THE RIVER OF LIFE."

「命の川を信じよう」

アジア太平洋地域会長　David Lua　（シンガポール）

主　題　"Make A Difference"

「変化をもたらそう」

スローガン　"INSPIRE"

「奮い立たせよう」

西日本区理事　古　田　裕　和　（京都トゥービー）

主　題　「Let's do it now」

副　題　「2022に向け誇りを持って"All is well."」

web掲載用に付き、個人情報等は伏字としています。

目　　次

国際聖句・目的…… 表2

2020～2021年度　主　題 …… 1
ワイズソング…… 3
メネットのねがい…… 4
ＹＭＣＡの歌…… 5
クラブ運営に関する事務手続のポイント…… 6
ワイズ用語抜粋…… 13
英和対照略語集…… 18
組　織　図…… 20
クラブ親子関連図…… 21
東西日本区現勢…… 22
区大会の歩み…… 23
西日本区役員…… 26
事業委員会・常置委員会…… 27
専任委員・特別委員会…… 28
西日本区部役員・部代議員名簿…… 29
西日本区事業目標…… 31
表彰基準…… 31
西日本区各部部会予定…… 31
区大会及び関連行事…… 31
西日本区強調月間リスト…… 32
西日本区行事予定…… 33
西日本区事務所及び理事事務局業務…… 34
東日本区役員…… 35
国際・アジア太平洋地域役員…… 36
国際憲法とガイドライン（訳文）…… 37
アジア太平洋エリア運営ガイドライン（訳文）…… 44
西日本区定款…… 46
西日本区定款施行細則…… 50
各種諸規則…… 54
YMCA、ワイズパートナーシップの原則（英文）…… 70
YMCA、ワイズパートナーシップの原則（訳文）…… 71

会員名簿　**(会員名簿は、掲載を省略しています)**

▽中　　部　Chubu District
金　　沢　Kanazawa …… 73
名　古　屋　Nagoya …… 75
名古屋東海　Nagoya-Tokai …… 78
名古屋南山　Nagoya-Nanzan …… 81
名古屋グランパス　Nagoya-Grampus …… 82
津　Tsu …… 84
と　や　ま　Toyama …… 85

▽び わ こ 部　Biwakobu District
近江八幡　Ohmi-Hachiman …… 87
彦　　根　Hikone …… 90
彦根シャトー　Hikone-Chateau …… 91
長　　浜　Nagahama …… 94
草　　津　Kusatsu …… 97
滋賀蒲生野　Shiga-Gamono …… 99
高　　島　Takashima …… 101

▽京　都　部　Kyotobu District
京　　都　Kyoto …… 103
京都パレス　Kyoto-Palace …… 106
京都ウエスト　Kyoto-West …… 112
京都めいぷる　Kyoto-Maple …… 116
京都キャピタル　Kyoto-Capital …… 119
京都プリンス　Kyoto-Prince …… 123
京都センチュリー　Kyoto-Century …… 125
京都ウイング　Kyoto-Wing …… 126
京 都 洛 中　Kyoto-Rakuchu …… 131
京都エイブル　Kyoto-Able …… 133
京都グローバル　Kyoto-Global …… 135
京都みやび　Kyoto-Miyabi …… 142
京都トップス　Kyoto-Tops …… 143
京都トゥービー　Kyoto-Tobe …… 149
京 都 東 稜　Kyoto-Toryo …… 153
京都ウェル　Kyoto-Well …… 155
京都ZERO　Kyoto-Zero …… 157
北京都フロンティア　Kitakyoto-Frontier …… 161

▽阪　和　部　Hanwabu District
和　歌　山　Wakayama …… 164
奈　　良　Nara …… 166
大阪サウス　Osaka-South …… 168
大 阪 河 内　Osaka-Kawachi …… 171
大 阪 長 野　Osaka-Nagano …… 173
大 阪 泉 北　Osaka-Senboku …… 174
和歌山紀の川　Wakayama-Kinokawa …… 177

▽中　西　部　Chuseibu District
大　　阪　Osaka …… 180
大阪土佐堀　Osaka-Tosabori …… 182
大 阪 高 槻　Osaka-Takatsuki …… 184
大阪センテニアル　Osaka-Centennial …… 186
大　阪　西　Osaka-Nishi …… 188
大 阪 茨 木　Osaka-Ibaraki …… 191
大阪なかのしま　Osaka-Nakanoshima …… 193

▽六　甲　部　Rokkobu District
神　　戸　Kobe …… 195
西　　宮　Nishinomiya …… 199
神　戸　西　Kobe-West …… 202
神戸ポート　Kobe-Port …… 204
宝　　塚　Takarazuka …… 207
さ　ん　だ　Sanda …… 210
神戸学園都市　Kobe-Gakuentoshi …… 211
芦　　屋　Ashiya …… 213

▽瀬戸山陰部　Seto-San-inbu District
姫　　路　Himeji …… 215
岡　　山　Okayama …… 216
姫路グローバル　Himeji-Global …… 218
米　　子　Yonago …… 220

▽西 中 国 部　Nishi-chugokubu District
広　　島　Hiroshima …… 222
福　　山　Fukuyama …… 225
呉　Kure …… 226
東　広　島　Higashi-Hiroshima …… 228
岩国みなみ　Iwakuni-Minami …… 229

▽九　州　部　Kyushubu District
長　　崎　Nagasaki …… 231
熊　　本　Kumamoto …… 232
北　九　州　Kitakyushu …… 235
福 岡 中 央　Fukuoka-Chuo …… 237
熊本ジェーンズ　Kumamoto-Janes …… 239
八　　代　Yatsushiro …… 243
鹿　児　島　Kagoshima …… 244
熊本むさし　Kumamoto-Musashi …… 246
熊本みなみ　Kumamoto-Minami …… 248
宮　　崎　Miyazaki …… 251
熊本ひがし　Kumamoto-Higashi …… 253
阿　　蘇　Aso …… 255
熊 本 に し　Kumamoto-Nishi …… 258
熊本ネクサス　Kumamoto-Nexus …… 260
熊本スピリット　Kumamoto-Spirit …… 262
熊本水前寺　Kumamoto-Suizenji …… 264
熊 本 五 福　Kumamoto-Gofuku …… 266

姫路－Ｙ３…… 268

会員索引…… 270

ROSTERの取扱いについて …… 277

YMCAホテル・研修センター案内 …… 表3

い　ざ　立　て

ONCE MORE WE STAND

（フィンランディア）より

Words by Presu. Emeritus Paul Wm. Alexander　　淵田多穂理　訳詞

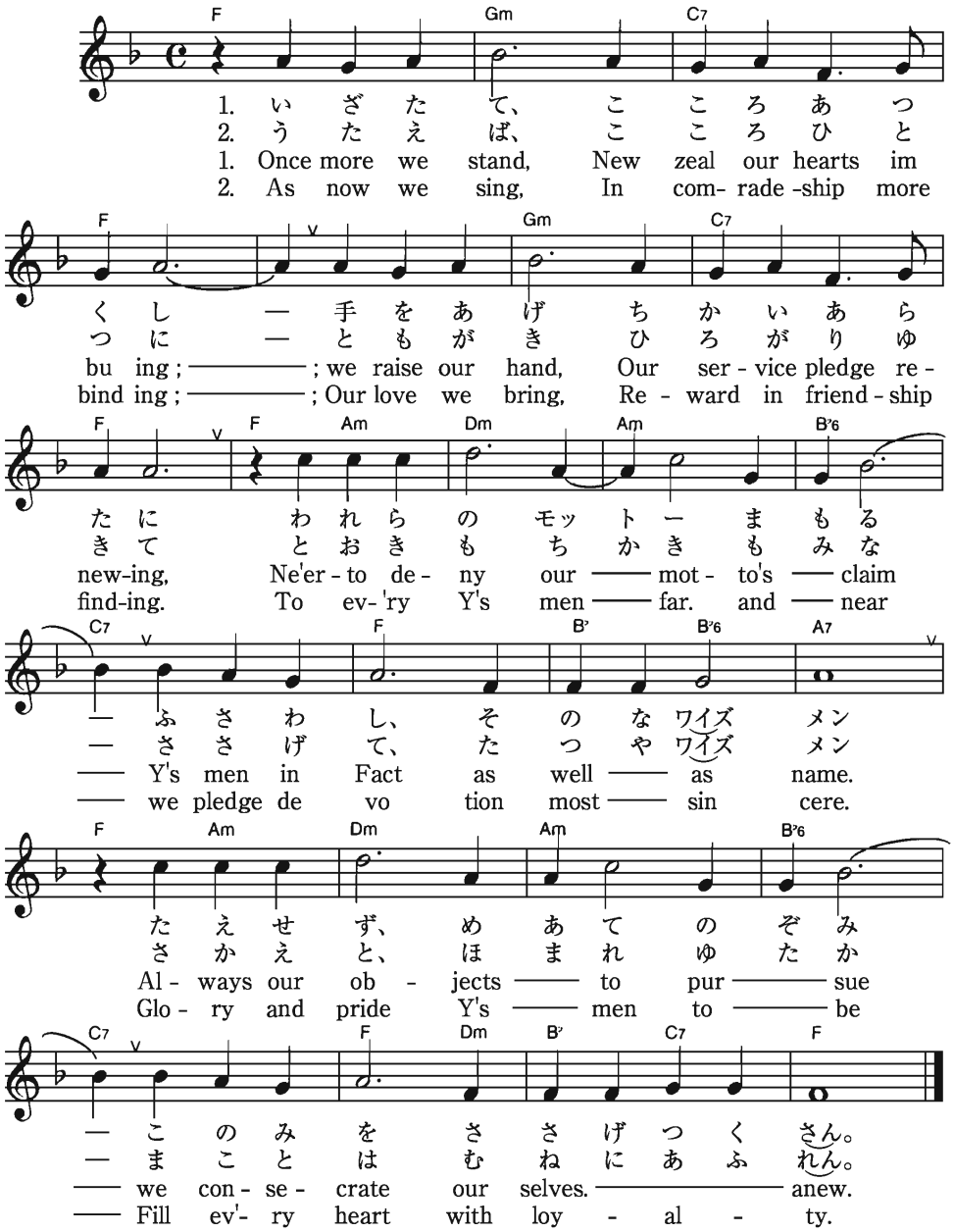

い　ざ　立　て

1．いざ立て　心あつくし
　手を挙げ　誓いあらたに
　われらの　モットー守る
　ふさわし　その名ワイズメン
　絶えせず　めあて望み
　この身を　捧げ尽くさん

2．歌えば　心ひとつに
　ともがき　ひろがり行きて
　遠きも　近きも皆
　捧げて　立つやワイズメン
　栄えと　誉れ豊か
　まことは　胸にあふれん

ONCE MORE WE STAND

1．Once more we stand,
　New zeal our hearts imbuing ; We raise our hand,
　Our service pledge renewing, Ne'er to deny our motto's
　claim Y's men in fact as well as name.
　Always our,objects to pursue,
　We consecrate our selves a new.

2．As now we sing,
　In comradeship more binding ; Our love we bring,
　Reward in friendship finding. To ev'ry Y's men far and near,
　We pledge devotion most sincere!
　Glory and pride Y's men to be,
　Fill ev'ry heart with loyalty.

メネットのねがい

今井利子（かずこ） 詩
宮村　治 曲

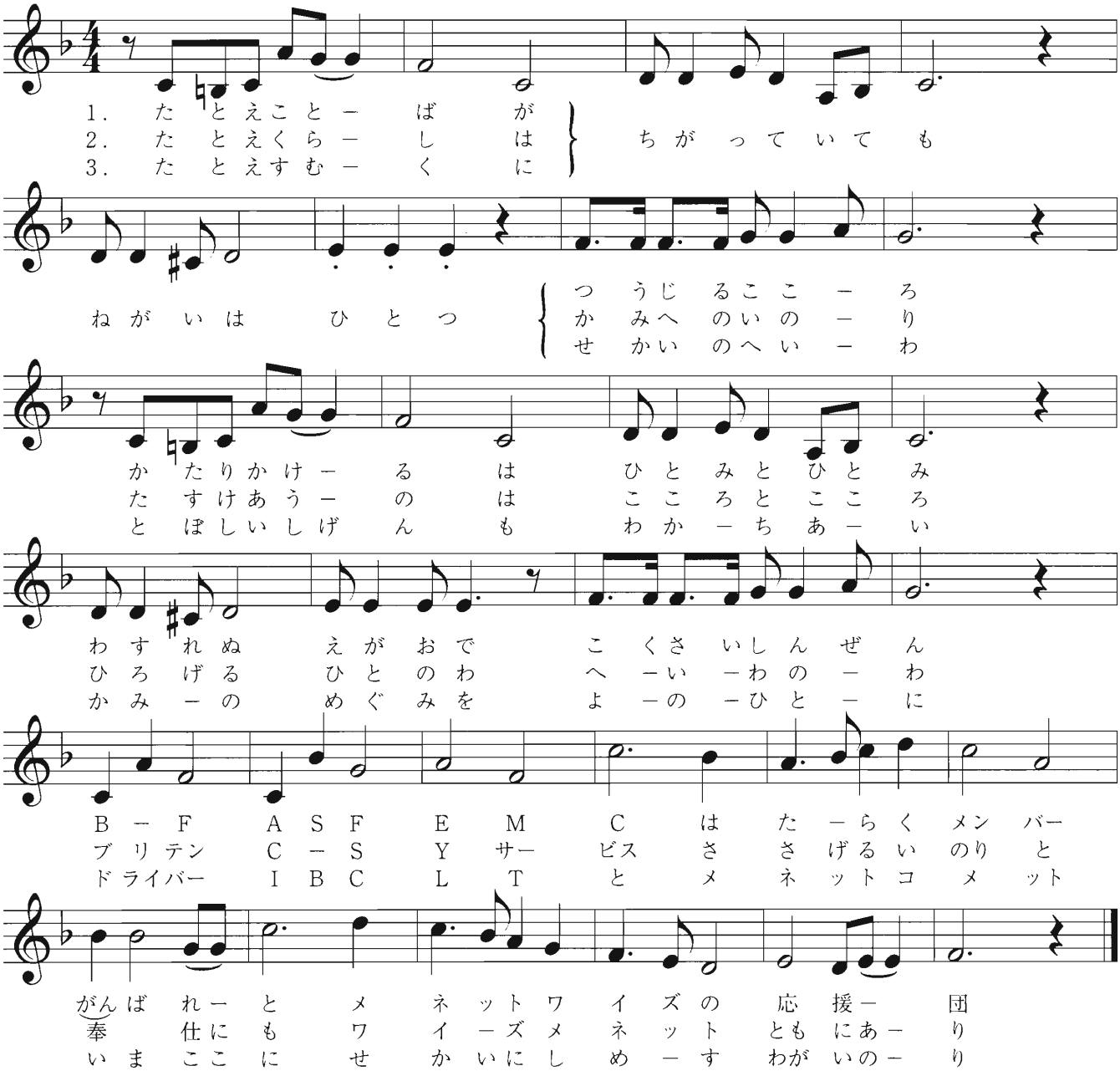

メネットのねがい

1. たとえ言葉が　ちがっていても
願いはひとつ　通じるこころ
語りかけるは　瞳と瞳
忘れぬ笑顔で　国際親善
ＢＦ　ＡＳＦ　ＥＭＣ
働くメンバー　頑張れと
メネット　ワイズの応援団

2. たとえ生活習慣（くらし）は　違っていても
願いはひとつ　神への祈り
助け合うのは　こころとこころ
拡げる人の和　平和の輪
ブリテン　ＣＳ　Ｙサービス
捧げる祈りと　奉仕にも
ワイズ　メネット　共にあり

3. たとえ住むくに　違っていても
願いはひとつ　世界の平和
乏しい資源も　分ち合い
神の恵みを　世の人に
ドライバー　ＩＢＣ　ＬＴと
メネット　コメット　今ここに
世界に示す　わが祈り

（1984．6．1発行　Notes & Newsより）

ＹＭＣＡの歌

行進曲調 alla marcia

淵田多穂理　作詞
津川　主一　作曲

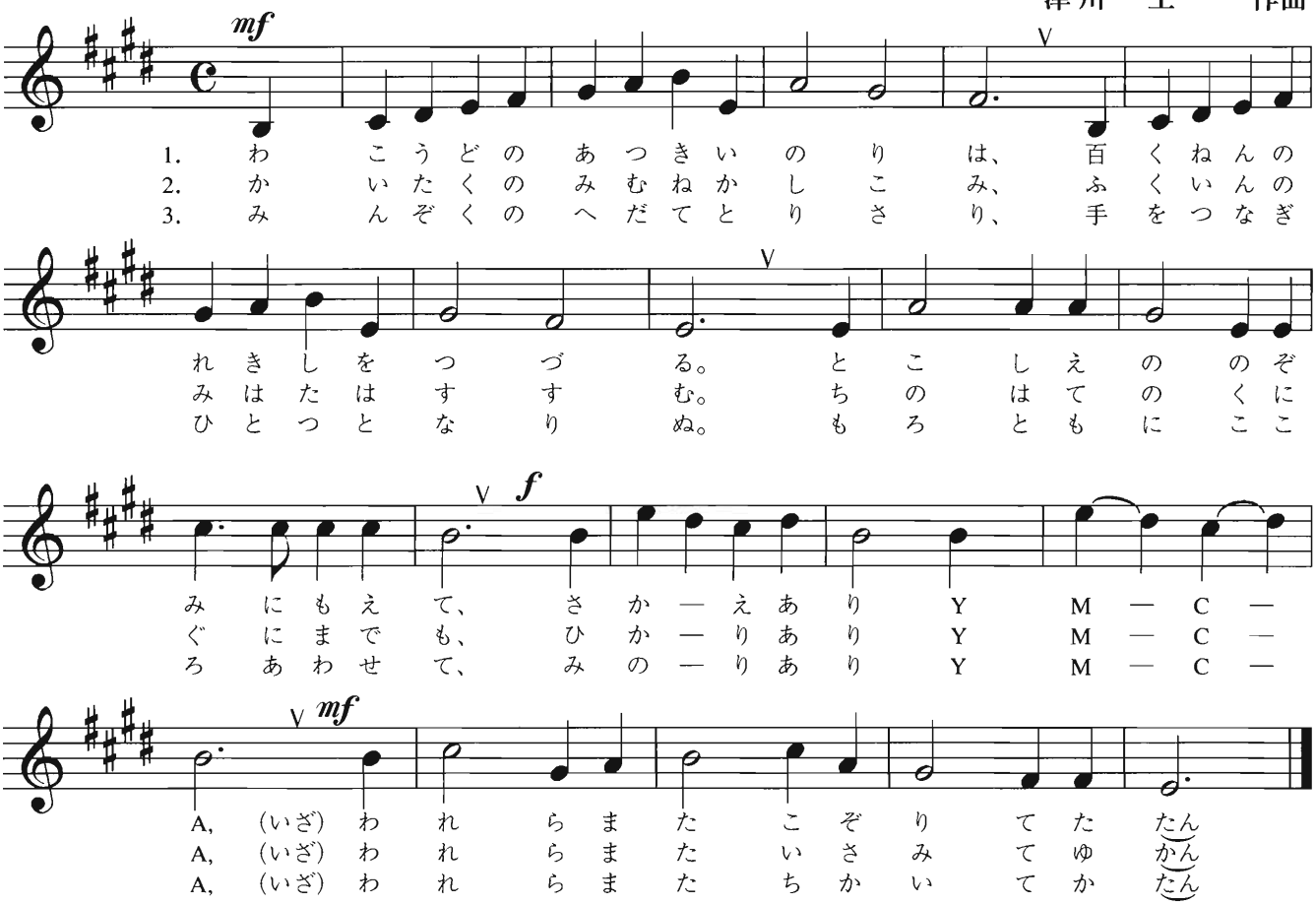

ＹＭＣＡの歌

1．若人のあつきいのりは
百年の歴史をつづる
とこしえののぞみにもえて
さかえありＹＭＣＡ
われらまたこぞりて起たん

2．開拓のみむねかしこみ
福音のみ旗は進む
地のはての国々までも
ひかりありＹＭＣＡ
われらまた勇みて行かん

3．民族のへだてとりさり
手をつなぎ一つとなりぬ
もろともに心合わせて
みのりありＹＭＣＡ
われらまた誓いて勝たん

2020～2021年度
クラブ運営に関する事務手続のポイント

1　西日本区事務所

事務所長　古　田　裕　和（京都トゥービー）
担当職員　生　雲　文　枝（大阪なかのしま）　坂　本　千　春（大阪センテニアル）

(1)　所在地および連絡先

〒　-　　大阪市
ワイズメンズクラブ国際協会　西日本区事務所
TEL 06－　　－　　FAX 06－　　－　　http://www.ys-west.or.jp　　E-mail：

(2)　業務時間　月・水・木・金曜日　PM1:00～PM5:00

(3)　休日　火・土・日・国民の祝日・その他規定の休日（盆休・正月休）

(4)　主な業務（詳細は、西日本区事務所及び理事事務局業務　P.73参照）

① 国際との窓口
② クラブチャーターの手続
③ 会員の異動手続
④ 新入会員への物品発送（バッジ、入会キットなど）
⑤ 西日本区会計入出金のコンピュータ管理
⑥ 西日本区半年報のコンピュータ管理
⑦ 緊急連絡
⑧ その他

緊急連絡方法

会員の訃報等、部やクラブ内で発生した事案を西日本区・東日本区のメンバーに知らせる。

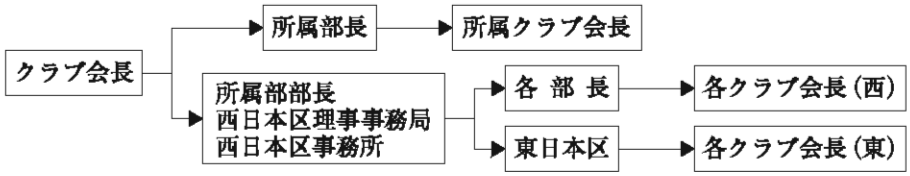

E-mail：rd20@　　.jp　常任役員へリンク
rd20c@　　jp　理事・書記・会計・事務局長・事務所へリンク
rd20b@　　jp　西日本区各部部長へリンク
rd20s@　　jp　西日本区各事業主任へリンク
rd20x@　　jp　西日本区常置委員長・専任委員（長）へリンク
※上記E-mailアドレスは、設定後に運用可能となります。

メール委員：各クラブへの緊急連絡や区・部内の情報伝達に使用。原則としてクラブ会長とする。

中部メール委員	〈chubu@　　〉	びわこ部メール委員	〈biwako@　　〉
京都部メール委員	〈kyoto@　　〉	阪和部メール委員	〈hanwa@　　〉
中西部メール委員	〈chuseibu@　　〉	六甲部メール委員	〈rokkou@　　〉
瀬戸山陰部メール委員	〈setosanin@　　〉	西中国部メール委員	〈nishichugoku@　　〉
九州部メール委員	〈kyushu@　　〉		

※以上のＥメールアドレスは、緊急連絡や区の運営に使用されます。各メールアドレスは、設定後運用可能となります。尚、訃報の第１報は今期に限り、西日本区書記　安井基晃へお願いいたします。連絡方法は、電話および下記のアドレスまたはショートメールにてお願いいたします。

連絡先：　-　-　　E-mail：　　@

メール委員運用

メール委員を通じて他の部門に配信する場合（プリテン等）は理事の承認を必要とする。自部門内でのメール委員を通じて配信する場合部の役員（会長、主査等）は可とするが、その他の場合は部長の判断とする。

2　西日本区理事事務局

(1)　主な役割（詳細は、西日本区事務所及び理事事務局業務　P.73参照）
理事・書記・会計のサポートスタッフとして、西日本区事務所と共に１つのチームとして西日本区の諸活動の一端を担います。
※西日本区事務所（常設）とは異なり、毎年度変わります。

(2)　2020～2021年度　所在地　〒　-

西日本区理事事務局長　高　倉　英　理（京都ZERO）
TEL　-　-　　FAX　-　-　　携帯　-　-
E-mail：　　@

3　半年報の提出

半年報（年２回）は、西日本区の会員現状を把握する基礎資料であり、各クラブから西日本区に納付いただく区費・負担金等の算出基準となります。

(1)　**半年報用紙：**前期は６月下旬、後期は 12 月下旬に西日本区書記名でクラブ会長宛に送ります。

(2)　**提　出　先：**各クラブ会長は半年報原本を各部の部長に提出してください。

【半年報提出期限】　前期は 2020 年７月 10 日まで（７月１日現在の人数で報告）
後期は 2021 年１月 10 日まで（１月１日現在の人数で報告）

(3)　**西日本区事務所への送付：**部長は、取りまとめの上、郵送または添付メールで送付してください。

【半年報提出期限】　前期は 2020 年７月 15 日まで
後期は 2021 年１月 15 日まで

※部長独自の集計表などではなく、クラブから提出された「原本」を区事務所へ送付。

(4)　**請求書の送付：**区会計名で区事務所から送ります。クラブ会長は納付期限内に速やかに納付してください。

※部長は、各クラブの半年報の提出期限厳守、内容確認などに責任を持ってご指導ください。

※各部の活動支援金は、部の全クラブからの送金が完了した時点で、区事務所から送金されます。
各部の送金先を必ず区事務所にお届けください。支援金の振り込みが遅れます。

4　会員異動報告書の提出

(1)　新　入　会

①　「会員異動報告書」に記入し、FAX にて西日本区事務所へ送付。併せて、EMC 事業主任、各部部長、各部 EMC 事業主査へも控えを送ってください。

②　お祝いとして「会員バッチ」「ランチョンバッチ（名札）」等を西日本区から贈呈します。

③　西日本区事務所より上記お祝い品一式と併せて「入会請求書」が送られますので、送金方法に従って納付してください。

(2)　転　入　会

①　「会員異動報告書」に記入し、前述①同様の処理をしてください。

②　一時退会より１年以上経過しての再転・入会に付いては新入会扱いとなります。

③　連絡主事が４月に変わられたときは、連絡主事異動報告書にて処理をして下さい。

(3)　退　　会

「会員異動報告書」に記入し、前述①同様の処理をしてください。

＊「会員異動報告書」及び「連絡主事異動報告書」は、西日本区ホームページからダウンロードできます。

5　西日本区費

西日本区費は年額 15,000 円ですが、区大会支援金が別途請求されます。区費には下記の項目が含まれています。

(1)　国際会費（35 スイスフラン）　(2)　アジア会費（６米ドル）　(3)　西日本区運営費　(4)　代議員会負担金（代議員旅費）
(5)　部活動支援金　(6)　メネット事業協力金　等

6　西日本区への送金

(1)　送金時期等

項　　目	納付期限	手　続　き　な　ど	備　　考
前期区費 後期区費	８月 15 日 ２月 15 日	各クラブへ請求書と「払込取扱票」が送付されます。	半年報に基づく請求です。
入会金 （チャーターメンバーも同様）	請求後 １ヶ月以内	「会員異動報告書」に基づきクラブ会長宛に請求書が送付されます。	入会金　6,500 円 チャーター　5,500 円
区大会支援金		区費と共に請求	年額　500 円
Ｙサ・ユース支援金	３月 15 日迄	Ｙサ・ユース事業主任より詳細を通知します。	目標　2,000 円
地域奉仕・環境資金 （FF 資金）	３月 15 日迄	地域奉仕・環境事業主任より詳細を通知します。	目標　1,000 円 目標　800 円
TOF 献金	３月 15 日迄	同上	目標　1,000 円
災害支援金	随時	同上	目標　2,000 円以上
BF（使用済み切手）	２月末日迄 ３月 15 日迄	国際・交流事業主任より詳細を通知します。	切手・現金 目標　1,000 円
EF JWF	３月 15 日迄分 随時	「EF・JWF 献金申込書」を FAX 「払込取扱票」に内容を記載し送金	一口　CHF 120 一口　5,000 円
YES	３月 15 日迄	EMC 事業主任より詳細を通知します。	目標　500 円
レガシー基金	随時	「払込取扱票」に内容を記入して郵便局から送金	目標　1,000 円
募金・献金など	随時		

(2) チェックリスト（2019～2020年度用）

項　目	前　期（7／1現在）	後　期（1／1現在）	項　目	前　期（7／1現在）	後　期（1／1現在）
① 西日本区 会　費 （半期分）	7,500円×＿＿＿＿名 （連絡主事を除く）	7,500円×＿＿＿＿名 （連絡主事を除く）	⑤ 西日本区 ロースター	1,900円×＿＿＿＿冊 （申込数）	
② 連絡主事 会　費 （半期分）	2,000円×＿＿＿＿名	2,000円×＿＿＿＿名	⑥ 東日本区 ロースター	1,600円×＿＿＿＿冊 （申込数）	
③ 特別メネット 会　費	4,000円×＿＿＿＿名	4,000円×＿＿＿＿名			
④ 区大会 支援金	500円×＿＿＿＿名 （①+②+③）		合　計	＿＿＿＿＿＿＿＿円	＿＿＿＿＿＿＿＿円

半年報に記入後、このチェックリストで計算しておいてください。西日本区会計より請求書が送付された時点で確認にご利用ください。また、クラブ予算の立案等にもご活用ください（③特別メネットとは、ワイズメンの夫人でないが各個クラブが入会を認めた女性をいい、特別メネット会費を西日本区会計に納入いただきます）。

送付期限あり

期　限	項　目	方　法　等	完了月日	担当者
2020年8月15日まで	前期半年報に基づく 西日本区会費等	区会計から7月中旬以降、クラブ会長宛に「請求書」と「払込取扱票」を送付		
2021年2月15日まで	後期半年報に基づく 西日本区会費等	区会計から1月中旬以降、クラブ会長宛に「請求書」と「払込取扱票」を送付		
2021年2月末日まで	BF（使用済み切手）	詳細は国際・交流事業主任から通知		
2021年3月15日まで	CSお年玉年賀シートの換金分等	詳細は地域奉仕・環境事業主任から通知		
	TOF	詳細は地域奉仕・環境事業主任から通知		
	RBM（ロールバックマラリア）	詳細は地域奉仕・環境事業主任から通知		
	YES	詳細はEMC事業主任から通知		
	FF	詳細は地域奉仕・環境事業主任から通知		
	BF（現金）	詳細は国際・交流事業主任から通知		
	Yサ・ユース	詳細はYサ・ユース事業主任から通知		

随時・その他

期　限	項　目	方　法　等	完了月日	担当者
請求書到着後1か月以内	入会金 （新クラブチャーターメンバーも同じ）	「会員異動報告書」に基づき、クラブ会長宛に請求書を送付 ◦入会金　6,500円 ◦チャーターメンバー入会金　5,500円 ◦区大会支援金　500円		
随　時	EF（1口120CHF以上）申込みは理事へ	「払込取扱票」に内容を記入して郵便局から送金 「EF・JWF献金申込書」に記入しファクス送信		
	JWF（1口5,000円以上）申込みは理事へ			
	募金・献金	「払込取扱票」に内容を記入して郵便局から送金		
請求書到着後1か月以内	その他	請求書に基づき送金		

各クラブ会計の皆様にお願い（部長のご指導をお願いします）

①西日本区への送金は、全て所定の「払込取扱票」を使って郵便振替にて送金してください。

※「払込取扱票」がなくなった場合は、西日本区事務所にご請求ください。

※メネット事業に係る送金は、上記取扱いとは異なりますので、ご注意ください。

②「支払人」の氏名・クラブ名・電話番号を忘れずに記入してください。

③「払込取扱票」の明細欄に送金項目・金額を必ず記入してください。

入会金、Yサ・ユース、BF現金、CS、TOF、EF、JWF、YES、RBM等の送金は、必ず西日本区の「払込取扱票」でお願いします。明細・日付・クラブ名・振込人氏名もご記入ください。

※ご不明な点は、西日本区会計または西日本区事務所までお問い合わせください。

7　新クラブチャーターとチャーターメンバー

(1)　報　告　当該時期の理事、西日本区事務所にご報告ください。
(2)　会　費　チャーターした月の属する半期分の西日本区に対する会費、負担金は免除されます。
(3)　入会金　クラブ会長宛に請求書が送付されます。
(4)　登録費　国際へのクラブ加盟金として100スイスフラン（円換算は西日本区事務所へお問い合わせください）を西日本区会計へ振り込んでください（区事務所から請求書送付）。

8　クラブブリテン

(1)　必要記載事項
クラブブリテンは会員の機関紙であり、外部への広報紙でもあります。その内容はクラブの自主性に任されますが、用紙は必ずA4サイズを使用し、次の事項を記載してください。
・国際会長主題　・アジアエリア会長主題　・西日本区理事主題

(2)　送付先
・クラブ会員　・西日本区役員送付先シールの宛先
（常任役員・監事・部長・事業主任・各委員会委員長・クラブ会長・国際関係役員・部選出代議員・その他）

注１　ブリテンの保存はクラブで厳格にその方法を定めてください。５年分毎に製本することをお勧め致します。
注２　webにてブリテンを発行する場合も、広く見て頂けるよう、web掲載以外の伝達手段に配慮が必要です。

9　ワイズ物品

(1)　**物品の発注方法と送付方法**
1997年7月1日以降、物品の保存と発送は業者委託になりました。ご注文は下記の委託業者まで、お申し込みください。
株式会社　斎藤工芸
注１　物品と共に請求書が送付されます。代金は委託業者へ直接お支払いください。
注２　消費税、送料は各クラブ負担となりますので、ご了承ください。

(2)　**その他**
ワイズマークを使用した物品を各クラブあるいは部で製作される場合は従来通り、「ワイズの良識」に基づいて、クラブや部の責任において製作してください（ロゴマークの形・色には厳格な規定があります。事前にご確認ください）。
（国際のホームページからダウンロードできます）

10　各事業の区への報告期限

(1)　TOF、CS、FF　地域奉仕・環境事業主任から案内されますが、3月15日までに送金してください。
(2)　BF　国際・交流事業主任から案内されます。
使用済み切手　2月末日までに下記へ送ってください。
㈲フクオ　Y's係御中
（使用済切手送付用はがきは、区事務所にあります。区ホームページ資料庫からダウンロードもできます）
現　　金　3月15日までに送金してください。

11　各種報告書の送付について

チェックリスト

期　　限	項　　目	方　　法　　等	完了月日	担当者
2020年7月10日まで	前期半年報	部長に報告（半年報を郵送）		
2021年1月10日まで	後期半年報	部長に報告（半年報を郵送）		
逐　　次	会員異動報告書	西日本区事務所へファクス ※EMC事業主任、部長、EMC事業主査へもコピーを送付		
随　　時	EF献金申込書	西日本区理事または国際・交流事業主任 ※国際・交流事業主査、西日本区事務所へもコピーを送付		
	JWF献金申込書	西日本区理事または国際・交流事業主任 ※JWF管理委員長、西日本区事務所へもコピーを送付		
期　日　指　定	国際会長選挙 国際関係の投票など	国際協会事務局(IHQ)：指定期日までに必着		

逐　　次	クラブ活動報告	部長　※区理事にコピーを送付		
	クラブ事業報告	部の事業主査　※区事業主任にコピーを送付		

国際協会事務局

Y's Men International
9 Ave.Sainte-Clotilde CH 1205

その他、国際、アジアエリアの事業主任については、期首に国際よりリストが発刊されます。

12　その他

西日本区の５事業に対する理解を深めるため、各事業主任は積極的に情報発信してください。

(1) **「理事通信」への掲載若しくは同時配信**
「理事通信」に掲載を希望される記事及び事業主任の「事業通信」は、発行締切日までに区書記または区理事事務局宛にメールで送付してください。

(2) **「事業通信」などの西日本区ホームページへのアップ**
- 随時、書記宛にメールで送付してください。広報・情報委員長にアップの依頼をします。
- 「理事通信」と同時配信したものは、ホームページにもアップします。

(3) **事業主任に係る書類作成**（西日本区ホームページ「資料庫」の活用）
① 事業引継書：直前事業主任から受け取る（翌年は同じものを作成し次期事業主任に）
② 主任・主査研修会：開催申請用紙を理事（書記・会計・区理事事務局）に提出同時に経費の申請書も。開催後に議事録を提出。
③ 事業委員会：開催申請書・役員請求書（会計）・報告書の提出

◎ 何事にも「**期限厳守**」でお願いします（遅れそうなら事前にご連絡を）
◎ 新しくなった西日本区ホームページ（特に「資料庫」）を一度閲覧しご活用ください。ワイズ活動に役立つ情報が見やすく掲載されています。
◎ ご不明な点は、西日本区書記（理事事務局）もしくは西日本区事務所までお気軽にお問い合わせください。

クラブ会員数と出席率の計算

● 会員の種類

① 正 会 員　20歳以上のクラブ入会式をすませた会員（※YMCA会員であること）
② 広義会員　クラブに籍を置くことを希望するが、正当な理由により毎回例会に出席することができない会員（理事の承認必要）
③ 功労会員　永年、会員として功績のある会員（クラブ役員会承認必要）
④ 連絡主事　所属YMCAから指名された職務としての会員（１名）
※クラブ会員とは上記①～④の会員の総計を言います。あらゆる報告の「クラブ会員数」には、この数字をご報告ください。
※特別メネットについては集計に含めません。

● 例会出席とは

① 第一例会出席　◦クラブ第一例会に出席した場合
② メイクアップ　◦クラブ第二例会・クラブ役員会に出席した場合
◦東西日本区大会・部会・部評議会に出席した場合
◦内外の他クラブ例会に出席した場合
◦ワイズとYMCAの国際大会・国際的会合に出席のため例会日に不在の場合
※メイクアップの期間（有効期間）は、前月の例会日の翌日から翌月の例会日の前日までの前後２ヶ月間

● 出席率の算定方法

その月の第一例会出席数・メイクアップ会員数の合計を、クラブ会員数から広義会員・功労会員をのぞいた数で割ります。
※広義会員・功労会員は出席率計算から除かれます。
※出席者数は絶対数で、重複いたしません。

※小数点以下１位まで算定（２位を四捨五入）（例　96.15％→96.2％）

各種書式　◦半年報（前期用・後期用）　◦会員異動報告書　◦役員会議案書　◦広義会員承認願　◦功労会員届
◦各種事業実施報告書　◦Ｙサ・ASF 事業資金援助申請書　◦CS 事業資金援助申請書　◦ EF・JWF 献金申込書

※上記を含む各種書式については、西日本区公式ホームページ　http://www.　　/　の［資料庫］「諸届け用紙」からダウンロードできます。

新クラブ発足の手続きについて

スポンサークラブの手引きにより数回の準備会が開かれ、入会者の人選が始まり「入会申込書」が用意されます。

モデル案に従い「クラブ会則」が話し合われ、その詳細が決められ、総会の決議を得るまで運用されます。

いよいよ設立が決定されれば、「呼びかけ文」を用意し、「設立総会」の準備をします。

国際協会から加盟認証状を受領するまでは○○仮ワイズメンズクラブと称します。

新クラブが国際協会に加盟するためには、西日本区理事の承認のもと、国際協会 HP の専用ページに必要事項を記入し、登録送信しなければなりません。会員の顔ぶれが固まり、「チャーターナイト」の日取りが確定したら、できるだけ早く申請手続きを始めてください。国際協会 HP へのアクセス及び入力方法については、まず西日本区事務所に問い合わせ下さい。

【クラブチャーター登録申請のために必要な要件及び手順】

原則的に、これは西日本区理事が新クラブの状況を調べて国際協会に提出するべきものです。必ず当該期の理事、また西日本区事務所と綿密な打ち合わせを実施し、資料の原案を作成して下さい。

国際協会 HP への登録手続き入力は英文となりますが、原案資料は日本語でも構いません。あらかじめ以下の記入すべき要件を別紙に書くなどして整理したものを、西日本区事務所にチャーターナイトの３ヶ月前までに提出し、登録手続き方法について相談して下さい。

その要件は以下のとおりです。

①クラブ概要について（Charter Check List）

1. クラブ名：ローマ字で正確に、頭には都市名を冠する
2. 新クラブ設立時のメンバー人数
3. 会則で決めている年会費額（円）
4. 部あるいはスポンサークラブ主催の役員研修の実施年月日
5. チャーターナイトの年月日
6. スポンサークラブの名前
7. 所属する部（HANDBOOK&ROSTER を参照すること）
8. 新クラブ会長の名前と住所
9. 新クラブの書記の名前
10. 新クラブの連絡主事の名前
11. 加盟承認状の受取人の名前と住所（ジュネーブから直送されます。）
12. 例会の曜日、例会の開始時刻と終了時刻、頻度（例：Once a month）、例会会場

② APPLICATION FOR AUTHORITY TO ORGANIZE AND MAINTAIN A Y'S MEN'S CLUB

国際協会 HP より所定の書式をダウンロードして、ローマ字または英文で記入します。これは歴史に残る重要なものですので、紙媒体に出力した原紙１部（オリジナルを新クラブにて保管）、コピー及びデータを西日本区事務所にて保管します。

所　在　都　市　名：ローマ字で記入
全　員　の　署　名：最初に会長、次に会の書記、その他全員、ローマ字でサイン
Ｙｅａｒ　ｏｆ　Ｂｉｒｔｈ：生まれ年を西暦年で記入
スポンサークラブの名前：ローマ字で記入
チャーターナイトの予定日：英語で記入

③クラブ会則・細則

日本文でよいが、頭に次のように記入する事。

【The Constitution and By-laws of the Y's Men's Club of ○○○○】

WORD、PDF などのデータ形式にて西日本区事務所へお送り下さい。

④全会員の会員異動報告書、及び一覧名簿

それぞれを作成し、データ形式にて西日本区事務所に送ってください。

西日本区事務所は①～④の内容を精査し、西日本区理事へ報告し、理事はこれを確認します。理事の承認後、西日本区事務所は①～④のデータを、新クラブ会長予定者もしくはデータ作成担当者と協力して、国際協会 HP を通じてジュネーブ国際事務所に送ります。

これらについて国際協会 HP への登録が済みましたら、西日本区事務所を通じて、クラブ登録費 100 スイスフランと加盟金 5,500 円（6,500 円－ 1,000 円）／人を納めてください。

国際会長と国際書記に新クラブ発足に際して「メッセージ」を依頼する時は、西日本区事務所にその旨依頼する事。

申請後にチャーターメンバーの追加をすることができます。ただし、チャーターデイト（① Charter Check list の理事が記入した申請日）から 60 日以内に、その本人たちの署名した申請状をジュネーブの国際事務所に発送しなければなりません。この時は西日本区事務所に連絡してください。

注：認証状のコピーは必ず、西日本区事務所に送ってください。西日本区事務所で大切に保管いたします。

ワ イ ズ 用 語 抜 粋

1. **IBC　International Brother Clubs　国際兄弟クラブ**
クラブが外国の特定クラブと兄弟縁組みを締結し交流を続けること。またその相手クラブのこと。

2. **IBC トライアングル　IBC Triangle（IBC 三角形）**
A クラブが B クラブ、C クラブと IBC 関係にあるとき、B、C クラブ間も IBC を締結して三角形の関係を作ること。“ワイズ先進国”の A クラブと B クラブが“ワイズ途上国”の C クラブと共通の兄弟になって協力して支援しようという発想から生まれた。

3. **アジア地域（エリア）　Asia Area**
ワイズメン運動の国際行政区分である９地域（Area）の一つ。西日本区、東日本区、台湾区、フィリピン区、南東アジア区（香港・シンガポール・インドネシア・マレーシア・タイ・ミャンマー・バングラデシュ）、スリランカ区の６区（Region）から成る。アジア地域事務所は香港のアジア太平洋 YMCA 同盟内に置かれる。

4. **アジア地域事務所　Asia Area Office**
アジア地域の行政を円滑に進めるために、専任のスタッフを持ち、地域会長の指導のもと、地域のワイズの事務を行う。

5. **アレキサンダー奨学資金（ASF）　Alexander Scholarship Fund**
ワイズメンズクラブの創始者 P・W・アレキサンダーを記念して設置された奨学資金。将来 YMCA に奉職しようとする有意の青年への財的支援をする目的で創設された。

6. **EMC　Extension, Membership ＆ Conservation**
E は新クラブを設立すること。MC は新会員増強と意識高揚をはかること。ワイズメン運動を直接拡大強化する事業である。

7. **YEEP（イープ）　Youth Educational Exchange Program**
ワイズ運動に理解ある青少年のワイズ・ユース留学生の交換留学制度。国際協会を通じて派遣と受け入れがある（原則は夏から翌年の夏までの１年）。

8. **ウエルネス　Wellness**
人間生活を個人的にも社会的にも健全なものにしようという運動。現代人を取り巻くストレス・運動不足・環境破壊などに意識して立ち向かい、こころ・からだ・人間関係のすべてにわたってあるべき姿を追求する。

9. **エリア　Area（地域）**
国際ワイズメン運動を進めるため、世界を地理的に９つの地域に分割する。アフリカ、アジア、韓国、カナダ／カリブ海、ヨーロッパ、インド、ラテンアメリカ、南太平洋、米国の９地域である。各地域は国際議員選出の母体となり、地域行政は、その地域選出の国際議員の中から選ばれた地域会長（AP）により指導される。

10. **エルマークロウ賞　Elmer Crowe Award**
年度中に特に傑出した働きをした部長に与えられる国際賞。任期半ばで倒れたカナダの元理事エルマー・クロウ氏を記念して創設された。区理事が受賞候補者を地域会長に推薦し、国際会長が最終決定する。

11. **エンダウメントファンド　Endowment Fund　信託基金**
国際ワイズダム発展のための特別な基金。記念すべき出来事・行事または個人の慶弔事などのおりに寄付金を国際協会に送って積み立てる。基金評議会が管理し、その果実を運用する。120CHF 以上の寄付者名とその記念事項は国際が永久に保管する「ゴールデンブック」に記載される。国際にこの基金の推進委員会が設けられており、西日本区では国際・交流事業主任が推進する。

12. **監事　Auditor**
区の運営全般に注意を払い、区役員に適切な助言・督励をするために、２名の監事を置く。区の指名委員会によって指名され、代議員会で承認されて２年間の任に就く。１年目は主として行政面、２年目は主として財政面の監査を行う。

13. **キリスト教精神　Christian spirit**
イエス・キリストが示された博愛・奉仕・自己犠牲のこと。

14. **区事務所　Regional Office**
西日本区の事務のうち特定のものを集中して処理するための事務所。

15. **区連絡主事　YMCA Liaison Service to Japan West Region**
日本 YMCA 同盟総主事の指名にもとづき理事が委嘱した、西日本区と YMCA 同盟との連絡・調整をする YMCA 主事。

16. **区役員　Regional Officers**
区役員会の構成は、理事、次期理事、直前理事、区書記、区会計、部長、事業主任および名誉理事とする。

17. **広義会員　Members-at-large**
クラブ会員がワイズメンズクラブのない地方へ移住したときなど正当な理由がある場合は、クラブから西日本区理事に申請し承認を受けて、その人を例会出席義務のない広義会員にすることができる。広義会員は、例会出席以外のことについては正会員と同じ権利、義務をもつ。

18. **功労会員　Senior Service Members**
永年クラブのために尽くしてきた功績著しい会員を、クラブ役員会の承認を経て、理事に届け出て功労会員の地位を贈ることができる。功労会員は例会出席義務を免除されるほかは、正会員と同じ権利、義務をもつ。

19. **国際会長　International President**
国際ワイズメン運動のトップリーダー。立候補制で任期は１年。就任の２年前に全世界のクラブ会長の投票によって選ばれ、就任前の１年間は次期国際会長として活動する。

20. **国際議員　International Council Members**
定員15名を世界9地域に人数割で割り当て、各地域でクラブ会長が投票人となって選出する。任期2年、再選なし。地域会長は、任期中の国際議員の中から選出される。

21. **国際議会　International Council Meeting**
ワイズメンズクラブ国際協会の立法機関。国際憲法の改廃をはじめ、協会の予算の決定、諸事業・規程（定）の新設・改廃、国際大会開催地の決定など、国際ワイズメン活動のすべての重要案件を処理する。国際執行役員と、各地域から人数割で選出される15名の国際議員により構成される。例年7月または8月に会合があり、詳細な議事録（ミニッツ）が作成される。

22. **国際協会　International Association**
世界のワイズメンズクラブを構成員として設立されている団体。その立法機関は国際議会、行政機関は執行役員会と地域会長。

23. **国際事業主任　International Service Director**
国際会長のスタッフとして事業ごとに置かれる国際役員。

24. **国際事務局　International Headquarters**
IHQともいう。国際協会の常設事務所はジュネーブに置かれている。国際書記長以下有給のスタッフが、全世界の役員・委員・区理事・クラブ会長などに事務連絡を行い、すべての実務をこなしている。

25. **国際大会　International Convention**
2年ごとに開催される国際ワイズメン運動最大の会合。開催地（ホスト区）は立候補制。通例、偶数年の7月に、3泊4日の日程で、式典・研修・親睦のプログラムが展開される。国際大会委員会（ICC）の下に、ホスト区内に大会実行委員会（HC）が組織され、大会全般の準備と実行にあたる。

26. **コメット　Y'slings**
日本ではワイズメンの子女のことをコメットと呼ぶが、国際の呼称はワイズリングズである。

27. **ゴールデンブック　Golden Book**
エンダウメントファンドへの献金者名とその事由を記録する奉加帳。革表紙の立派な装本で、ワイズが続く限り永久に保存される。

28. **CS　Community Service**
地域社会奉仕のこと。国際のタイム・オブ・ファスト事業の区内推進と、区独自のCS基金の募金・運用活動とを合わせ、西日本区ではCS事業と呼んでいる。各クラブは区のCS活動に参加するとともに、関係YMCAと協力してその地域社会の求めに応える奉仕の実践を心がける。従って、CSとは大は地球社会の、小は近隣社会の隣人への、心を込めた奉仕活動であるといえる。

29. **CS資金　CS Fund**
以前はアジア基金（AF）と呼ばれ、東・西日本のワイズメンによって、アジアのワイズメンとの交流協力に役立てられてきた資金。区CS事業の一つの柱として、国内外からの援助要請に応えて役立てられている。資金源は、お年玉付き年賀はがきの当選切手の収益金および自由献金その他の収入をもってまかなわれる。

30. **JWF（西日本ワイズ基金）　Japan West Y's Men's Fund**
西日本のワイズ運動の継続的奉仕活動を支えるための基金。1975年、熱海の第51回国際大会を開催するにあたり、全会員による拠金と国際からの還付金とが基になっている。当初「アタミ基金」として、9,252,420円から発足し、その後「日本ワイズ基金」となった。1997年7月1日、同基金は東・西両区に分割譲与され、「西日本ワイズ基金」としてスタートした。寄贈者および寄贈理由を記入する奉仕帳が備えられている。

31. **事業委員会**
事業委員会は、事業主任の任務を支援することを目的として設置される。その構成は、事業の継続性と新規事業の開発などを考慮して、事業主任と直前および次期事業主任とする。

32. **事業主査　District Service Director（DSD）**
部長のスタッフとして事業ごとに置かれる部役員。

33. **事業主任　Regional Service Director（RSD）**
区理事のスタッフとして事業ごとに置かれる区役員。

34. **出席率　The Percentage of Member's attendance**
クラブ活性度を示す、例会の会員出席率。出席率は100%表示とし、小数点以下2位を四捨五入とする。

35. **常置委員会**
常置委員会は、区の運営に当たって長期におよぶ事項を管理・運営するために役員会の決議により設けられ、委員は理事が任命する。

36. **常任役員（会）　Regional Executive Officers**
理事、次期理事、直前理事、書記、会計を区の常任役員といい、区の常任役員会を構成する。

37. **職業分類　Classification of Occupations**
クラブ会員が"幅広い職業分野にわたり、特定の業界の人々で固まらない"ようにするのが望ましい。

38. **STEP（ユース短期交流事業）　Short Term Youth Exchange Program**
ワイズリングズを対象とした3週間から12週間の短期交流制度。

39. **世界YMCA同盟　World Alliance of YMCAs**
世界各国YMCAの連絡・調整機関。事務所はジュネーブにある。（「ワイズ読本」94頁参照）

40. **専任委員**
事務所に理事が選任する次の専任委員を置く。
1．ヒストリアン　2．トラベルコーディネーター（TC）　3．ワイズメンズワールド翻訳編集委員

41. **代議員（会）　Regional Council Members**
代議員会は西日本区の立法機関である。年次代議員会は西日本区大会に合わせ開催される。クラブ会長はクラブを代表する代議員となる。各部からは部長、直前部長が部選出代議員として加わる。

42. **タイム・オブ・ファスト　グローバルプロジェクト・ファンド　Time of Fast Global Project Fund（TOF-GPF）**
世界の飢餓に苦しむ人々のために、ある月のクラブ例会の食事を抜きにしてその分の金額を国際に集め、その年度に定めた支援目標に捧げる奉仕活動。いわゆる途上国で民生向上のため苦闘しているYMCAの活動を選ぶことが多い。

43. **チャーター　Charter　加盟認証（状）**
設立総会を終えたクラブが国際協会加盟に必要な条件を満たした場合、国際会長がこのクラブの協会加盟を承認すること。またその認証状のこと。

44. **チャーターナイト　Charter presentation ceremony**
チャーターを受けたクラブがこれを近隣クラブ・地元市民に披露する祝会。本来は晩餐会なので、通称チャーター・ナイトという。

45. **DBC　Domestic Brother Clubs　国内兄弟クラブ**
クラブが日本国内の特定クラブと兄弟縁組を締結し、交流を続けること。また、その相手クラブのこと。

46. **特別委員会**
特別委員会は、理事の指示によるプロジェクトに関し、所期の目的を達成するため指定期間内に協議し、その結果を理事に報告する。

47. **特別メネット**
ワイズメンの夫人ではないが、各個クラブが特別メネットとして入会を認めた女性。

48. **奈良　傳賞（つたえ）　Tsutae Nara Award**
日本ワイズメン運動創始者の一人で、戦前のワイズ担当主事、戦後初の日本区理事、国際副会長、初代日本区名誉理事として生涯をYMCAとワイズの発展のために尽くされた故奈良傳（つたえ）氏を記念して、1982年に創設された栄誉ある個人賞。奈良傳賞資格審査委員会の議を経て選ばれ、西日本区大会において表彰される。

49. **西日本区　Japan West Region**
2009年度現在、世界に40ある区（ワイズの行政単位）の一つ。愛知県・岐阜県・富山県の東側県境以西（沖縄を除く）をその領域とする。1997年7月、日本区を東西に分けて東・西日本区が誕生した。その活動は、西日本区定款に基づき、区理事がこれを統率し、区事務所を大阪に置く。

50. **バランタイン賞　Harry M. Ballantyne Award**
長年ワイズ運動に尽くしたメンバー、メネットに贈られるワイズ最高の栄誉ある個人賞。
ワイズ創立時からの忠実な支持者であったカナダ全国協議会総主事ハリ・M・バランタインが、引退後、特に賞賛に値するワイズメンのためにと提供したのが始まり。通例1年に1名、国際大会またはこれに代わる会の席上で発表される。
我が国では、第4代日本区理事であり国際副会長でもあった大阪クラブの奈良傳がハワイ州ホノルルでの第42回国際大会(1966年)で初受賞した。

51. **半年報　Semiannual report**
各クラブが7月1日と1月1日現在の会員数の変化を西日本区に提出する報告書。また、西日本区事務所から8月1日と2月1日現在の国際半年報が国際協会へ提出される。それぞれ西日本区費、アジア地域会費、国際会費などの算定基礎となる。

52. **BF　Brotherhood Fund　ブラザーフッド資金**
国際役員やBF代表が公式行事に参加する旅費などの資金源として、全ワイズメンの参加によって集められる資金。使用済み郵便切手を集め、切手市場で換金している。以前はビショップ・ファンドと言われていた。切手を有利に換金するために奉仕する専門家のワイズメンをフィラテリストといい、またこの資金の支出面を担当する委員会が国際にBFEC（Brotherhood Fund Expenditure Committee）として設置されている。

53. **BF代表　BF Delegate**
BFから旅費を支給されて、ある区から他地域（区）を公式訪問する代表者。前年度BF拠出実績に応じ、BFECが次年度のBF代表の枠（どの地域からどの地域へ何名）を定めて、公募する。BF代表（フルグラント）に応募するには、自分自身も所属クラブもBFを規定ポイント以上拠出していなければならず、また訪問先のTC（Travel Coordinator）の作る日程に従って3週間以上5週間以内の旅程を全うできなければならない。国際・地域大会への費用の一部が支給されるBF代表枠（パーシャルグラント）もあり、公募される。

54. **ヒストリアン（国際）　Historian**
全世界のワイズ関係の公式文書を入手管理し、史料として整備する役。区報、クラブチャーター資料、大会開催資料など、使用言語のいかんによらず、ヒストリアンに送付する必要がある。

55. **ヒストリアン（西日本区）　Historian**
西日本区内の出来事を把握してワイズダムの歴史としてまとめる人。

56. **部　District**
ワイズ運動を協力して進めるために区組織の中で地域別に分けられた2つ以上のクラブによる組織体。通常年1回の部会および数回の評議会を開いて部の方針および運営を協議・決定するとともに、属するクラブメンバー全員の研修と交流を図っている。

57. **副区　Sub-Region（Section）**
区の規模が過大になった場合、その活動をより効果的にするために設けられるもの。副区は副区理事によって指導される。

58. **部長　District Governor**
部を代表するリーダーであり、部会・部評議会の招集者。区に対しては代議員、役員、理事・監事候補者指名委員会委員となる。部評議会で次期部長に指名され、翌年区理事によって部長に任命されて、1年間の任に就く。

59. **物品　Supplies**
ワイズメンズクラブの活動に用いる備品・バッヂ類などの総称。

60. **部評議会　District Council**
部の活動をその全構成クラブによって協議決定するための部の最高決議機関。

61. **ブリテン　Bulletin**
クラブの機関紙として毎月発行される会報。月報ともいう。その月の例会プログラム、前月の在籍者数・出席者数・出席率、BFポイント成績、活動計画、活動報告、会員消息などを掲載する。

62. **名誉理事　RD Emeritus**
区理事経験者であって、万人の師表と仰がれる模範的ワイズメンを、区代議員会の決議によって名誉理事に推挙し、国際議会の承認を経て任命される。名誉理事は西日本区の終身役員である。

63. **メーキャップ　Make-up**
クラブの定例会に代えて、他クラブ例会、部会、区大会等に出席し、その証明を自クラブに届け出て、その月の出席ポイントの認定を受けること。

64. **メール委員**
各クラブに１名おき、西日本区からの理事通信などの情報をメール受信し、クラブ内に伝達する。

65. **メネット　Y's Menettes**
ワイズメネットの略。ワイズメンの夫人および各個クラブが特別メネットとして入会を認めた女性。

66. **メネット会　Y's Menettes Club**
メネットたちが、国内外のワイズ活動を支援するとともに、独自の事業を計画、実施することを目的として組織する会。

67. **UGP　Unified Global Project**
ワイズメンズクラブの認識度のアップを願い始められた国際レベルの統一５ヵ年事業。ワイズのUGP事業として国際議会で決定された。西日本区では区、部、クラブはそれぞれ独自に、あるいは共同（協働）して、第１期（2005年から）はHIV／AIDS関連事業を展開している。第２期（2010年から）はマラリア撲滅関連事業を展開。

68. **ユース　Youth**
ワイズダムの発展のためには、若者の積極的な参加が重要となってくる。ユースとは、ワイズのコメットだけでなく、YMCAのリーダー、そのOB、海外からの留学生も含む若者の総称。

69. **ユース研修生　Youth Intern**
1994年のICM（国際議会）で設立が認められた制度。ジュネーブの国際本部事務局での仕事に原則１年間従事することにより、異文化の学びと、独立した生活などを体験し、将来ワイズダムに貢献する人材を育成することを目的とする。必要条件は、ワイズおよびYMCAに関わり、英語力に堪能な22才から30才までの世界の男女。毎年、国際事務局から募集される。2010～2011のユースインターンは日本の橋崎真実さん（西日本区・姫路Ｙ３）が選ばれた。

70. **ユースコンボケーション　Youth Convocation**
ハワイで始まった太平洋地域ユースコンボケーションを契機に国際大会、地域大会と同時に開催されるユースの集い。ワイズ国際の各種会議にも代表者が参加する機会が増え、その活動は姫路Ｙ３等の活動となって実を結び、次代のワイズを担う若者が育ち始めている。

71. **リーダーシップトレーニング　Leadership Training**
ワイズメンとしての指導力養成のための研修。西日本区ではワイズアカデミー委員会が次期区役員および次期クラブ会長・部事業主査の研修会を2002年度まで開催していた。2003年度からリーダーシップ開発委員会と変わり、研修が引継がれている。

72. **理事　Regional Director（RD）**
国際協会西日本区を代表するリーダーである。区大会を主催し、代議員会、役員会の召集者・議長となる。次期理事が自動的に次年度の理事に指名される。

73. **担当主事　Related Secretary**
クラブ会員として加わり、YMCAとの連絡窓口となる主事。西日本区会費が免除される。

74. **YES（ワイイーエス）　Y's Extension Support**
ワイズ新クラブ設立（Extension）を目指すことを目的とする基金。YESプログラムの目的は新クラブ設立を進めるクラブ、会員を支援するためのもの。このプログラムへの献金は新クラブ設立支援に使われる。YES基金の使用目的を、従来のエクステンションに加えて2022年に向けてワイズ発展のための活動資金にも充てることが出来る。

75. **YIA（ワイ・アイ・エー）　Youth Involvement and Activities**
ワイズメンズクラブが行うさまざまな事業に多くの青年たちを巻き込む活動の奨励、ワイズユースクラブの育成、ユースコンボケーション実施などの活動。

76. **YMCA　Young Men's Christian Association**
キリスト教青年会。ワイズメンズクラブが奉仕の対象としている国際社会教育団体。1844年ロンドンでジョージ・ウィリアムズら青年によって創設され、今では全世界に広がって、世界YMCA同盟を結成している。青少年育成を運動の中心とするが、社会の必要に応え、生涯学習、ボランティアリーダー育成、レクリエーション開発、難民援助などに取り組んでいる。

77. **YMCA・ワイズ・ユース・リエゾン　YMCA Y's Youth Liaison（YYL）**
ワイズメンズクラブとYMCAならびに次世代を担う青年、学生、ユースとの相互理解と発展を図るために設置された連絡責任者。情報の連絡調整を図る役割を担う。西日本区ではＹサ・ユース事業主任がその役割を担う。

78. **ワイズダム　Y'sdom**
ワイズの世界、ワイズ運動の状況、といった意味で用いられることば。

79. ワイズデー　Y's Day
日本のワイズメンズクラブが初めて国際協会に加盟した記念日。
大阪ワイズメンズクラブが日本で初めて国際協会に加盟した1928年11月10日を記念して、11月10日を東・西日本区では、『ワイズデー』としている。

80. YMI ワールド　YMI World
国際協会の機関紙（英文）。東・西日本区では、翻訳版が発行されている。

81. Ｙ３（ワイスリー）
ワイズメンズクラブ活動に共感する若者によるユースクラブ。YMCA、Y's Men、Youth の３つのＹを表している。西日本区には姫路Ｙ３がある。

82. ワイズリー　Y'sly
通信文の末尾に、Sincerely などと同様にワイズの友情を表すために用いられる。また、「ワイズ流に（互いに奉仕の精神で）」という意味の修飾語としても使われる。

83. YYY フォーラム　YMCA, Y's and Youth Forum
1998年11月、東西日本区合同で開催。以後西日本区では1999年よりワイズと YMCA の協働理解のために毎年開催され、Y サ・ユース事業と、YIA への育成活動の原動力ともなっている。2003年度からは、部単位で開催されるようになった。

英 和 対 照 略 語 集

1.	ＡＰ	Area President	地域会長
2.	ＡＰＥ	Area President Elect	次期地域会長
3.	ＡＳＤ	Area Service Director	地域事業主任
4.	ＡＳＦ	Alexander Scholarship Fund	アレキサンダー奨学資金
5.	ＡＳＧ	Area Secretary General	地域書記長
6.	ＡＴ	Area Treasurer	地域会計
7.	ＡＴＣ	Area Travel Coordinator	地域トラベルコーディネーター
8.	ＡＹＲ	Area Youth Representative	地域ユース代表
9.	ＢＦ	Brotherhood Fund	BF 資金
10.	ＢＦＥＣ	Brotherhood Fund Expenditure Committee	BF 支出委員会
11.	ＣＥ	Christian Emphasis	キリスト教精神の理解
12.	ＣＰ	Club President	クラブ会長
13.	ＣＳ	Community Service	地域奉仕
14.	ＤＢＣ	Domestic Brother Clubs	国内兄弟クラブ
15.	ＤＧ	District Governor	部長
16.	ＤＳＤ	District Service Director	部事業主査
17.	Ｅ	Extension	新クラブ設立
18.	ＥＦ	Endowment Fund	信託基金
19.	ＥＭＣ	Extension Membership ＆ Conservation	新クラブ設立、会員増強と意識高揚
20.	ＦＦ	Family Fast	家庭での断食
21.	ＨＣ	Host Committee	大会実行委員会
22.	ＩＢＣ	International Brother Clubs	国際兄弟クラブ
23.	ＩＣ	International Convention ／International Council	国際大会／国際議会
24.	ＩＣＣ	International Convention Committee	国際大会委員会
25.	ＩＣＭ	International Council Meeting ／International Council Member	国際議会／国際議員
26.	ＩＥＯ	International Executive Officer	国際執行役員
27.	ＩＨＱ	International Headquarters	国際事務局
28.	ＩＰ	International President	国際会長
29.	ＩＰＥ	International President Elect	次期国際会長
30.	ＩＰＩＰ	Immediate Past International President	直前国際会長
31.	ＩＳＤ	International Service Director	国際事業主任
32.	ＩＳＧ	International Secretary General	国際書記長
33.	ＩＴ	International Treasurer	国際会計
34.	ＩＴＣ	International Travel Coordinator	国際トラベルコーディネーター
35.	ＪＷＦ	Japan West Y's Men's Fund	西日本ワイズ基金

36.	ＪＷＲ	Japan West Region	西日本区
37.	ＬＤＰ	Leadership Development Program	リーダーシップ開発プログラム
38.	ＬＴ	Leadership Training	リーダーシップトレーニング
39.	ＭＣ	Membership ＆ Conservation	会員増強と意識高揚
40.	ＰＡＰ	Past Area President	元地域会長
41.	ＰＩＰ	Past International President	元国際会長
42.	ＰＲ	Public Relation	広報
43.	ＲＤ	Regional Director	区理事
44.	ＲＤＥ	Regional Director Elect	次期区理事
45.	ＲＳＤ	Regional Service Director	区事業主任
46.	ＲＴＣ	Regional Travel Coordinator	区トラベルコーディネーター
47.	ＲＹＬ	Regional YMCA Liaison to Y's men	区連絡主事
48.	ＳＴＥＰ	Short Term Youth Exchange Program	ユース短期交流事業
49.	ＴＣ	Travel Coordinator	トラベルコーディネーター
50.	ＴＦ	Task Force	実働委員会
51.	TOF-GPF	Time of Fast Global Project Fund	断食のとき資金
52.	ＵＧＰ	Unified Global Project	国際統一事業
53.	ＷＡ	World Alliance (of YMCAs)	世界 YMCA 同盟
54.	ＷＡＬ	World Alliance Liaison to Y's men International	世界 YMCA 同盟（国際ワイズ）リエゾン
55.	ＹＣ	Youth Convocation	ユースコンボケーション
56.	ＹＥＥＰ	Youth Educational Exchange Program	ユース留学生交換事業
57.	ＹＥＳ	Y's Extension Support	ワイズ新クラブ設立（Extension）サポート
58.	ＹＩ	Youth Intern	ユース研修生
59.	ＹＩＡ	Youth Involvement and Activities	若者の参画と活動
60.	ＹＬ	Y's men International Liaison to the World Alliance	国際ワイズ（世界Ｙ同盟）リエゾン
61.	ＹＭＣ	Y's men's Club	ワイズメンズクラブ
62.	ＹＭＣＡ	Young Men's Christian Association	キリスト教青年会
63.	ＹＭＩ	Y's men's International	ワイズメンズ国際協会
64.	ＹＭＩ	Y's men International	ワイズメンズワールド（国際ブリテン）
65.	ＹＳＣ	Youth Service Committee	ユースサービス委員会
66.	ＹＲ	Youth Representative	ユース代表
67.	ＩＹＲ	International Youth Representative	国際ユース代表
68.	ＹＹＬ	YMCA Y's Youth Liaison	YMCA・ワイズ・ユース・リエゾン

組　織　図

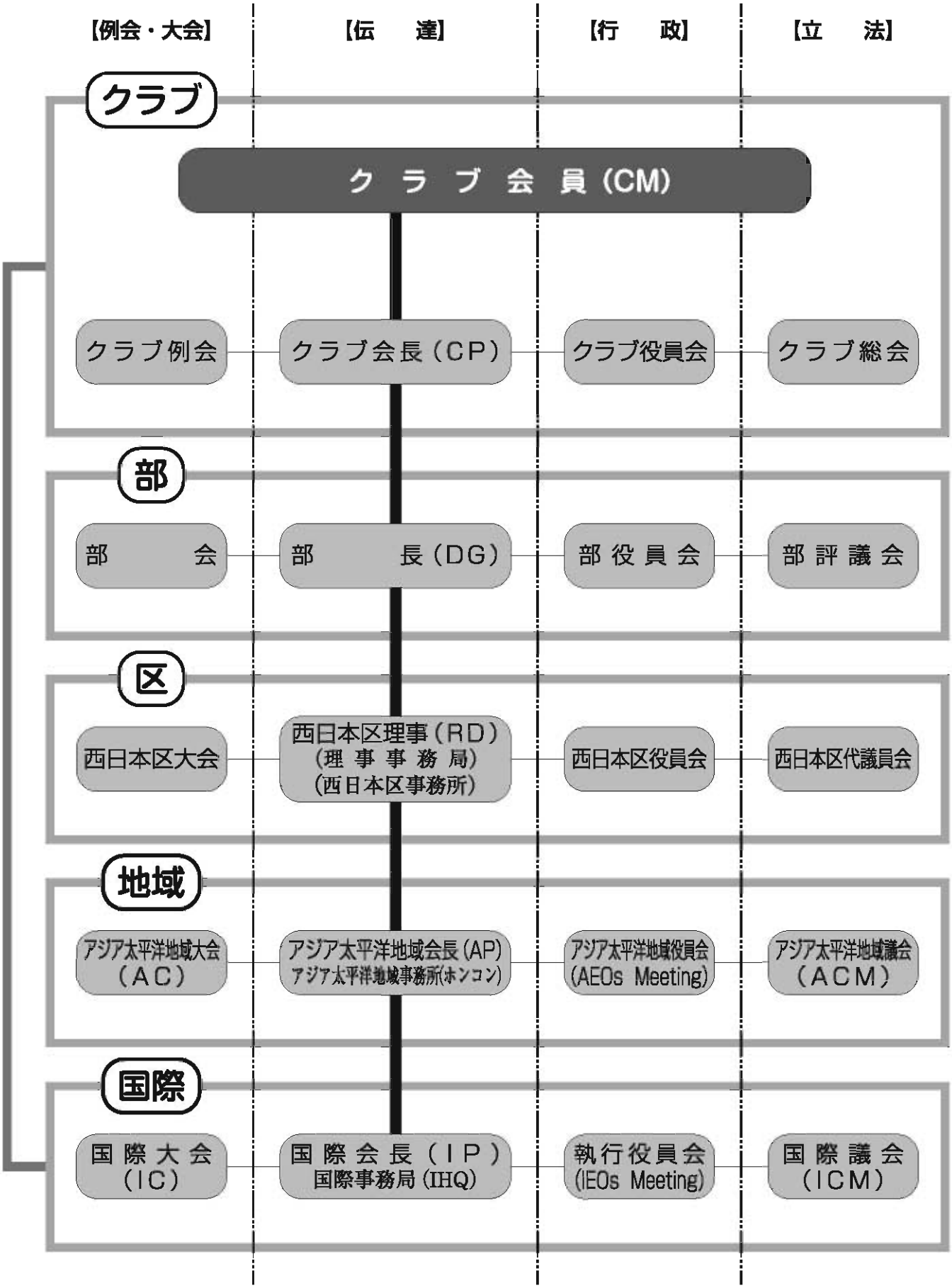
【例会・大会】
【伝　達】
【行　政】
【立　法】
クラブ
クラブ会員（CM）
クラブ例会
クラブ会長（CP）
クラブ役員会
クラブ総会
部
部会
部長（DG）
部役員会
部評議会
区
西日本区大会
西日本区理事（RD）
（理事事務局）
（西日本区事務所）
西日本区役員会
西日本区代議員会
地域
アジア太平洋地域大会
（AC）
アジア太平洋地域会長（AP）
アジア太平洋地域事務所（ホンコン）
アジア太平洋地域役員会
（AEOs Meeting）
アジア太平洋地域議会
（ACM）
国際
国際大会
（IC）
国際会長（IP）
国際事務局（IHQ）
執行役員会
（IEOs Meeting）
国際議会
（ICM）

クラブ親子関連図 (2020.7.1)

チャーター年月日（　　内の日付はチャーターナイトの日付を示す）
（　　）は解散したクラブ

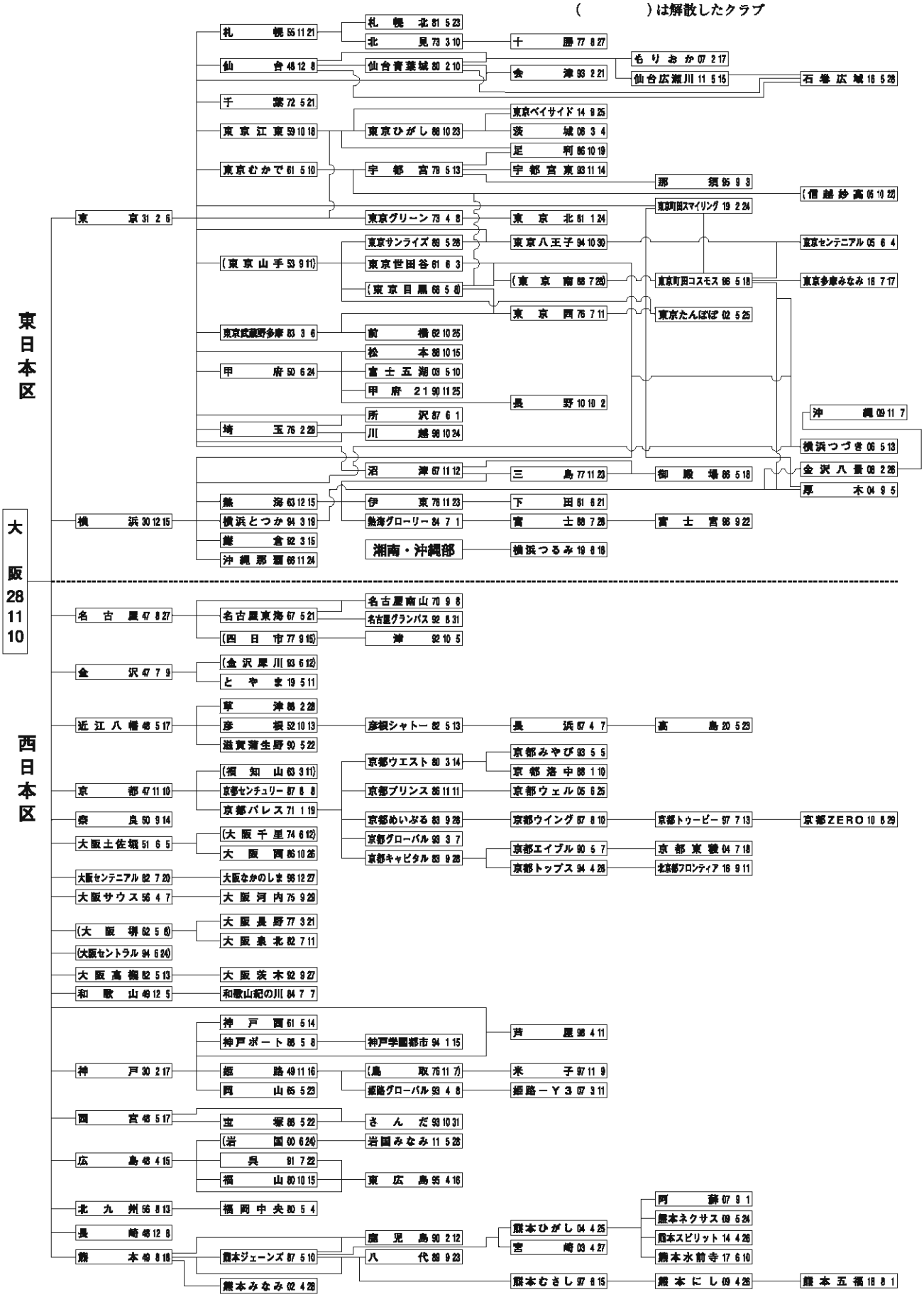

各クラブ名後の日付については、国際協会のChartered Presentation Dateにて記載しています。

東・西日本区現勢 (2020.7.1)

■西日本区

1.	中　部	Chubu District	7クラブ
2.	びわこ部	Biwakobu District	7クラブ
3.	京都部	Kyotobu District	18クラブ
4.	阪和部	Hanwabu District	7クラブ
5.	中西部	Chuseibu District	7クラブ
6.	六甲部	Rokkobu District	8クラブ
7.	瀬戸山陰部	Seto-San-inbu District	4クラブ
8.	西中国部	Nishi-chugokubu District	5クラブ
9.	九州部	Kyushubu District	17クラブ
			80クラブ

■東日本区

1.	北海道部	HOKKAIDO District	4クラブ
2.	北東部	HOKUTOBU District	11クラブ
3.	関東東部	KANTOTOBU District	10クラブ
4.	東新部	TOSHIN District	7クラブ
5.	あずさ部	AZUSA District	10クラブ
6.	湘南・沖縄部	SYONAN-OKINAWA District	9クラブ
7.	富士山部	FUJISAN District	9クラブ
			60クラブ

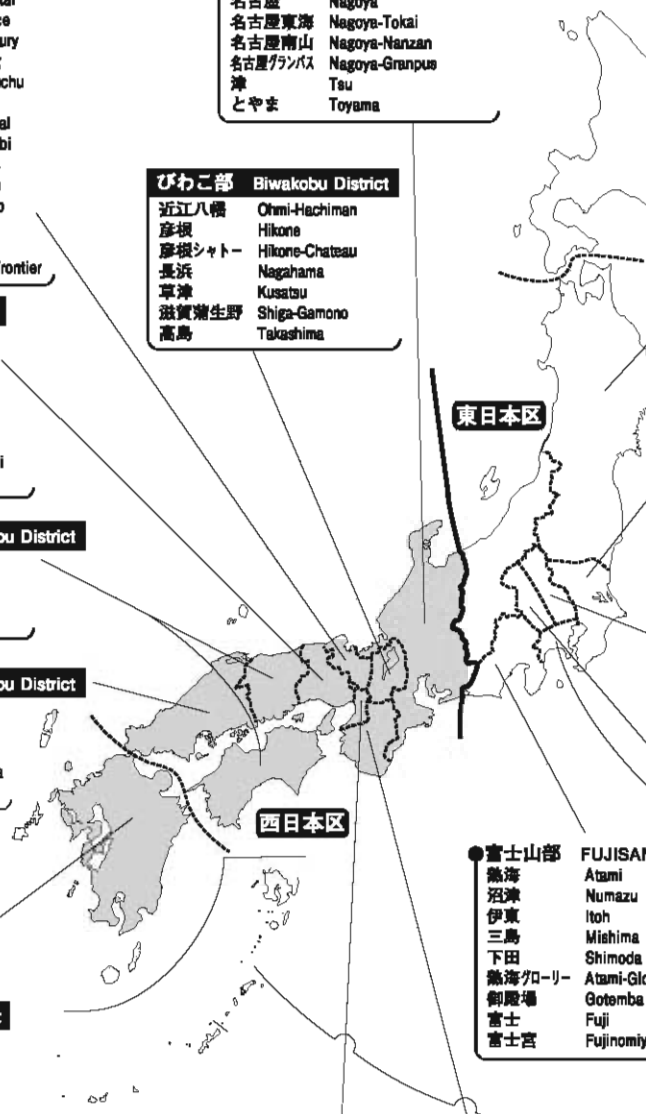

京都部 Kyotobu District

京都	Kyoto
京都パレス	Kyoto-Palace
京都ウエスト	Kyoto-West
京都めいぷる	Kyoto-Maple
京都キャピタル	Kyoto-Capital
京都プリンス	Kyoto-Prince
京都センチュリー	Kyoto-Century
京都ウイング	Kyoto-Wing
京都洛中	Kyoto-Rakuchu
京都エイブル	Kyoto-Able
京都グローバル	Kyoto-Global
京都みやび	Kyoto-Miyabi
京都トップス	Kyoto-Tops
京都トゥービー	Kyoto-Tobe
京都東稜	Kyoto-Toryo
京都ウェル	Kyoto-Well
京都ZERO	Kyoto-Zero
北京都フロンティア	Kitakyoto-Frontier

中部 Chubu District

金沢	Kanazawa
名古屋	Nagoya
名古屋東海	Nagoya-Tokai
名古屋南山	Nagoya-Nanzan
名古屋グランパス	Nagoya-Granpus
津	Tsu
とやま	Toyama

びわこ部 Biwakobu District

近江八幡	Ohmi-Hachiman
彦根	Hikone
彦根シャトー	Hikone-Chateau
長浜	Nagahama
草津	Kusatsu
滋賀蒲生野	Shiga-Gamono
高島	Takashima

六甲部 Rokkobu District

神戸	Kobe
西宮	Nishinomiya
神戸西	Kobe-West
神戸ポート	Kobe-Port
宝塚	Takarazuka
さんだ	Sanda
神戸学園都市	Kobe-Gakuentoshi
芦屋	Ashiya

瀬戸山陰部 Seto-San-inbu District

姫路	Himeji
岡山	Okayama
姫路グローバル	Himeji-Global
米子	Yonago

西中国部 Nishi-chugokubu District

広島	Hiroshima
福山	Fukuyama
呉	Kure
東広島	Higashi-Hiroshima
岩国みなみ	Iwakuni-Minami

九州部 Kyushubu District

長崎	Nagasaki
熊本	Kumamoto
北九州	Kitakyushu
福岡中央	Fukuoka-Chuo
熊本ジェーンズ	Kumamoto-Janes
八代	Yatsushiro
鹿児島	Kagoshima
熊本むさし	Kumamoto-Musashi
熊本みなみ	Kumamoto-Minami
宮崎	Miyazaki
熊本ひがし	Kumamoto-Higashi
阿蘇	Aso
熊本にし	Kumamoto-Nishi
熊本ネクサス	Kumamoto-Nexus
熊本スピリット	Kumamoto-Spirit
熊本水前寺	Kumamoto-Suizenji
熊本五福	Kumamoto-Gofuku

中西部 Chuseibu District

大阪	Osaka
大阪土佐堀	Osaka-Tosabori
大阪高槻	Osaka-Takatsuki
大阪センテニアル	Osaka-Centennial
大阪西	Osaka-Nishi
大阪茨木	Osaka-Ibaraki
大阪なかのしま	Osaka-Nakaneshima

阪和部 Hanwabu District

和歌山	Wakayama
奈良	Nara
大阪サウス	Osaka-South
大阪河内	Osaka-Kawachi
大阪長野	Osaka-Nagano
大阪泉北	Osaka-Senboku
和歌山紀の川	Wakayama-Kinokawa

●北海道部 HOKKAIDO District

札幌	Sapporo
北見	Kitami
十勝	Tokachi
札幌北	Sapporo-Kita

●北東部 HOKUTOBU District

仙台	Sendai City
前橋	Maebashi
宇都宮	Utsunomiya
仙台青葉城	Sandai-Aobajyo
足利	Ashikaga
会津	Aizu
宇都宮東	Utsunomiya-Higashi
那須	Nasu
もりおか	Morioka
仙台広瀬川	Sandai-Hirosegawa
石巻広域	Greater Ishinomaki

●関東東部 KANTOTOBU District

東京江東	Tokyo-Koto
千葉	Chiba
東京グリーン	Tokyo-Green
埼玉	Saitama
東京北	Tokyo-Kita
所沢	Tokorozawa
東京ひがし	Tokyo-Higashi
川越	Kawagoe
茨城	Ibaraki
東京ベイサイド	Tokyo-Bayside

●東新部 TOSHIN District

東京	Tokyo
東京むかで	Tokyo-Mukade
東京世田谷	Tokyo-Setagaya
東京町田コスモス	Tokyo-Machida-Cosmos
東京センテニアル	Tokyo-Centennial
東京多摩みなみ	Tokyo-Tama-Minami
東京町田スマイリング	Tokyo-Machida-Smiling

●富士山部 FUJISAN District

熱海	Atami
沼津	Numazu
伊東	Itoh
三島	Mishima
下田	Shimoda
熱海グローリー	Atami-Glory
御殿場	Gotemba
富士	Fuji
富士宮	Fujinomiya

●あずさ部 AZUSA District

甲府	Kofu
東京西	Tokyo-Nishi
東京武蔵野多摩	Tokyo-Musashinotama
松本	Matsumoto
東京サンライズ	Tokyo-Sunrise
甲府21	Kofu 21
東京八王子	Tokyo-Hachiouji
東京たんぽぽ	Tokyo-Tampopo
富士五湖	Fuji-Goko
長野	Nagano

●湘南・沖縄部 SYONAN-OKINAWA District

横浜	Yokohama
沖縄那覇	Okinawa-Naha
鎌倉	Kamakura
横浜とつか	Yokohama-Totsuka
厚木	Atsugi
金沢八景	Kanazawa-Hakkei
横浜つづき	Yokohama-Tsuzuki
沖縄	Okinawa
横浜つるみ	Yokohama-Tsurumi

区 大 会 の 歩 み

回　　数	開　催　日	開催地（ホストクラブ）	理事氏名（ホームクラブ）
第１回協議会	1930年５月12日	甲子園ホテル(大阪)	組織委員　山岡光盛、奈良傳他４人
	1932年６月	日本区設立承認	初代理事　奥　平　　光(神戸)
	1937年８月		２代理事　田　中　章　夫(神戸)
	1938年８月～1940年		３代理事　五十嵐　丈　夫(東京)
第２回協議会	1941年10月26日	宝塚ホテル(大阪)	日本ワイズメンズ連盟組織 会　長　堀　　豊太郎
	1947年８月17～21日	トレド大会　奈良　傳を日本区理事に選任	
第３回大会	1948年４月29日	大阪YMCA(大阪)	４代理事　奈　良　　傳(大阪)
第４回大会	1949年４月29日	東京YMCA(東京)	４代理事　奈　良　　傳(大阪)
第５回大会	1950年３月12日	広島YMCA(広島)	４代理事　奈　良　　傳(大阪)
第６回大会	1951年５月６～７日	北陸女学院―白雲楼(金沢)	４代理事　奈　良　　傳(大阪)
第７回大会	1952年５月３～４日	京都YMCA―ますや(京都)	４代理事　奈　良　　傳(大阪)
第８回大会	1953年５月２～３日	名古屋YMCA―長良川(名古屋)	５代理事　尾　形　繁　之(大阪)
第９回大会	1954年５月２～３日	横浜YMCA―箱根(横浜)	５代理事　尾　形　繁　之(大阪)
第10回大会	1955年５月２～３日	神戸YMCA―有馬(神戸)	６代理事　殖　栗　文　夫(東京)
第11回大会	1956年５月３～４日	東京YMCA―雅叙園(東京)	理事代理国際副会長 奈　良　　傳(大阪)
第12回大会	1957年４月28～29日	大阪YMCA―宝塚(大阪)	７代理事　松　野　文　治(大阪)
第13回大会	1958年４月28～29日	京都YMCA―宇治(京都)	７代理事　松　野　文　治(大阪)
第2回アジア地区大会	1959年４月25～26日	東京YMCA	８代理事　鈴　木　謙　介(東京)
第14回大会	1959年４月26～27日	東京YMCA―椿山荘(東京)	８代理事　鈴　木　謙　介(東京)
第15回大会	1960年４月23～24日	名古屋YMCA―三河三谷(名古屋)	９代理事　小　滝　顕　忠(東京)
第16回大会	1961年５月19～21日	御殿場東山荘(横浜)	９代理事　小　滝　顕　忠(東京)
第17回大会	1962年５月19～20日	神戸YMCA―洲本(神戸)	10代理事　岩　越　重　雄(大阪)
第18回大会	1963年５月18～19日	キャッスルホテル―阿蘇(熊本)	10代理事　岩　越　重　雄(大阪)
第19回大会	1964年５月15～17日	和歌山東邦荘(大阪土佐堀)	11代理事　高　取　寿　男(横浜)
第20回大会	1965年６月４～６日	西熱海ホテル(熱海)	11代理事　高　取　寿　男(横浜)
第21回大会	1966年６月９～12日	読売ランド(東京山手)	12代理事　富　尾　道　隆(神戸)
第22回大会	1967年６月９～11日	旅行会館(京都)	12代理事　富　尾　道　隆(神戸)
第23回大会	1968年６月７～９日	東山荘(東京)	13代理事　坂　村　友　三(東京)
第24回大会	1969年６月７～８日	長島温泉(名古屋・名古屋東海)	14代理事　谷　口　善　之(京都)
第25回大会	1970年８月30～31日	大阪新阪急ホテル(大阪)	15代理事　抱　井　五　郎(東京江東)
第26回大会	1971年６月19～20日	富士急ハイランド(甲府)	16代理事　鳥　居　一　良(名古屋)
第27回大会	1972年６月10～11日	宝塚ホテル(神戸)	17代理事　藤　本　博　信(東京むかで)
第28回大会	1973年６月９～10日	プリンスホテル(札幌)	18代理事　奈　良　吉太良(大阪堺)
第29回大会	1974年６月15～16日	下関マリンホテル(南西部)	19代理事　奈　良　　信(東京山手)
第30回大会	1975年５月３～４日	東山荘(沼津)	20代理事　藤　本　　舜(神戸)
第51回国際大会	1975年７月12～15日	熱海ニューフジヤホテル	国際会長　鈴　木　謙　介(東京)
第31回大会	1976年６月19～20日	奈良県文化会館(奈良)	21代理事　片　岡　健　彦(東京)
第32回大会	1977年６月11～12日	高輪プリンスホテル(東京むかで)	22代理事　津　山　貞　之(名古屋)
第33回大会	1978年６月10～11日	京都グランドホテル(京都パレス)	23代理事　佐　藤　邦　明(東京むかで)
第34回大会	1979年６月９～10日	姫路厚生会館(姫路)	24代理事　小　谷　博　康(京都)
第35回大会	1980年６月７～８日	神奈川県民ホール(横浜・横浜ノース)	25代理事　竹　内　敏　朗(熱海)
第36回大会	1981年６月６～７日	大阪国際ホテル(大阪土佐堀)	26代理事　坂　本　松　男(大阪土佐堀)
第37回大会	1982年６月12～13日	愛知厚生年金会館(名古屋東海)	27代理事　山　田　利三郎(東京西)
第38回大会	1983年６月４～５日	広島市公会堂(広島)	28代理事　松　崎　　豊(姫路)
第39回大会	1984年６月２～３日	東北電力ホール(仙台・仙台青葉城)	29代理事　田　中　　真(東京)
第56回国際大会	1984年７月26～29日	ミシガン・グランドラピッツ	国際会長　竹　内　敏　朗(熱海)

第40回大会	1985年6月8～9日	伊東市観光会館(伊東)	30代理事	野村秋博(名古屋東海)
第41回大会	1986年6月14～15日	福岡郵便貯金会館(福岡中央)	31代理事	青木一芳(千葉)
第42回大会	1987年6月6～7日	浦安文化会館(東京江東)	32代理事	西崎照一(京都めいぷる)
第43回大会	1988年6月4～5日	東山荘(三島・御殿場)	33代理事	鈴木功男(東京)
第58回国際大会	1988年7月27～30日	京都国際会議場	国際会長	Lars-Gustaf Winberg(Sweden)
第44回大会	1989年6月17～18日	大阪ロイヤルホテル(大阪高槻)	34代理事	今村一之(大阪士佐堀)
第45回大会	1990年6月9～10日	京王プラザホテル札幌(札幌)	35代理事	石井一也(東京西)
第46回大会	1991年6月8～9日	下田市民文化会館(下田)	36代理事	中村次郎(福岡中央)
第47回大会	1992年6月13日	九段会館(東京グリーン)	37代理事	加藤利榮(横浜)
第48回大会	1993年6月12～13日	京都国際会館・京都宝ヶ池プリンスホテル(京都洛中)	38代理事	森田恵三(京都ウエスト)
第15回アジア地域大会	1993年10月15～17日	神戸ポートピアホテル(神戸)	アジア地域会長	林博司(台北中央)
第1回東副区大会	1994年6月11～12日	東山荘(東京サンライズ)	39代理事 初代東副区理事	熊谷正弘(柏) 服部幸一(東京グリーン)
第1回西副区大会	1994年6月4～5日	熊本市民会館(熊本ジェーンズ)	初代西副区理事	灰谷隅夫(大阪士佐堀)
第61回国際大会	1994年7月20～23日	シンガポール(オーチャードホテル)	国際会長	青木一芳(千葉)
第49回大会	1995年6月3～4日	国立横浜国際会議場 (横浜・横浜ノース・鎌倉・横浜とつか・東京まちだ)	40代理事 2代東副区理事 2代西副区理事	岡本尚男(京都キャピタル) 原昭三(伊東) 坂本忠幸(和歌山紀の川)
第2回東副区大会	1996年6月8～9日	阿寒グランドホテル(北見)	41代理事 3代東副区理事	太田太(東京多摩) 柳澤廣繁(東京江東)
第2回西副区大会	1996年5月25～26日	六甲研修センター(大阪サウス)	3代西副区理事	鈴木浩之(名古屋東海)
第50回大会	1997年6月7～8日	愛知芸術文化センター(名古屋グランパス)	42代理事 4代東副区理事 4代西副区理事	吉田一誠(名古屋グランパス) 奈良昭彦(東京八王子) 西川寿一(京都パレス)
第1回東日本区大会	1998年6月6～7日	東京TFTホール(東京)	初代理事	鈴木健次(東京ひがし)
第1回西日本区大会	1998年6月13～14日	倉敷市芸文館(岡山)	初代理事	佐々木宣夫(岡山)
第2回東日本区大会	1999年6月5～6日	「新さくら丸」船上(富士)	2代理事	原昭三(伊東)
第2回西日本区大会	1999年6月19～20日	全日空ゲートタワーホテル大阪(和歌山紀の川)	2代理事	伊藤圭介(大阪河内)
第18回アジア地域大会	1999年9月10～12日	北海道幕別町	アジア地域会長	奈良昭彦(東京八王子)
第3回東日本区大会	2000年6月10～11日	東山荘(東京山手)	3代理事	中田靖泰(札幌)
第3回西日本区大会	2000年6月3～4日	都ホテル(京都ウエスト)	3代理事	灰谷隅夫(大阪士佐堀)
第4回東日本区大会	2001年6月2～3日	ホテルニューオータニ(東京北)	4代理事	服部幸一(東京グリーン)
第4回西日本区大会	2001年6月9～10日	鹿児島市民文化ホール(鹿児島)	4代理事	吉本貞一郎(熊本)
第5回東日本区大会	2002年6月14～16日	リザンシーパークホテル(沖縄那覇・沖縄しぃーさぁー)	5代理事	小原武夫(東京世田谷)
第5回西日本区大会	2002年6月8日	ホテルグランビア京都(京都トゥービー)	5代理事	吉本貞一郎(熊本)
		2001年4月26日　大槻隆彦(京都グローバル)次期理事逝去の為　4代理事が就任		
第6回東日本区大会	2003年6月7～8日	宇都宮グランドホテル(宇都宮・足利・宇都宮東・那須)	6代理事	小山正直(東京まちだ)
第6回西日本区大会	2003年6月14～15日	ひこね市文化プラザ・彦根プリンスホテル(彦根シャトー)	6代理事	臼井征郎(長浜)
第7回東日本区大会	2004年6月5～6日	熱海ニューフジヤホテル(熱海)	7代理事	樫村好夫(富士)
第7回西日本区大会	2004年6月12～13日	加賀市文化会館・加賀百万石(金沢・金沢犀川・京都パレス)	7代理事	大野嘉宏(京都パレス)
第8回東日本区大会	2005年6月11～12日	甲府富士屋ホテル(甲府)	8代理事	藤井寛敏(東京江東)
第8回西日本区大会	2005年6月11～12日	国際会議場・ポートピアホテル(神戸・協力六甲部全クラブ)	8代理事	柴田善朗(京都さくら)
第9回東日本区大会	2006年6月3～4日	仙台国際センター・ホテル松島大観荘(仙台青葉城)	9代理事	浅見隆夫(東京グリーン)
第9回西日本区大会	2006年6月10～11日	名古屋国際会議場・白鳥センチュリーホール (名古屋・名古屋東海・名古屋南山・名古屋プラザ・名古屋グランパス)	9代理事	佐野文彦(四日市)
第10回東日本区大会	2007年6月2～3日	伊東温泉　ホテルサンハトヤ(伊東)	10代理事	高田一彦(横浜)
第10回西日本区大会	2007年6月9～10日	松下IMPホール、ホテルニューオータニ大阪 (大阪西・協力中西部全クラブ)	10代理事	森本榮三(大阪高槻)
第11回東日本区大会	2008年6月7～8日	ホテルイースト21、江東区文化センター (東京ひがし)	11代理事	越智京子(東京たんぽぽ)
第11回西日本区大会	2008年6月14～15日	なら100年会館、ホテル日航奈良 (奈良・協力阪和部全クラブ)	11代理事	神谷尚孝(和歌山)
第12回東日本区大会	2009年6月13～14日	とかちプラザ、ホテル日航ノースランド帯広 (十勝・協力北海道部全クラブ)	12代理事	清水弘一(仙台青葉城)

第12回西日本区大会	2009年6月6～7日	熊本市民会館、ホテル日航熊本 (熊本ジェーンズ・協力熊本・八代・熊本むさし・熊本みなみ・熊本ひがし・阿蘇)	12代理事	佐藤典子(熊本ジェーンズ)
第13回東日本区大会	2010年6月5～6日	ハイランドリゾートホテル&スパ(富士五湖)	13代理事	原　俊彦(東京サンライズ)
第13回西日本区大会	2010年6月12～13日	広島国際会議場・リーガロイヤルホテル広島 (広島・協力西中国部全クラブ)	13代理事	鈴木誠也(神戸ポート)
第69回国際大会	2010年8月5～8日	パシフィコ横浜	国際会長	藤井寛敏(東京江東)
第14回東日本区大会	2011年6月4～5日	松本浅間文化センター (松本・協力東京・甲府・甲府21・富士五湖)	14代理事	松田俊彦(東京)
第14回西日本区大会	2011年6月11～12日	ウェスティン都ホテル京都 (京都キャピタル・協力京都エイブル・京都トップス・京都東稜)	14代理事	仁科保雄(京都キャピタル)
第15回東日本区大会	2012年6月2～3日	伊東市観光会館・ホテル聚楽 (伊東・協力富士山部)	15代理事	河合重三(富士)
第15回西日本区大会	2012年6月9～10日	滋賀県立文化産業交流会館 (長浜・協力びわこ部全クラブ)	15代理事	浅岡徹夫(近江八幡)
第16回東日本区大会	2013年6月8～9日	花巻温泉・ホテル千秋閣 (もりおか・協力北東部)	16代理事	駒田勝彦(甲府21)
第16回西日本区大会	2013年6月22～23日	名古屋能楽堂・THE WESTIN NAGOYA CASTLE (名古屋・四日市・協力中部)	16代理事 2013年2月25日　成瀬晃三理事が逝去のため、次期理事が理事代理に就任	成瀬晃三(名古屋)
第17回東日本区大会	2014年6月7日	浅草公会堂・浅草ビューホテル (東京江東・協力東京グリーン・東京北・東京ひがし)	17代理事	渡辺喜代美(十勝)
第17回西日本区大会	2014年6月14～15日	シンフォニアいわくに・岩国国際観光ホテル (岩国・岩国みなみ・協力西中国部)	17代理事	高瀬稔彦(岩国みなみ)
第18回東日本区大会	2015年6月6～7日	厚木市文化会館・レンブラントホテル厚木 (厚木・協力東京・東京まちだ・東京コスモス・横浜とつか)	18代理事	田中博之(東京)
第18回西日本区大会	2015年6月13～14日	ハイアットリージェンシー大阪 (大阪西・大阪なかのしま・協力中西部全クラブ)	18代理事	松本武彦(大阪西)
第26回アジア地域大会	2015年7月31～8月2日	ウェスティン都ホテル京都	アジア地域会長	岡野泰和(大阪士佐堀)
第19回東日本区大会	2016年6月4～5日	長野市若里市民文化ホール・ホテルメルパルク長野 (長野・協力甲府・松本・甲府21・富士五湖・信越妙高)	19代理事	渡辺　隆(甲府)
第19回西日本区大会	2016年6月25～26日	松下IMPホール・ホテルニューオータニ大阪 (大阪泉北・大阪サウス・協力　阪和部全クラブ)	19代理事	遠藤通寛(大阪泉北)
第20回東日本区大会	2017年6月3～4日	ウエスタ川越 (川越・協力埼玉・所沢)	20代理事	利根川恵子(川越)
第20回西日本区大会	2017年6月10～11日	菊池市文化会館・ホテル日航熊本 (熊本にし・熊本・熊本ジェーンズ・八代・熊本むさし・熊本みなみ・熊本ひがし・阿蘇・熊本ヤング・熊本スピリット)	20代理事	岩本　悟(熊本にし)
第21回東日本区大会	2018年6月2～3日	プラサヴェルデ(沼津)	21代理事	栗本治郎(熱海)
第21回西日本区大会	2018年6月9～10日	ANAクラウンプラザ神戸 (神戸・西宮・神戸西・神戸ポート・宝塚・さんだ・神戸学園都市・芦屋)	21代理事	大野　勉(神戸ポート)
第22回東日本区大会	2019年6月1～2日	国立オリンピック記念青少年総合センター (東京サンライズ・協力あずさ部全クラブ)	22代理事	宮内友弥(東京武蔵野多摩)
第22回西日本区大会	2019年6月22～23日	ロームシアター京都(京都トゥービー)	22代理事	遠藤通寛(大阪泉北)
第28回アジア太平洋地域大会	2019年7月19～21日	仙台国際センター	アジア太平洋地域会長	田中博之(東京多摩みなみ)
第23回東日本区大会	2020年6月6日(中止)	ホテルノースランド帯広(十勝)	23代理事	山田敏明(十勝)
第23回西日本区大会	2020年6月13日(中止)	びわ湖ホール・琵琶湖ホテル (近江八幡・彦根・彦根シャトー・長浜・草津・滋賀蒲生野)	23代理事	戸所岩雄(彦根シャトー)
第24回東日本区大会	2021年6月12～13日	甲府湯村温泉郷　常磐ホテル (甲府21・協力あずさ部各クラブ)	24代理事	板村哲也(東京武蔵野多摩)
第24回西日本区大会	2021年6月5～6日	ウェスティン都ホテル京都(京都トゥービー)	24代理事	古田裕和(京都トゥービー)

西 日 本 区 役 員

役職名	氏名（クラブ名）	住所 E−mail	自宅TEL FAX 携帯電話	勤務先	勤務先TEL FAX
《常任役員》		常任役員共通 E-mail：rd20@			
理事	古田裕和（京都トゥービー）		[illegible]		
次期理事	新山兼司（京都トップス）		[illegible]		
直前理事	戸所岩雄（彦根シャトー）		[illegible]		
書記	安井基晃（京都トゥービー）		[illegible]		
会計	小幡弘（京都トゥービー）				
《事業主任》		事業主任共通 E-mail：rd20s@			
Yサ・ユース	益国隆人（広島）				
地域奉仕・環境	藤好基子（大阪なかのしま）				
EMC	竹園憲二（京都ZERO）				
国際・交流	中堀清哲（鹿児島）		[illegible]		
メネット	吉本典子（熊本ジェーンズ）				
《部長》		部長共通 E-mail：rd20b@			
中部	早川政人（名古屋グランパス）				
びわこ部	西川裕介（彦根シャトー）				
京都部	中村隆司（京都ウェル）		[illegible]		
阪和部	中井信一（奈良）				
中西部	吉田由美（大阪なかのしま）				
六甲部	安行英文（さんだ）				
瀬戸山陰部	長壽和子（岡山）		[illegible]		
西中国部	渡邊悦司（呉）				
九州部	松永英明（鹿児島）		[illegible]		
《監事》					
行政監事	遠藤通寛（大阪泉北）				
財政監事	大野勉（神戸ポート）		[illegible]		

役職名	氏名（クラブ名）	住所 E−mail	自宅TEL FAX 携帯電話	勤務先	勤務先TEL FAX
《理事事務局》					
事務局長	髙倉英理（京都ZERO）				
事務局員	北川雅俊（京都ウイング）				
事務局員	合田太一（京都）				
事務局員	金原弘明（京都キャピタル）				
事務局員	吉田真理（京都トゥービー）				
《西日本区事務所》					
西日本区事務所長	古田裕和（京都トゥービー）				
西日本区事務所員	生雲文枝（大阪なかのしま）				
西日本区事務所員	坂本千春（大阪センテニアル）				
《西日本区担当主事》					
	光永尚生（日本YMCA同盟）				

事業委員会

○は委員長

YMCAサービス・ユース事業委員会（Yサ・ASF・YIA）
○ 益国　隆人（広島）　荒川　恭次（名古屋グランパス）　河口　裕亮（彦根シャトー）

地域奉仕・環境事業委員会（CS・TOF）
○ 藤好　基子（大阪なかのしま）　渡壁　十郎（長浜）　河原　正浩（京都トップス）

EMC事業委員会（EMC・YES）
○ 竹園　憲二（京都ZERO）　牧野　篤文（京都トップス）　山口　雅也（京都キャピタル）

国際・交流事業委員会（BF・EF・YEEP・STEP・IBC・DBC）
○ 中堀　清哲（鹿児島）　前田香代子（熊本ジェーンズ）　深谷　聡（名古屋）

メネット事業委員会
○ 吉本　典子（熊本ジェーンズ）　大野　勉（神戸ポート）　竹内　芳江（岡山）

常置委員会

○は委員長　丸の中の数字は通算年数

事務所運営委員会：再任4期迄
○ 古田　裕和　②（京都トゥービー）　戸所　岩雄　③（彦根シャトー）　新山　兼司　①（京都トップス）
安井　基晃　①（京都トゥービー）　小幡　弘　①（京都トゥービー）
＊年次代議員会で承認後、確定

JWF管理委員会：再任4期迄
○ 西野　陽一　④（大阪高槻）　浅岡　徹夫　③（近江八幡）　大槻　信二　④（京都センチュリー）
仁科　保雄　③（京都キャピタル）　杉本　隆人　①（神戸学園都市）　亀浦　正行　①（熊本五福）
古田　裕和　①（京都トゥービー）

奈良傳賞資格審査委員会：再任6期迄　但し特別の事情では更に延長も可
○ 古田　裕和　①（京都トゥービー）　戸所　岩雄　②（彦根シャトー）　遠藤　通寛　⑥（大阪泉北）
大野　勉　④（神戸ポート）　岩本　悟　⑤（熊本にし）　松本　武彦　⑦（大阪西）
髙瀬　稔彦　⑧（岩国みなみ）

ワイズリーダーシップ開発委員会：再任　委員長４期迄　委員６期迄

○　鵜丹谷　剛　②（神戸）　今西　宏樹　⑤（京都トップス）　高井　亮吉　⑤（奈良）
松岡　省吾　⑤（阿蘇）　正村　曉子　⑤（彦根シャトー）　鳥居　翠　⑤（大阪なかのしま）
馬場　貴英　④（西宮）　的場　幸生　③（京都トップス）　馬場　昭宏　③（京都トゥービー）
河原　善人　②（岩国みなみ）

広報・情報委員会：再任　委員長６期迄　委員８期迄

○　大槻　信二　②（京都センチュリー）　加藤　信一　⑦（京都トップス）　守田　富男　⑤（八代）
石津　雅人　②（大阪センテニアル）　大野　勉　②（神戸ポート）　髙倉　英理　①（京都 ZERO）

財務委員会

○　小幡　弘（京都トゥービー）　伊藤　文訓（長浜）　巴山　直久（京都トップス）

区報編集委員会：再任　委員長６期迄　委員８期迄

○　三浦　克文　④（岡山）　森本　榮三　③（大阪高槻）　伊藤　文訓　②（長浜）
小幡　弘　①（京都トゥービー）　安井　基晃　①（京都トゥービー）　髙倉　英理　①（京都 ZERO）

組織検討・安全対策委員会：再任　委員長４期迄　委員６期迄

○　遠藤　通寛　①（大阪泉北）　浅岡　徹夫　⑥（近江八幡）　河合久美子　⑤（京都ウエスト）
山口　吉郎　②（西宮）　工藤　義正　②（大阪土佐堀）

クリスチャニティー委員会：再任　委員長４期迄　委員６期迄

○　川口　恵　④（名古屋）　菅井　恵子　③（滋賀蒲生野）　高田　敏尚　⑥（京都）
髙井　亮吉　③（奈良）　和田　早苗　③（大阪なかのしま）　福田　宏子　③（宝塚）
福永　君二　④（米子）　益国　隆人　⑥（広島）　岩本　芳久　①（熊本五福）

チャプレン　立野　康博　⑤（熊本ジェーンズ）

専　任　委　員　○は委員長

ヒストリアン：再任　委員 12 期迄　濱田　勉　④（奈良）

西日本区ワイズ活動史編纂委員会

○　大槻　信二　④（京都センチュリー）　濱田　勉　④（奈良）　吉本貞一郎　④（熊本）
三浦　克文　④（岡山）

トラベルコーディネーター：再任　委員４期迄　鉄谷　明　③（大阪サウス）

YMI ワールド翻訳編集委員会：任期なし

○　谷本　秀康（東広島）　倉田　正昭（京都）　谷川　寛（大阪センテニアル）
田尻　忠邦（大阪）　中井　信一（奈良）

特 別 委 員 会　○は委員長

ワイズ将来構想特別委員会：再任３期迄

○　森田　惠三　⑤（京都ウエスト）　岩本　悟　⑤（熊本にし）　大野　勉　⑤（神戸ポート）
遠藤　通寛　④（大阪泉北）　戸所　岩雄　③（彦根シャトー）　古田　裕和　②（京都トゥービー）
新山　兼司　①（京都トップス）　三浦　克文　⑤（岡山）　荒川　恭次　⑤（名古屋グランパス）
森本　榮三　③（大阪高槻）　浅岡　徹夫　②（近江八幡）　金子　敏郎　②（広島）

ワイズ・YMCA パートナーシップ検討委員会

○　古田　裕和（京都トゥービー）　戸所　岩雄（彦根シャトー）　遠藤　通寛（大阪泉北）

東西合同委員会　○は委員長

YMI ワールド翻訳グループ

○　田中　博之（東京多摩みなみ）
（東日本区）　青木　一芳（千葉）　朝倉　正昭（東京世田谷）　今城　高之（横浜つづき）
太田　勝人（東京町田スマイリング）　利根川恵子（川越）　比奈地康晴（東京）
（西日本区）　倉田　正昭（京都）　田尻　忠邦（大阪）　谷川　寛（大阪センテニアル）
谷本　秀康（東広島）　中井　信一（奈良）

西日本区担当主事　光永　尚生

西日本区部役員・部代議員名簿

中部

部長		早川政人（名古屋グランパス）
部長主題		知らせよう！　ワイズの奉仕活動を
事業主査	Ｙサ・ユース	清水　淳（とやま）
	地域奉仕・環境	山村喜久（名古屋東海）
	ＥＭＣ	河部　薫（名古屋）
	ファンド	近藤　豊（名古屋南山）
	交流	近藤　豊（名古屋南山）
	広報	荒川恭次（名古屋グランパス）
	メネット	数澤淑子（金沢）

次期部長		早川政人（名古屋グランパス）
直前部長		小林滋記（名古屋南山）
書記		荒川恭次（名古屋グランパス）
会計		服部庄三（名古屋グランパス）
事務局長		高田士嗣（名古屋グランパス）
監事		
連絡主事		遠藤恵美子（名古屋グランパス）
代議員	2020～2021	小林滋記（名古屋南山）
	2020～2022	早川政人（名古屋グランパス）

びわこ部

部長		西川裕介（彦根シャトー）
部長主題		「蘇れびわこ部」
事業主査	Ｙサ・ユース	井之上温代（滋賀蒲生野）
	地域奉仕・環境	太田美智代（近江八幡）
	ＥＭＣ	矢守昭男（長浜）
	国際・交流	宮本年博（彦根）
	メネット	滝本英子（草津）
	200推進チーム	井之上温代（滋賀蒲生野）
	ワイズ起こし	松岡義隆（長浜）
	ＨＰ情報	安田博彦（近江八幡）

次期部長		安田博彦（近江八幡）
直前部長		東　康彦（滋賀蒲生野）
書記		河口裕亮（彦根シャトー）
会計		前川幸久（彦根シャトー）
事務局長		
監事		池田政弘（草津）
連絡主事		久保田展史（長浜）
代議員	2020～2021	東　康彦（滋賀蒲生野）
	2020～2022	西川裕介（彦根シャトー）

京都部

部長		中村隆司（京都ウェル）
部長主題		「人生は一度きり」 ～出会いから全てが始まる～
事業主査	Ｙサ・ユース	幡南　進（京都キャピタル）
	地域奉仕・環境	的場幸生（京都トップス）
	ＥＭＣ	坂口祐司（京都ZERO）
	国際・交流	牧野万里子（京都ウエスト）
	メネット	中村典子（京都ウェル）
	ＰＲ委員長	近藤敦无（京都東稜）

次期部長		中村隆司（京都ウェル）
直前部長		島田博司（京都ウエスト）
書記		今村隆宏（京都ウイング）
		松田博一（京都ウェル）
会計		蒔田茂夫（京都プリンス）
事務局長		西村和真（京都洛中）
監事		川上孝司（京都パレス）
連絡主事		藤尾　実（京都YMCA）
代議員	2020～2021	島田博司（京都ウエスト）
	2020～2022	中村隆司（京都ウェル）

阪和部

部長		中井信一（奈良）
部長主題		「寄り添う。忘れない。」 (Stay with you. Never forget you.)
事業主査	Ｙサ・ユース	福田智也（大阪長野）
	地域奉仕	大谷　茂（和歌山紀の川）
	ＥＭＣ	鉄谷　明（大阪サウス）
	将来構想委員長	遠藤通寛（大阪泉北）
	交流	東　正美（和歌山）
	広報	正野忠之（大阪泉北）
	メネット	丸尾欽造（大阪河内）

次期部長		大谷　茂（和歌山紀の川）
直前部長		飯沼　眞（大阪泉北）
書記		髙井亮吉（奈良）
会計		内田勝久（奈良）
副書記（事務局長）		濱田　勉（奈良）
監事		横田憲子（大阪河内）
連絡主事		菅　秀晃（大阪YMCA）
		村上一志（奈良YMCA）
		小川隆平（和歌山YMCA）
代議員	2020～2021	飯沼　眞（大阪泉北）
	2020～2022	中井信一（奈良）

中西部

部長		吉田由美（大阪なかのしま）
部長主題		ワイズの力を信じて、自ら行動しよう Believe in the power of Y's Men and act for yourself
事業主査	Ｙサ・ユース	三浦直之（大阪センテニアル）
	地域奉仕・環境	工藤義正（大阪土佐堀）
	ＥＭＣ	清水真一（大阪茨木）
	国際・交流	柿島　裕（大阪西）
	メネット	栗田達夫（大阪高槻）

次期部長		牟　大盛（大阪）
直前部長		掛谷太郎（大阪茨木）
書記		生雲文枝（大阪なかのしま）
会計		保田圭子（大阪なかのしま）
事務局長		杉浦眞喜子（大阪なかのしま）
監事		谷　正一（大阪西）
連絡主事		内山雅文（大阪千里）
代議員	2020～2021	掛谷太郎（大阪茨木）
	2020～2022	吉田由美（大阪なかのしま）

六甲部

部長		安行英文（さんだ）
部長主題		行動に信念を、信念は行動に Believe in what you do. Do what you believe in.
事業主査	Yサ・ユース	杉本隆人（神戸学園都市）
	地域奉仕・環境	大岩雅典（芦屋）
	EMC	水野雄二（神戸ポート）
	ファンド	
	国際・交流	尾上尚司（神戸）
	広報	小野勅紘（西宮）
	メネット	大田厚三郎（神戸西）

次期部長		安行英文（さんだ）
直前部長		柏原桂子（芦屋）
書記		松本美耶子（さんだ）
会計		竹内一夫（さんだ）
事務局長		
監事		
連絡主事		齊藤靖（さんだ）
代議員	2020～2021	柏原桂子（芦屋）
	2020～2022	安行英文（さんだ）

瀬戸山陰部

部長		長壽和子（岡山）
部長主題		“伝えよう　ワイズの魅力！ 広げよう　ワイズ活動！” ～魅力ある活動はだれもが気になる。 関心をよせる～
事業主査	Yサ・ユース	八杉光春（姫路）
	地域奉仕・環境	前田文夫（姫路グローバル）
	EMC	福永君二（米子）
	ファンド	
	国際・交流	岩崎圭三郎（姫路）
	広報	
	メネット	竹内芳江（岡山）

次期部長		福永君二（米子）
直前部長		阪田悦規（姫路）
書記		高原良子（岡山）
第2書記		三浦克文（岡山）
会計		米良重徳（岡山）
事務局長		
監事		阪田悦規（姫路）
連絡主事		白鳥雅人（岡山）
代議員	2020～2021	阪田悦規（姫路）
	2020～2022	長壽和子（岡山）

西中国部

部長		渡邊悦司（呉）
部長主題		ワイズメンの熱意と情熱と奉仕の心を伝えよ
事業主査	Yサ・ユース	高瀬稔彦（岩国みなみ）
	地域奉仕・環境	田中正海（呉）
	EMC	金子敏郎（広島）
	ファンド	
	国際・交流	上久保昭二（福山）
	広報	
	メネット	阿武朋子（東広島）

次期部長		高瀬稔彦（岩国みなみ）
直前部長		藤川洋（広島）
書記		赤坂正隆（呉）
会計		伊藤進（呉）
事務局長		
監事		谷本秀康（東広島）
連絡主事		在原健（広島）
代議員	2020～2021	藤川洋（広島）
	2020～2022	渡邊悦司（呉）

九州部

部長		松永英明（鹿児島）
部長主題		「魅力あるクラブが創る　魅力ある九州部」 ～未来を信じて、今こそ率先して行動しよう!!～
事業主査	Yサ・ユース	守田富男（八代）
	地域奉仕・環境	山田芳之（熊本ジェーンズ）
	EMC	中西賢一（熊本にし）
	国際・交流	草場修二（福岡中央）
	広報	
	メネット	小園庸子（鹿児島）

次期部長		森律子（八代）
直前部長		堀隆之（熊本みなみ）
書記		園屋高志（鹿児島）
会計		坂口松平（鹿児島）
事務局長		園屋高志（鹿児島）
監事		
連絡主事		内村桃子（鹿児島）
代議員	2020～2021	堀隆之（熊本みなみ）
	2020～2022	松永英明（鹿児島）

2020 ～ 2021 年度　西日本区事業目標

YMCA サービス・ユース献金 （国際 ASF 含む）　1 人あたり 2,000 円	YES（Y's Extension Support）献金 1 人あたり 500 円
地域奉仕活動（CS）献金 1 人あたり 1,500 円	災害支援金 合計 200 万円
TOF（Time of Fast）献金 1 人あたり 1,400 円	E（Extension） 新クラブ設立　＋ 4 クラブ
FF（Family Fast）献金 1 人あたり 800 円	MC（Membership&Conservation） 会員数増強　前期末＋ 200 名
BF（Brotherhood Fund）献金 1 人あたり 1,500 円	情報発信 区報　年 3 回、理事通信　年 12 回
EF（Endowment Fund）献金 記念ごと献金　1 口 120CHF　合計 3,000CHF	LT（Leadership Training） 次期役員研修会、次期会長・主査研修会　各 1 回
JWF（Japan West Y's Men's Fund）献金 記念ごとの献金　1 口 5,000 円　目標　合計 50 万円	レガシー基金 1 人あたり 1,000 円以上
RBM（ロールバックマラリア）献金 1 人あたり 800 円	

表　彰　基　準

YMCA サービス・ユース事業 献金締切りは 3 月15日。期日後の入金は対象外（但し記録として区報に掲載）。その他表彰対象締切りは 4 月15日。対象会員数は前期（7 月）半年報で計算。	**国際・交流事業** BF の使用済み切手締切りは 2 月末、現金締切りは 3 月 15 日。対象会員数は前期（7 月）半年報で計算。 IBC、DBC の表彰対象確定は 3 月末（その後予定があれば申請可）。
地域奉仕・環境事業 献金締切りは 3 月15日。期日後の入金は対象外（但し記録として区報に掲載）。その他表彰対象締切りは 3 月末日。対象会員数は前期（7 月）半年報で計算。	**メネット事業** 表彰対象確定は 3 月末（その後予定があれば申請可）。
EMC 事業 表彰対象確定は 3 月末。対象会員数は前期（7 月）半年報で計算。	——

※全ての表彰対象者は正会員、広義会員。功労会員・担当主事で特別メネット会員は含まれません。

2020 ～ 2021 年度　各部部会予定

部	ホストクラブ
中部	名古屋グランパス
びわこ部	彦根シャトー
京都部	京都ウェル
阪和部	奈良
中西部	大阪なかのしま
六甲部	さんだ
瀬戸山陰部	岡山
西中国部	呉
九州部	鹿児島

2020 ～ 2021 年度　区大会及び関連行事

前夜祭	2021年 6 月 4 日（金）	ウェスティン都ホテル京都
第 4 回区役員会	2021年 6 月 5 日（土）～ 6 日（日）	
第 2 回区準備役員会		
区年次代議員会		
元理事懇談会		
連絡主事の会		
メネットアワー		
公開講演会		
区大会		
聖日礼拝・エクスカーション	2021年 6 月 6 日（日）	

西日本区強調月間リスト

月	活　動	ステートメント
7月	Kick-off EMC-MC	新たな自分、そして新たなメンバーを迎え入れる体勢を心がけよう。 **竹園憲二　EMC 事業主任**（京都 ZERO）
8月	Youth Activities	若者が大きく成長する夏。ユースの活動をバックアップして忘れられない夏を作ろう。 **益国隆人　Y・サユース事業主任**（広島）
9月	Menettes	メネットの優しさ、思いやりをワイズ活動に活かしましょう。 皆さまの勇気でクラブが、社会が、変わります。そして世界も！ **吉本典子　メネット事業主任**（熊本ジェーンズ）
10月	BF EF	ワイズ用語抜粋の『BF』『EF』を見て意味を確認して、真の国際的社会奉仕団体の一員としての自覚をしましょう。その上で行動しましょう。 **中堀清哲　国際・交流事業主任**（鹿児島）
11月	Public Relations Wellness	ワイズメンズクラブの活動を広報して、社会的認知度を高めましょう。 **大槻信二　広報・情報委員長**（京都センチュリー）
12月	EMC-E YES	次の世代、新しいクラブ設立の為にも、YES 献金を 100％ **竹園憲二　EMC 事業主任**（京都 ZERO）
1月	IBC DBC	IBC、DBC のクラブがあるところは何か連絡を取り合い近況報告をお互いにやりましょう。 IBC、DBC の無いクラブの皆さんは他クラブ訪問なさってみませんか。 **中堀清哲　国際・交流事業主任**（鹿児島）
2月	TOF CS FF	一人一人の思いが、環境を守り、命を救います。 全ての献金を忘れずに、ご協力をお願いいたします。 **藤好基子　地域奉仕・環境事業主任**（大阪なかのしま）
3月	JWF	JWF は皆さまの厚意によって支えられています。 個人やクラブの記念に合わせて献金をお願いします。 **西野陽一　JWF 管理委員長**（大阪高槻）
4月	YMCA サービス ASF	今期 YMCA と協働した活動を振り返り、次期に縦続できるクラブの支援をみんなで考えよう。 **益国隆人　Y・サユース事業主任**（広島）
5月	LT	リーダーシップを学んでください！　クラブ・部・区など、あらゆる機会にリーダーシップの学びの場があります。全てを有意義に捉え、スキルアップをして、リーダーシップを身に付けてください。 **鵜丹谷　剛　ワイズリーダーシップ開発委員長**（神戸）
6月	評価と引継ぎ	自分自身の成長のため、クラブの発展のため、個人やクラブで立てた目標に対する評価の時間を必ず作りましょう。その時間を有意義な時間にすることが今後の成長や発展のためには不可欠です。 **古田裕和　理事**（京都トゥービー）
通年	PR	ワイズメンズクラブ内外の人達にもっと広報して、EMC やクラブの活性化に繋げましょう。 **大槻信二　広報・情報委員長**（京都センチュリー）

2020～2021年度　行事予定

年	月	事務局	強調月間	行　事	区報	半年報	国　内	国　際	アジア太平洋
2019年	11			第2回役員会　9日 Hクライトン新大阪 次期役員研修会　23日・24日 Hクライトン新大阪				RDEサミット 14～17日	
	12								
2020年	1								
	2								
	3	第1回 準備役員会 案内発送		次期会長・主査研修会　中止					
	4			第3回役員会／第1回準備役員会 メールにて開催 今津クラブ(仮称)設立総会　18日(土)					
	5	第2回 準備役員会 案内発送		今津クラブ（仮称）チャーターナイト 23日（土）					
	6	第1回役員会 案内発送		第4回役員会／第2回準備役員会／ WEB開催 区代議員会 区大会　13日　中止					
	7		Kick-off EMC-MC	第1回役員会 18日　WEB開催	第1号発行	前期半年報 締切10日 前期区費 請求書発送			
	8		Youth Activities			前期区費 納入締切 15日		国際半年報　1日 BF代表登録用紙送付 国際大会　中止 前期国際会費送金	
	9		Menettes					IPE立候補締切	
	10	第2回役員会 案内発送	BF EF	第2回役員会　31日（短日開催） Hクライトン新大阪				ICM立候補締切	
	11		Public Relations Wellness	次期役員研修会　28日・29日 Hクライトン新大阪			BFデレゲート応募締切　1日 ワイズデー　10日		BFAP受付締切　15日
	12		EMC-E YES				BF切手中間締切		
2021年	1		IBC DBC			後期半年報 締切10日 後期区費 請求書発送		IPE・ICM投票締切 国際年央会議	
	2		TOF CS FF		第2号発行	後期区費 納入締切 15日	BF切手締切	国際半年報　1日 24-25日APEトレーニング 国際年央会議 25-26日国際RDEサミット	
	3	第3回役員会 案内発送	JWF	次期会長・主査研修会　13日・14日			各種献金締切　15日	後期国際会費送金	APE投票
	4		YMCAサービス ASF	第3回役員会／第1回準備役員会 10日・11日 Hクライトン新大阪			東西理事連絡会議		
	5	第4回役員会 案内発送	LT				代議員会議案書発送		
	6		評価と引継ぎ	区大会前夜祭　4日 第4回役員会／第2回準備役員会／ 区代議員会／メネットアワー　5日 区大会1日目　5日 区大会2日目　6日			第24回東日本区大会 12日・13日		
	7		Kick-off EMC-MC						
	8		Youth Activities		第3号発行				

西日本区事務所及び理事事務局業務

西日本区事務所	西日本区理事事務局
〒　- 大阪市 TEL　-　-　FAX　-　- E－mail:　@ 業務時間　月･水･木･金曜日　PM1:00～5:00 休　日　火･土･日･祝日･既定の休日 事務所長　古田　裕和 担当職員　生雲　文枝　坂本　千春	〒　- 京都市 西日本区理事事務局長　高倉　英理 TEL　-　-　FAX　-　- 携帯　-　- E－mail:　@ 理　事　古田　裕和　書　記　安井　基晃 会　計　小幡　弘　事務局長　高倉　英理
西日本区関係 1. 会計事務 ①区費等（前納・後納）の請求及び収納 ②入会金・加盟金の請求・受領と関係物品の発送 ③献金、その他の受領 ④経常会計経費及び特別会計の出納 ⑤毎月の経常会計及び特別会計の報告 ⑥年度会計報告書作成の補佐 ⑦国際会費他区別会計の送金 ⑧その他西日本区会計の補佐 2. 区財産の管理保管 3. 会員異動報告書の受理 4. 国際半年報の報告及び加盟に関する手続 5. 海外ワイズメンの招請手続 6. 国際、アジア地域、他区との連絡補佐 7. 西日本区役員会、代議員会等諸会議の運営補佐 8. 国際大会、アジア地域大会、西日本区大会等の運営補佐 9. 物品販売の管理の補佐 10. 西日本区発行公式文書のデータ保存及び管理 **文献保存　　、ヒストリアン関係** 1. 文献資料の発行・収集・管理保存 2. 重要資料の永久保存 3. 海外文献等の翻訳補佐	1. 年間方針・計画の策定、一般行政の執行、年度報告書の作成 2. 年間予算案の作成、財政の執行、年度会計報告書の作成 3. 新クラブ加盟金額の決定 4. HANDBOOK & MEMBERSHIP ROSTER の発行 5. 半年報の取りまとめ 6. 「西日本区報」の発行（区報編集委員会と共に） 7. 「理事通信」の発行 8. 経常会計、特別会計の支出通知 9. 諸文書の整備保管と後任者への引継ぎ 10. 役員会、常任役員会、代議員会の準備・招集・運営・記録 11. 国際、アジア地域、他区との連絡通信 12. 海外文献等の翻訳 13. 国際大会、アジア地域大会への参加促進 14. 西日本区大会の調整打合せ 15. 西日本区事務所の運営

東 日 本 区 役 員

役　名	氏　名 （クラブ名）	住　所 E－mail	自　宅TEL FAX 携帯電話	勤務先会社名	勤務先TEL FAX
《常任役員》					
理　事	板村哲也 （東京武蔵野多摩）				
次期理事	大久保知宏 （宇都宮）				
直前理事	山田敏明 （十勝）				
書　記	小山久恵 （東京サンライズ）				
会　計	利根川恵子 （川越）				
《事業主任》					
地域奉仕・ YMCAサービス	小原史奈子 （東京たんぽぽ）				
会員増強	伊藤幾夫 （東京多摩みなみ）		[illegible]		
国際・交流	米長晴信 （甲府21）		[illegible]		
ユース	三田庸平 （もりおか）				
《東日本区担当主事》					
担当主事	光永尚生 （三島）		[illegible]		
《理事スタッフ》					
副書記	渡辺大輔 （東京武蔵野多摩）				
副会計	吉田公代 （川越）				
《東日本区事務所》					
所　長	小林　隆 （沼津）				

国際・アジア太平洋地域役員

《国　際》 2020-2021

国 際 会 長　Jacob Kristensen（デンマーク）
次期国際会長　Kim Sang-chae（韓国）
直前国際会長　Jennifer Jones（オーストラリア）
国際書記長　Jose Varghese（タイ）
国 際 会 計　T. M. Jose（インド）
国 際 議 員　大　野　　勉（神戸ポート）
ASF国際事業主任　田　中　博　之（東京多摩みなみ）
IBC 国際事業主任　利根川　恵　子（川越）
国際YMIリエゾン　山　田　公　平（宇都宮）

《アジア太平洋地域》 2020-2021

アジア太平洋地域会長　David Lua（シンガポール）
次期アジア太平洋地域会長　大　野　　勉（神戸ポート）
直前アジア太平洋地域会長　田　中　博　之（東京多摩みなみ）
アジア太平洋地域書記　利根川　恵　子（川越）
アジア太平洋地域 ASF 事業主任
大　野　　勉（神戸ポート）
アジア太平洋地域 BF(プロモーション)事業主任
中　井　信　一（奈良）
アジア太平洋地域 BF(フィラテリスト)事業主任
村　野　　繁（東京世田谷）
アジア太平洋地域キリスト教強調(CE)事業主任
澁　谷　弘　祐（所沢）
アジア太平洋地域 IBC 事業主任　田　中　博　之（東京多摩みなみ）
アジア太平洋地域ウェブマスター
江　口　耕一郎（東京）
アジア太平洋地域 YMI リエゾン　山　田　公　平（宇都宮）
アジア太平洋地域ワイズメネット事業主任
澁　谷　実　季（所沢）

国際憲法とガイドライン（訳文）

第 1 条　名称、モットー、本部及び法的地位（NAME,MOTTO,HEADQUARTERS AND LEGAL STATUS）

第 1 項　この組織は、ワイズメンズクラブ国際協会（The International Association of Y's Men's Clubs）と称し、そのモットーは「強い義務感を持とう　義務はすべての権利に伴う」（To acknowledge the duty that accompanies every right）である。

第 2 項「ワイズメンズクラブ国際協会」の本部は、スイスのジュネーブに置かれる。

第 3 項「ワイズメンズクラブ国際協会」が法人組織を有し、それ故スイス民法典第 60 条および関連条項に基づいて法人格を取得することを意図し、ここにそれを宣言する。

＊ガイドライン

101　「ワイズメン・インターナショナル」（Y's Men International）の名称を使用してもかまわない。

102　国際名称が翻訳される場合は、YMCA またはそれを象徴する表示、またはその訳語を使用するものとする。

103　エムブレム（標章）は、次の要素で構成されるものとする。

(1)　上方一辺に「International」の語を添えた赤色の三角形

(2)　三角内に大きな青色の「Y」

(3)「Y」の上部に金色の星を置き、まわりに光芒をつける。

何らかの識別用の図ないしエムブレムが、ワイズメンズクラブ国際協会の表記との関連で使用される場合は、必ず上記エムブレムを併置させることとする。

第 2 条　綱領と目的（Purpose and Objectives）

第 1 項　ワイズメンズクラブ国際協会は、イエス・キリストの教えに基づき、相互理解と敬愛の思いに結ばれて、あらゆる信仰の人々が共に働く、世界的友好団体であり、YMCA に対する忠誠心を共にしつつ、活発な奉仕活動を通じて、リーダーシップを開発、助長、供給して、全人類の為よりよき世界を築くべく尽力するものである。

第 2 項　協会の目的は、次のとおりである。

A．世界中にわたり、ワイズメンズクラブを結成し、これの継続発展を力づけ励まし、これを育てる。

B．すべての加盟クラブの諸活動を円滑ならしめ研修用諸資料を供給すると共に、血の通ったリーダーシップを開発する。

第 3 項　すべての加盟クラブの目的は、次のとおりである。

A．まず第一に YMCA のためのサービスクラブとして活動する。

B．その他にワイズメンにふさわしい団体を支援する。

C．市民的、国際的諸問題のただ中で、倦むことなく、一党一派に偏しない正義を追及する。

D．宗教的、市民的、経済的、社会的、国際的諸問題につき、会員達を啓発し、積極的にこれに参加連帯させる。

E．健全な交友関係をつくり出す。

F．この協会の国際、地域、区の事業を支援する。

＊ガイドライン

201　「イエス・キリストの教えに基づき」とは、ワイズメンは、イエス・キリストが教えられたことを受け入れることを意味し、また、イエス・キリストの教えをワイズメンが実際の行動に移すよう心掛けることを意味する。

イエス・キリストの教えは、ワイズメン全体の意志決定のための、クラブならびに国際協会の運営のための、さらにワイズメン個人の日々の生活のための、ガイドライン（指針）となるものである。

第 3 条　構成会員（Membership）

第 1 項　この協会は、これに加盟するワイズメンズクラブ、ワイズウィメンズクラブ、ワイズメン　アンド　ウィメンズクラブまたは、Y サービスクラブをもって構成される。今後は、これらクラブを総称して「加盟クラブ」と称する。

第 2 項　各個クラブの会員は、男性のみ、女性のみ、またはその両者によって構成される。何人も、人種、信仰、皮膚の色または出身国の故に、会員の地位を拒まれることはない。加盟クラブの会員は、ワイズメンまたはワイズウィメンと呼ぶ。

第 3 項　ワイズメンズクラブ、YMCA および地域社会を支援するために、独自の活動や事業を計画、実行する、女性のみのワイズメネットクラブを各クラブ、部、区、地域および国際レベルにおいて設けることができる。

第 4 項　書記長（Secretary General）は、ワイズメンズクラブ国際協会の運動発展の為に貢献があった者に対し、それが過去のものであると現在のものであるとを問わず、国際会長の承認を経てこれを表彰し、これに「名誉会員」（“Honorary” Membership）の地位を贈ることができる。

第 5 項　加盟クラブの存在しない地域社会に居住する者は、その区理事（Regional Director）ならびに書記長に申し出て、その承認を得た上で、「広義会員」（Members-at-large）となることができる。

＊ガイドライン

301　この協会の 1 単位として組織された少なくとも 3 名のグループは、クラブと称される。

302　各クラブは、少なくともその所在する都市、州または国の名をその名称に入れること。ただし 2 個以上のクラブが存在する地域社会では、各クラブは適当な識別名称を加えるものとする。

303　すべてのクラブ会員は、関連地区の YMCA の会員になることが望まれる。

304　世界YMCA同盟およびそれに加盟する各国の同盟との積極的な協力関係を保つために (1) ワイズメンズクラブ国際協会と世界YMCA同盟との間および (2) 各国内にあるいくつかの区とその国のYMCA同盟または地方YMCA連盟との間で、それぞれ連絡を密接にするものとする。

305　ワイズメンズクラブを組織するための要件と権限は、各区ごとに作成し、実施するものとする。

306　区理事はクラブがいつ加盟申請の要件を備えるに至ったかを決めるものとし、この通知を書記長に行う。新クラブの最少会員数は5名とする。書記長は、新クラブを登録し、加盟認証状を発行するものとする。

307　区理事は、区役員会の承認のもとに、クラブがいつ廃止となるかを決めるものとし、その決定を書記長に通知するものとする。

308　加盟クラブの会員は、この協会の原理や目的に意図的に反する行動を取った場合、国際執行役員および国際書記長によって、利害の対立する関係者から直接または電子的媒体で十分聴聞した上で、選挙によるもの、指名によるもの、推薦によるものを問わず、その不品行の重大さに応じて1年から10年の間、協会内のいかなる職務に就くことを禁じられることがある。

309　この協会の綱領や目的、ミッション、憲法などに違反する行動があった場合、ワイズメン国際協会紛争手続き委員会が、対応措置を取る。

310　広義会員は、国際議会の決定に基づいて毎年会費を支払う。広義会員は、ワイズメンズクラブ国際協会における票決権を有しない。

第 4 条　立法役員 (Legislative Officers)

第 1 項　この協会の立法権は、国際議会 (International Council) に委ねられる。

第 2 項　国際議会は15人の議員で構成する。各地域はこの議会に代表として1人の議員を選出する。他の2議席は「ガイドライン414 (現憲法では413)」の順番方式で選出された地域を異にする青年会員議員が占める。残りの議席は、地域の国際会費支払い済みの会員数が国際協会の全会員数のうちに占める割合に応じて地域間に配分される。ただし如何なる地域も青年会員議員を除く3議席以上を占めることはできない。

2013年以降に選出された国際議員は1任期2年のみを務めるものとする。なお青年会員議員として1任期2年の任務を終了した後に40歳の年齢に達し、しかもその議席から最低5年を経過した後であれば、更に2年任期の1期のみ議員に就任することができるものとする。

第 3 項　各クラブは、選挙期日の90日前迄に、その地域選出の国際議会議員候補者1人の指名を、国際事務局および現地域代表国際議会議員に申し出ることができる。この候補者は、国際議会により定められた資格要件を満たさなければならない。地域は国際議会の承認を得て地域独自の資格要件を定めることができる。若手国際議会議員の資格に関しては、国際議会によってのみ定められる。国際事務局は、選挙期日45日前迄に各クラブに対し、指名委員会が当該地域会長と協議のうえ下した決定に基づいて、役職1つについて多くとも3名までの候補者を提示するものとし、その中、1人は各クラブから最多数の指名票を得た者が含まれなければならない。国際レベル案件に対する投票権を有するクラブは、その地域から選出される国際議会議員1人につき1票の投票権を有する。投票締切日迄に国際事務局に到着した郵便投票の結果、各役職ごとの最高得票者をもってその役職の当選者とする。

第 4 項　国際議会は、毎年少なくとも1回開催される。その他にも国際会長の召集によって召集することができる。また、国際議会議員の1名が開催を要請し、かつ議会構成員または活動中の加盟クラブの少なくとも20%が、書面によりこれを承認した時に、召集することができる。その他にも、活動中の加盟クラブの20%の要請によっても開催を求めることができる。

第 5 項　国際議会の議事処理のため必要な定足数は10人とする。また、国際議会は、国際会長が提出した、または国際会長の承認を得て提出された議題に関しては、たとえその議題が事前に配布された議事日程に記載されていなくとも、郵便により議事処理を行なうことができる。

第 6 項　ICM (国際議員) が何らかの理由で職務が実行できない場合は、エリア・リーダーシップの決定でICME (次期国際議員) が代行するか、またはICME (次期国際議員) が選ばれていない場合はIPICM (直前国際議員) が代行する。ICM (国際議員) が死亡、職務遂行不能または辞任の事態が生じた場合、ICME (次期国際議員) が自動的にICM (国際議員) になるものとする。ICME (次期国際議員) が選ばれていない場合、ICM (国際議員) が第3項に沿って選ばれるまで、任務は、エリア・リーダーシップの決定でIPICM (直前国際議員) によって実行されるものとする。

第 7 項　国際会長は、国際議会の全ての会議の議長を務めるが、賛否同数のときに決定投票を行う場合を除いて票決権は有しないものとする。

第 8 項　次期国際会長 (International President-Elect)、直前国際会長 (Immediate Past International President)、国際会計 (International Treasurer) および書記長は、国際議会のすべての会議に列席するものとするが、投票権を有しない。

会長が議長の職務を行使できない場合には、次期会長がその職務を代行する。

第 9 項　世界YMCA同盟は、国際議会に1人の公式代表を指名出席させる権利を有する。その代表は、4年を超えない任期中、投票権無しで国際議会に出席する。

＊ガイドライン

401　国際議会の機能は、次のとおりである。

(1) 経常予算、BF予算その他の国際予算の設定および承認

(2) 国際大会の開催地を決定し、企画作成について援助する。

(3) 新事業を開始させ、進行中の事業に対しては継続ないし促進をはかる。

(4) 国際協会の計画にあたるグループとして、短期的な目標ならびに長期目標に関して実施すべき案件を設定する。

(5) 国際憲法を継続的に検討する。

(6) 会員制度、資金管理、クラブ加盟認証状の発行ならびに回収、および役員と職員の責任事項に関してそれぞれの政策を検討する。

(7) 必要な国際協会の出版物の制作に関してガイドラインを定め、予算を設け、責任分担を決める。

(8) 各区および指名委員により提出された氏名のなかから、次期国際会長および次期国際会計に選挙されるべき候補者を指名する。

(9) 本憲法第2条の遂行のために、国際議会は、現実に生じた諸問題に対して立場の表明を行うことがある。緊急時において、この立場の表明は、国際議会で承認された立場の表明に関するガイドラインに基づいて、国際会長がワイズメンズクラブ国際協会を代表して行うことができる。

402 ワイズメンズクラブ国際協会は、8の地域、もしくは2011年7月1日に発効するこの憲法の規定に基づいて随時新設・合併され得る数の地域によって構成される。国際議会に代表を送る8の地域は、次のとおりである。

(1) アフリカ —— アフリカ大陸および周辺諸島にある全ての国。

(2) アジア太平洋 —— 旧ソビエト連邦の東と南の端をもって境界とする。ただし韓国とインドは含まないが、南太平洋地域、オーストラリア、ニュージーランドおよび周辺諸島を含める。

(3) カナダ／カリブ海諸国 —— カナダの全州およびその領有地とカリブ海諸島の全ての国。

(4) ヨーロッパ —— 西は大西洋を境界とし、東は旧ソビエト連邦西部境界に至るものとし、中東地域にある諸国を含める。ただし、この地域については後日、別に規定する。

(5) インド —— インドの全部の州および準州ならびにペルシア湾とオマーン湾に接するアラビア半島内のすべての国と地域。

(6) 韓国 —— 韓国の全州およびその領有地。

(7) ラテンアメリカ —— メキシコおよび中南米にある全ての国。

(8) アメリカ合衆国 —— アメリカ全州およびその領有地。

403 各地域の国際議会に選出する議員数の決定は、毎奇数年に計算され、その年の6月30日時点で国際事務局が把握している直近過去4回の半期報告の会費支払会員数の平均に基づく。しかしながら上記第2項により、いずれかの地域の議席数が増加される場合は、国際議会の現議員の任期が切れる時にはじめて割当てられるものとする。

404 各地域の国際議会に選出する議員数の算出に用いる数学方式は、ドント方式である。この方式の説明書は、請求すれば国際事務局から入手できる。

405 立法年度は7月1日に始まり、6月30日に終了するものとする。

406 国際議会および（次項の）年央会議の議事録は、会議後30日以内に各区理事に送達される。区理事は、この情報をクラブに伝達すること。変更および追加事項はその後30日以内に区理事に送達されるものとする。

407 国際議会は、国際協会の活動を検討し計画を立てる目的で毎年1月に年央会議と呼ばれる会合を催し、その会議に国際議会と同等の効力があることを認める。年央会議を構成する者は、国際会長、次期国際会長、直前国際会長および書記長とし、さらに経費の点で理由が成り立ちかつ予算が許せば、国際会計ならびに次期地域会長も加えるものとする。ただし後者については、国際会長が必要と認めるときは、現地域会長をもって代える。国際議会によって特定事項に関し特別の権限を与えられていない限りは、立法上の決定は、一切この会議により行われることはない。開催地は、執行役員と協議の上、国際会長により選定される。ただし、これには経費、会議の特別な目標案件、前回までの会議ならびに当今の国際大会の開催地のことを考慮に入れることとする。

408 地域憲法または地域ガイドラインは、国際憲法に矛盾抵触するものであってはならない。もし矛盾抵触する場合は、地域憲法または地域ガイドライン中の矛盾抵触をきたしている部分は、無効として扱われ、国際憲法が優先される。これら憲法またはガイドラインおよびその修正条文は、すべて国際議会に提出して承認を求めねばならない。

409 クラブが国際レベルの案件に対する投票権を持つためには、クラブは、9月30日以前にガイドライン410に定められた通りに活動中であり、直前3半期において最小限15名の会員を有しており、かつ国際本部に会長について定められた詳細が記録されていなければならない。これらの条件の一つでも満たさないクラブは、その年の国際選挙権を失う。例外的に、2020/21年の場合、この期限は11月30日まで延長される。

410 クラブが活動中（in good standing）であるとは、報告済みの会員数の100%分の区会費、地域会費ならびに国際会費を、直近の過去3半期を通して支払ったクラブを意味する。「活動中」のクラブという地位からの除外の要求を添付し、地域および区から該当クラブが「活動中」ではないとの連絡が、毎年12月1日までに、国際事務局に入らない限り、地域会費と区会費は予定通りに支払うものとみなされる。新しくチャーターしたクラブは、少なくとも2半期存続し、その間、上記のすべての会費を、報告済みの会員数の100%分払った場合において、国際投票の資格を有することとなる。

411 （12月31日現在で）チャーター後少なくとも25年が経過しており、会員数が5名から14名のクラブについては、国際選挙の投票のみを目的とし、ガイドライン409での最少必要会員数規定の免除の要求を区理事（写しを国際事務局）に対して提出することができる。この要求を区理事は9月30日までに受領しなければならず、また、当該クラブが積極的に会員数を増やす努力をしていることを証し、また直近3半期の会員数を明示しなければならない。当該区理事は是認した全ての要求を国際事務局に（個別でも全体をまとめてでも）10月15日までに届くように（写しを地域会長）送らなければならない。国際執行役員の決定を条件として、当該クラブは、決定の通知を待たずに投票をすることができる。当該区理事は、後に、もし要求が却下された場合は、その理由説明とともに決定の通知を受ける。例外的に、2020/21年の場合、免除の要求を区理事（写しを国際事務局）に提出する期限を、11月15日まで延長し、当該区理事が是認したすべての要求を（個別でも全体をまとめてでも）国際事務局に送る（写しを地域会長）期限を、11月30日まで延長する。

412 国際レベルのいかなる役職の候補者またはいかなるクラブ、集団、関係者も、候補者の当選の可能性を増大させるために書簡、印刷物および他の影響を及ぼしうる通信を送ることにより候補者のために役職獲得のための選挙運動を行うことは許されない。もし違反が報告された場合、指名委員会は、その報告を調査、確認の上、その候補者を失格させる権利を有する。

413 国際議会議員の選挙において、同数得票になった場合、当該地域の地域会長が任命した委員会が決定票を投ずる。

414 国際議会の青年会員議員は、個々の地域のクラブによる指名を受けた青年会員が、選挙によりその地域のクラブから選出される。ここでいう青年会員とは26歳から39歳までの会員である。この青年会員議席の地域配分順序は次の通り、インド、ヨーロッパ、韓国、アジア、アメリカ合衆国、カナダ／カリブ海、ラテン アメリカ、南太平洋、アフリカの順番とし、その議席

就任期間は２年１任期のみとする。ただし、2014/2015年度の国際選挙で選出されるインド地域の青年会員議席は３年１任期とする。また、該当する地域順序の時に候補者指名ができない地域がある場合は、その次の配分順序の地域に振り替えられる。国際議会において、地域選出の青年会員議席は、如何なる地域においても、１議席を超えることはできない。

415　複数議席の権利を有した地域では、地域憲法で承認された公平な方法で地域内の配分順序の区から選出される。

第５条　行政役員（Administrative Officers）

第１項

A．この協会の選挙による行政役員は、国際会長、次期国際会長、直前国際会長、国際会計および国際議員である地域会長とする。

B．地域会長は、各地域が定める手順によって選出される。各地域は、その憲法の中で青年国際議会議員となった者の次期地域会長の役職に関する被選挙権を定める。

C．国際議会に１議席しか有しない地域においては、その議席は、地域会長を務めることとなる国際議会議員選出者が占めることとする。２議席以上有する地域においては、次期地域会長は、在職中の地域国際議会議員の中からそれぞれの地域会長任期ごとに選出されなければならない。いずれの場合も、その任期前１年間を次期地域会長として務められるように事前に選出されなければならない。

D．各区は、区理事（Regional Director）１人をおく。区が必要とするその他の区役員、部役員の他、区以下のレベルの諸役員をおくことができる。すべてこれらの役員は、それぞれの区、部、その他定められた区以下のレベルを単位として選出され、その任期はそれぞれの憲法（定款）とガイドラインが定めるものとする。

第２項

A．国際議会は、区および指名委員会により提示された氏名の中から少なくとも２人、多くとも３人の候補者を任期１年の次期国際会長職に、同時に少なくとも１人の候補者を次期国際会計職に指名する。後者は、任期３年の国際会計となるべき者である。そして、これらの者は、国際的な事業に対する投票権を有しているクラブの会員でなければならない。各区はそれぞれの役職につき１人の氏名を、自区または他のどの区からでも提示する権利を有する。指名委員会は、国際会長、次期国際会長、直前国際会長およびこの３名の執行役員によって代表されない他地域の中から１年ごとに国際議会が任命する２名から構成されるものとする。

B．次期国際会長および次期国際会計は、正式に加盟登録がなされ、かつ国際レベルの案件に対する投票権を有する加盟クラブの郵便投票によって選出される。投票は、国際議会での候補者指名の通知が各登録クラブ会長に送付された日から数えて45日目をもって締切られ、その結果、最高得票数を得た候補者が当選者となる。各クラブは、１役職につき、１票の投票権を有する。次期国際会長、次期国際会計および国際議員の選挙は、同時に行われる。

C．国際会長、次期国際会長および国際会計は、それぞれの任期中には、選挙による他の一切の協会役職に就くことができない。

D．次期国際会長が職務遂行不能となった場合もしくは次期国際会長が現国際会長の死亡、職務遂行不能、解任または辞任の理由で国際会長に就任した場合には、指名委員会は、各区に対して２人ないし３人の候補者を提示して新しい次期国際会長が選挙できるようにする。各区からの投票が送られて来るまでに30日間の期間を設ける。

E．次期国際会長は、現国際会長の１年の任期の終了に伴い、または同国際会長の死亡、職務遂行不能もしくは辞任の場合に、自動的にこの協会の国際会長となる。もし次期会長が前の会長の死亡、職務遂行不能または辞任の理由で会長職を６カ月未満務める場合には、本人および新たに指名された次期会長は、自動的にさらに１年間その役職を続ける。

F．国際会計は、再選されるために候補者として指名を受けることはできるが、この任期３年の職に連続２期を超えて就くことはできない。

G．次期国際会計は、現在の会計の在職期限の満了または、国際会計の死亡、職務遂行不能または辞任の事態が生じた場合、自動的に国際会計になるものとする。次期国際会計が選ばれていない場合、国際会計の任務は、新しい国際会計が選ばれるまで次期国際会長が代行する。

第３項

A．国際会長は、国際議会のすべての会議において議長となり、協会の事業と活動を統括すると共に、一般にこの役目の者が果すべき一切の職務を遂行せねばならない。

B．国際会長が欠員または職務遂行不可能となり任務を果たせなくなった場合は、次期国際会長がその任務を遂行し、国際会長と同じ権限をもつものとする。国際会計が欠員または職務遂行不能となり任務を果たせなくなり、しかも次期国際会計が選ばれていない場合は、次期国際会長が任務を遂行するものとする。国際会計の死亡、職務遂行不可能または辞任の場合は、国際会計が選出されるまで次期国際会長がその任務を遂行するものとする。

C．国際会計は、この協会の会計勘定に、預入・支出される資金の一切について、書記長より報告を受ける。国際会計は、厳密な項目勘定が守られ、かつ記録されていることを確認する義務を有し、その他、この役目が通常果すべき一切の職務を遂行する。国際会計は、国際会長の指揮を受ける。

D．次期国際会計は、現国際会計が欠員または職務遂行不可能となり任務を果たせなくなった場合は、その任務を遂行する。

E．地域会長は、それぞれの地域にある各区の円滑なる協力関係を推進する責任を負い、１年に２回、その地域の現況と動向を、国際会長に報告する。地域会長は、その地域に地域事務所（Area Office）がある場合には、その事務所を通じて職務を行う。

F．区理事は、その区の運営実務者であり、その取りまとめ役でもあり、区内の一般行政ならびに財政につき責任をもつ。区理事は、その所属する地域の地域会長の指揮を受ける。

第４項

A．国際会長および国際議会の要請による国際協会の特別な役職は、国際議会の承認を条件として、国際会長および次期国際会長によって、それぞれの任期中の役職として任命される。

B．書記長は、国際会計補佐の職務を行うものとする。

＊ガイドライン

501　地域に国際議員が１人しかいない場合は、その国際議員が地域会長となる。

502　次期国際会計（International Treasurer-Elect）は、その職にあって１年間の任期を過ごせるように時期を定めて選出されるものとする。次期国際会計は、国際会長が適当と判断する国際的な会議に出席招請を受けることがある。ただし、これについては費用などを考慮の上、決めるものとする。

503　次期国際会長または次期国際会計の選挙において票数が同数の場合は、国際議会が決定票を投ずる。

504　ガイドライン 409、410 および 411 は第５条にも適用される。

505　「国際執行役員」または「IEOs」という用語は、国際会長、次期国際会長、直前国際会長および国際会計による集団としての職務をいう。

第６条　専従役職員（Employed Officers）

第１項　この協会の専従役員とは、協会に対する役務提供により、給与を支払われるべき書記長および副書記長（Associate Secretaries General）を言う。

第２項　書記長は、国際議会により任用される。副書記長は、書記長の推せんにより、国際議会により任用される。他のすべての職員は、国際議会により定められる方針に従って書記長および副書記長により任用される。

＊ガイドライン

601　書記長の職務、責任の範囲、執務基準は、この役職のための職務規定に詳しく記述され、同時にこの規定は協会の人事方針の一部としておさめておくものとする。時々この内容は人事委員会によって現在の書記長と協議しつつ審査を受けるものとし、変更事項はすべて国際議会の承認を得なければならない。

602　副書記長その他の職員の職務、責任範囲および執務基準は、それぞれの職務規定に的確に記述され、監督上司との交渉の上、決定される。この内容も、また全ての協会の人事方針に記録されねばならない。

603　人事方針、雇用職員ごとにその監督上司との交渉を通して作成される年間職務基準および職員給与計画は、人事実働委員会または人事委員会によって毎年必ず再検討されるものする。書記長は、国際議会に直接責任を負う。副書記長その他の職員は、書記長に責任を負い、定められた方針の範囲内で考課と報酬を受ける。

第７条　役職の空席（Vacancies in Office）

第１項　国際役員または国際議員に不正行為または職務怠慢がある時は、国際議員総数の少なくとも４分の３以上が郵便投票、または通常議会において賛成票を投ずれば、役職を解任される。この手続は、国際会長によって認可される。もしこの種の手続が国際会長職に関するものである時は、少なくとも、異なる地域から選出された４人の国際議員が署名した提案が必要となる。国際事務局から投票用紙に添えて書類が発送されるが、これには提案理由、解職手続の詳細および、もし当人が公表を希望して提出するなら、関係者のコメントを含める。

＊ガイドライン

701　死亡、辞任、職務遂行不能のため次々期国際会長が万一空席となった場合には、次の手順が適用される。指名委員会は、新しい次々期国際会長を選出するために、２ないし３名の候補者を区に提示する。区は、投票に 30 日間の猶予を与えられる。

第８条　事務所（Offices）

第１項　国際事務局（International Office）は、地域事務所の事務の円滑なる連絡調整のために維持運営され、あわせて地域事務所のない地域を受持つ。

第２項　地域事務所は、その地域において、国際協会の働きを推進・維持するために、地域または地域内の区の要請を受け、国際議会の承認を経て、これを設置することができる。

第３項　地域事務所の設置を要請する際の基準としては、最低３カ年間の運営計画案とともに、下記諸項目が明示されていなければならない。

A．必要とする運営職員の構成

B．事務所運営収支予算の具体案

C．受持つべき地域の範囲

第９条　財政（Finance）

第１項　国際議会は、この協会の国際運営予算を満たすために、各区が負担すべき人頭割の均等分担金を、郵便投票に応答した区の単純過半数の賛成を得て決定する。

国際議会は、自らの判断で、いずれかのクラブ、区および地域に対して人頭割均等分担金額に達しない支払いを許すことがある。ただしこれは１年ごとに検討し直すこととする。

第２項　各区は、自区の財政について責任を負うと共に、

A．国際会費、地域会費および区会費の全てを徴収する。

B．協会経費にあてるべき各区分担金を、本条第１項の規定により、国際事務局またはその地域事務所に半年単位で支払う。

C．国際協会および区が要求するすべての報告書を各クラブから受理すると共に、国際協会が要求する報告書を国際事務局またはそれぞれの地域事務所に回送する。

第３項　会計年度は、国際議会によって定められる。

第 4 項　区は、第2項にあげた責任を、地域事務所、または国際事務局に委託することができる。ただし、地域または区と国際議会との間の責任受託に関する協定に待たねばならない。

＊ガイドライン

901　2013年から会計年度は7月1日から6月30日とする。

902　国際議会は、毎年、国際協会により運営される全ての会計とファンドに関しての予算と決算に承認を与えるものとする。これには収入と支出が含まれるものとする。

903　ブラザーフッド資金の運営は、現行ブラザーフッド資金運用方針に準拠するものとする。

904　それぞれの地域および区は、国際予算に対する負担金、その他の運営上必要とされる資金を得るため、地域会費および区費の制度やその他の方法を決めるものとする。18カ月にわたってクラブが国際会費、地域会費または区費を支払わない時は、そのクラブの加盟認証は失効する。

905　区は、毎年2月1日および8月1日付報告の全会員数分の国際会費ならびに地域会費を支払う。

906　定められた支出以外の財政支出については、国際執行役員会の決定を得た国際会長から、または国際議会議員からの動議により、国際議会での投票または郵便投票による単純過半数で、国際議会が決定するものとする。

第 10 条　大　会（Conventions）

第 1 項　国際大会の開催と、その開発、計画および実行は、国際議会の指導と管理のもとでなされる。国際議会は、この権限を他に委託することもできる。

＊ガイドライン

1001　国際大会は、代表として出席する会員に対し、情報を広め、体験をわかち合い、啓発と精神的活性化を与える機会を設けるものとする。同時に国際議会に対しては、検討を行い実行に移すべき提案と推奨がなされる場でもある。国際大会の準備および開催は、原則として公式の国際大会マニュアルに準拠するものとする。

1002　国際議会は、国際大会の開催日の少なくとも3年前に大会開催地を選ぶこととする。

1003　国際大会が行われる少なくとも2年前に国際大会委員会が国際会長から任命される。この任命には国際議会の承認が必要である。この委員会には少なくとも当該大会の委員長、次回大会の委員長が任命され次第その委員長、大会実行委員長、国際会計および書記長が構成員に含まれる。国際大会委員会は、プログラムの実行、テーマ、講演者の選考、財政上の管理と事後報告の責任を負う。

第 11 条　区（Regions）

第 1 項　国際議会は、協会の諸活動に適切に役立ち、かつこれを円滑に協力してゆくために必要と見なされる場合には、必要数だけ区を設置する。区の境界線の変更は、これに関係する複数の区との協議を経た上においてのみ実施することができる。

第 2 項　各区は、自区の組織について責任をもち、区内におけるすべての事務を取り扱う。

第 3 項　各区は、定款（Regional Constitutions）を制定する。区定款は、国際憲法に矛盾抵触するものであってはならない。区定款および一切の修正事項は、国際議会に提出して承認を求めねばならない。

＊ガイドライン

1101　区は、下記項目について、責任と権限をもつものとする。

A．他区の名称と調整の上で、自区の区の名称を選定する。区の名称の重複は、認められない。

B．区大会を企画し運営する。

C．区理事を選出する。区理事は、自区の所属する地域会長に対し、連絡主任者となる。

D．必要に応じて区を更に小分すること。

1102　区理事の研修は、書記長もしくは書記長の雇用職員または書記長から委任を受けた者によって実施してよい。

1103　現行の区の確定または改編に際しては、地理、言語、文化、人種、財政など、関係する側面すべてについて十分に検討を加えるものとする。これは国際協会の目的を達成し、継続して行くために必要である。原則として、区は、少なくとも15クラブ、会員総数300名以上をもって構成すべきである。

1104　現在の区に含まれていない国にエクステンションを行う場合、その国が存在する地域議会は、エクステンション業務を適切に責任分担させなければならない。地域の境界について検討が行われているが、ヨーロッパ地域は、大西洋とウラル山脈に挟まれる地域の全ての国をその責任範囲とする。新しい国に新クラブを設立する時は、国際議会は、関係する地域および区と協議の上、第11条第1項に従い現行区の境界線を変えるものとする。

第 12 条　署名者（Signatories）

第 1 項　ワイズメンズクラブ国際協会は、選挙による国際役員および職員の署名およびその署名を行う局面に拘束される。署名者と署名の局面は、必要に応じて国際議会が規定するものとする。

＊ガイドライン

1201　ワイズメンズクラブ国際協会のすべての財務処理には以下の5名の指定署名人のうちのいずれか2名の署名を必要とする。

国際会長　　国際会計　　書記長　　副書記長　　書記長により指名された職員1名

第 13 条　解　散（Dissolution）

第 1 項　ワイズメンズクラブ国際協会は、国際議会（国際議会の定足数は定めらている）の会合においてのみ、またその会合に出席し投票する議員の少なくとも４分の３がその解散を提案する決議案に賛成の記名投票を行なった場合にのみ、解散することができる。その提案は、次に、正式に加盟し活動中のクラブの４分の３が郵便投票で賛成票を投票することを必要とする。

第 2 項　ワイズメンズクラブ国際協会の解散決議案は、書面をもって国際議会に提出されない限り、受理されない。議案の告知は、解散決議案の完全な写しと、もしわかっている場合には、決議案が議論される国際議会の月日を含むものとする。選択された国際議会は、告知日から少なくとも 10 ヶ月後でなければならない。

第 3 項　解散決議案成立に伴い、構成員（地域会長と当該期間の国際議会の再任可能な代理人）および国際会長を「管財人」の役目を果す者（以下「管財人」と称する）として指名しなければならない。本条第１項の規定に従って解散が可決された場合は、協会の財産および基金は、これらの管財人により、５年間を限度として管理されるものとする。管財人の人数は、当初確定したまま一定に保たれ、管財人は、代理人を任命する権限を有する。

第 4 項　協会が解散した場合は、管財人は、すべての手に入る財産と基金を、同様に公益を追求し、免税措置の資格のある非営利団体または協会に分配する。もし、このような条件に合致するのであれば、世界 YMCA 同盟を（財産と基金の）受入団体として指定する。協会の基金および財産は、一部であれ全体であれ、いかなる時も、いかなる方法によっても、決して設立者や構成員に払い戻されたり、彼らの利益のために使用されたりしてはならない。

第 5 項　このように解散した後は、協会の以前の構成員（加盟クラブ）または協会のいかなる構成団体の以前の構成員も、管財人が下した決定、行動に関していかなる国においても、いかなる訴訟や要求を行なう権利をもたない。

第 14 条　改　正（Amendment）

この憲法の改正は、国際議会での秘密投票により３分の２の賛成票が得られ、かつ、活動中でガイドライン 409 および 410 で規定されているように国際的な事案に対する投票権を有するクラブの郵便投票により３分の２の賛成票を得られた場合に成立する。

＊ガイドライン

1401　ガイドラインは、国際議会のどの会議に於いても、議決権を行使しうる出席国際議員数の単純過半数による賛成投票を以って改正することができる。

1402　国際議会は、提案した改正事項に対する賛否の応答の締切日を設定する。

1403　国際憲法改正の通知は、次の国際議会の遅くとも 90 日前までに、改正しようとする特定の条項または箇所を提示したものを書記長宛に書面にて提出されなければならない。それと共に改正の意図を述べたものも提出されなければならない。

1404　国際憲法の改正に繋がる動議は、異なる地域の国際議員によってそれぞれ提案、支持されなければならない。また、ガイドラインの改正案が他の条文と整合しているか、または他の条文にどのような影響があるかについて、事前に国際憲法審査委員会にアドバイスを求める。国際議会開催中であれば出来れば国際憲法審査委員会あるいは国際憲法に精通した議員または国際憲法に精通した人からのアドバイスを受けて審査する。

1405　国際議会で秘密投票を実施する必要がある場合は二重封印封筒システムまたは電子認証方式（インター ネット ベースで保護された選挙システム）で実施する。

1974年３月　本　　文　ワイズメンズクラブ国際憲法邦訳委員会訳
1982年３月　ガイドライン　文献サービス事業委員会訳
1983年４月　1982年改正部分　文献サービス邦訳委員　生地幸雄訳　文献サービス会事業委員会監修
1985年７月　1983･84年改正部分　理事　青木一芳訳
1988年６月　1987年９月改正部分　文献サービス邦訳委員　生地幸雄訳
1991年６月　1989年11月改正部分　国際議員　山川一郎訳
1992年４月　1991年改正部分　国際議員　山川一郎訳
1993年６月　1992年改正部分　文献サービス委員長　村野　繁訳
1995年６月　1994年改正部分　村野　繁訳
1998年７月　1997年改正部分　奈良昭彦訳
2000年４月　2000年改正部分　中田靖泰訳（東日本区）　文献委員長　重村利幸（東日本区）一部修文
2002年５月　2002年改正部分　中田靖泰（東日本区）･山川一郎訳
2004年５月　2004年改正部分　青木一芳（東日本区）訳
2007年５月　2005･06年改正部分（本文およびガイドライン）　東日本区文献委員会訳（全般的に訳文の見直しを行った）
2007年12月　2007･08年改正部分　東日本区文献委員会訳
2009年12月　2009年改正部分　後藤邦夫（東日本区）訳
2010年10月　2010年改正部分　林　茂博（東日本区）訳　奈良昭彦（西日本区）訳責
2013年４月　2011･12年改正部分　東日本区文献･組織検討委員会　（主幹：村野　繁委員）訳
2014年５月　2013･14年改正部分　田中博之（東日本区）訳
2015年６月　2014･15年改正部分　利根川恵子（東日本区）訳
2016年６月　2015･16年改正部分　利根川恵子（東日本区）訳
2017年２月　2016･17年改正部分　利根川恵子（東日本区）訳
2018年６月　2017･18年改正部分　利根川恵子（東日本区）訳
2019年６月　2018･19年改正部分　利根川恵子（東日本区）訳
2020年６月　2019･20年改正部分　利根川恵子（東日本区）訳

ワイズメンズクラブ国際協会
アジア太平洋地域憲法とガイドライン

2016年８月４日施行

第１条　地　域（THE AREA）

ワイズメンズクラブ国際協会（ワイズメン・インターナショナルともいう）のアジア太平洋地域は、東日本、西日本、台湾、南東アジア、フィリピン、スリランカおよびオーストラリアの各区をもって構成される。地域内の如何なる区の新設や撤廃は、国際議会に権限があり、この場合、地域はその決定にしたがって再編成される。

第２条　綱領と目的（PURPOSE AND OBJECTIVES）

アジア太平洋地域は、ワイズメンズクラブ国際協会の働きを、この地域において推進・増強する。国際憲法に記されている綱領と目的は、この地域運営ガイドライン諸規定の一部である。

第３条　地域議会（AREA COUNCIL）

A．地域議会は、地域内の全ての任期中の区理事によって構成され、地域会長が議長を勤める。
B．地域議会の投票権を持つ者はこの各区理事のみであり、各々一票を有する。
C．地域会長は、アジア太平洋地域出身の国際議員を相談役として、また直前地域会長を職務上の構成員として、議会に招請することができる。
D．地域会長は、議会の承認のもとに、書記、会計、ブリテン編集者を、また議会が必要と認めた他の役員を任命する権限を有する。

第４条　地域議会（の議会）（AREA COUNCIL MEETING）

A．地域議会は、地域議会の議会において、あるいは地域会長の承認のもとに、郵便投票によって議案の処理を行う。
B．議会の議決は、その如何なる議会においても出席議員の過半数、または郵便投票での過半数の賛成による。
C．その如何なる議会においても、あるいは郵便投票においても賛否同数になった場合は、地域会長は決定票を投ずる権限を有する。
D．地域議会は、定足数４名の議員の出席により成立する。
E．区理事が地域議会に出席できない場合は、区の役員の中から一名の代理者（投票権をもつ）を送ることができる。
F．地域議会は、地域会長の招集により、可能な場所で、少なくとも年に１回は開催しなければならない。
G．地域議会は、地域会長により、または地域会長の指示で地域書記により、招集する。議会の開催は、いかなる場合も、２ヶ月前までに告知されなければならない。
H．他の議会は、地域会長の招集により開催され、また議員のだれかが要求し、少なくとも他の４名の区理事の文書による賛同があれば開催しなければならない。

第５条　コミュニケーション（COMMUNICATION）

A．地域会長は、区理事たちとのコミュニケーションを密にし、また地域出身の国際議員に地域の活動を周知させなければならない。
B．地域ブリテンは年２回アジア太平洋地域・ウェブサイト上で発行され、地域内全クラブがアクセスできるよう、リンクが区理事に送付されなければならない。

第６条　地域事務所（AREA OFFICE）

A．地域におけるワイズメン運動の働きを推進・増強する目的のため、地域議会は、必要と認められたときは、国際憲法第８条の規定に則り、地域事務所の設定を決定しなければならない。
B．地域事務所の運営方針は、国際憲法第８条第３項の規定に矛盾することなく、地域議会により決定されなければならない。

第７条　地域大会（AREA CONVENTION）

A．地域大会は、国際大会が開催されない年に開催される。
B．地域議会は、地域大会の期日と開催地を決定する。大会開催の立候補申し出は、２年前までに地域議会に提出されなければならない。
C．地域大会は、地域議会議員の支援を得て、地域会長の指導により開催される。
D．地域会長は、大会委員会の委員長（できれば元地域会長）を指名しなければならない。委員長は、大会委員会を構成する委員（５－７名）を選ばなければならない。
E．地域大会開催を承認された招致国は、地域大会の準備をするために、大会準備委員会（HCC）を組織する。大会準備委員会（HCC）は、地域議会へ大会予算と大会内容を提示し、承認を受ける。

第８条　財　政（FINANCE）

A．地域議会は、クラブ会員ひとり当たりの均一な会費を定めなければならない。地域会費は、毎年２月１日、８月１日現在の会員数により、区によって各クラブから徴収され、それぞれ３月15日、９月15日までに地域会計に送金されなければならない。

B．区がその国の規制により会費を地域に送金できない場合は、徴収された金額は区が保管するものとする。その区理事は、半期毎に国際本部に半年報を提出する時に合わせて、アジア太平洋地域に納めるべき預り金の額について、年２回、地域会長に報告書を提出しなければならない。

C．地域事務所経費および地域活動の運営に関わる諸経費を賄う地域予算は、地域会計の支援を得て、地域会長により設定されなければならない。

D．地域予算は、地域議会に提出され、承認されなければならない。

E．地域会計は、地域事務所によるすべての収入および支出について記録しなければならない。地域会計は、毎年、年度終了時かつ地域議会の前に決算報告書を用意する。決算報告書は地域議会によって選任された監査人により監査されなければならない。

第９条　国際議会議員の選出（ELECTION OF INTERNATIONAL COUNCIL MEMBERS）

A．各クラブは国際事務局の依頼により、国際議会議員の候補者を１名国際事務局と地域会長に推薦することができる。２人以上に候補者の推薦があった場合、国際事務局は国際憲法第４条第３項に則り選挙を実施する。すべての国際議会議員の任期は２年である。

B．国際議会の青年会員議席は、国際憲法ガイドライン414によって決められた地域分配順序で輪番となっている。アジア太平洋地域の順番の時には、上記Ａの規則が適用される。

第10条　地域会長の選出（ELECTION OF AREA PRESIDENT）

A．国際事務局から国際議員選挙の結果が公表され次第、任期を終了しようとする地域会長は、地域議会議員による後続任期の次期地域会長の選挙を実施しなければならない。この選挙への候補者は、当該年度においてアジア太平洋地域からの国際議員でなければならない。国際憲法のガイドライン501が適用される場合、任期は１年とする。

B．地域会長の職が不在となった場合は、次期地域会長がその任にあたる。

第11条　国際憲法による職責の定め（AUTHORITY BY INTERNATIONAL CONSTITUTION）

（この条は、確認のため、国際憲法の第５条第３項Ｅ．および３項Ｆ．から引用されたものである）

第３項Ｅ．

地域会長は、それぞれの地域にある各区の円滑なる協力関係を推進する責任を負い、１年に２回、その地域の現況と動向を、国際会長に報告する。地域会長は、その地域に地域事務所（Area Office）がある場合には、その事務所を通じて職務を行う。

第３項Ｆ．

区理事は、その区の運営実務者であり、その取りまとめ役でもあり、区内の一般行政ならびに財政につき責任をもつ。区理事は、その所属する地域の地域会長の指揮を受ける。

第12条　改　定（AMENDMENTS）

この地域運営ガイドラインは、地域議会での３分の２の賛成票と地域内の活動中のクラブ（clubs in good standing）の郵便投票による投票数の３分の２の賛成票により、改定することができる。改定案の内容は、文書により、投票締切日の少なくとも30日前に地域議会の全議員に告知されなければならない。

さらに、その改定内容は、ワイズメンズクラブ国際協会の目的と方針に齟齬をきたすものであってはならない。

西 日 本 区 定 款

第 1 条　名 称・構 成

第 1 項　この組織は、ワイズメンズクラブ国際協会西日本区（以下「西日本区」という）と称し、英文では The International Association of Y's Men's Clubs Japan West Region と記す。

第 2 項　西日本区の地理的範囲は、富山県・岐阜県・愛知県以西、鹿児島県までとする。

第 3 項　西日本区は、前項の地域内に所在し、ワイズメンズクラブ国際協会（以下「国際協会」という）に加盟しているワイズメンズクラブ、ワイズウィメンズクラブ（以下「クラブ」という）をもって構成する。

第 4 項　西日本区は、主たる事務所を区内に置く。

第 2 条　目的・モットー

第 1 項　西日本区の目的は、区内各クラブが国際憲法の精神に基づき、あらゆる人々が宗教、信条の相違を越えて互いに親しく交わり、力を合わせ国際協会の綱領と目的の達成を目指すとともに、この運動を広く西日本区内に拡張するために協力することにある。

第 2 項　西日本区は前項の目的を達成するために、国際協会の綱領に掲げられているイエス・キリストが示された愛と奉仕の実践を目指し、そのための活動の指針を提示し、各クラブの協調を図り、研鑽の機会を提供するとともに、誠心誠意 YMCA と協働し、東日本区を始め国際協会の各組織と協力することによって、よりよい世界の実現のために努力する。

第 3 項　クラブの目的は次のとおりである。

A．奉仕活動を通じて YMCA の活動を支援する。

B．ワイズメンにふさわしい他の団体を支援する。

C．地域社会や国際的な問題に関心を持ち、一党一派に偏らない正義を追求する。

D．宗教・社会・経済・国際などの諸問題について会員を啓発し、積極的に参加させる。

E．健全な交友関係を作り出す。

F．国際・地域・区および部の事業に協力し、支援する。

第 4 項　ワイズメンズクラブのモットーは「強い義務感をもとう。義務は全ての権利に伴う」である。

第 3 条　会員・メネット・ユース

第 1 項　クラブの会員は、性別・人種・信仰・出身国などを理由として会員の地位を拒まれることはない。

第 2 項　クラブの会員の種類は次のとおりである。

A．正　会　員

・成人でクラブの入会式を済ませた者。

・クラブの会員は、YMCA の会員になるものとする。

B．担当主事会員

・関係 YMCA 総主事から指名を受け、会長が委嘱をした者。

第 3 項　正会員のうち、正当な理由により、常に例会その他の会合に出席することが不可能な場合は、年度ごとに理事に届け出、承認を経て広義会員となることができる。

第 4 項　正会員のうち、永年にわたりその功績著しい者に、クラブ会則の定めるところにより、理事に届け出て功労会員の地位を贈ることができる。

第 5 項　クラブにおける職業分野の会員構成は、同一業種に偏らず、２名以内を原則として、できる限り多くの職業分野にわたるよう努めるものとする。

第 6 項　新たにクラブを結成し国際協会に加盟しようとするときは、国際憲法およびこの定款に基づいて定める会則を準備するとともに、５名以上の会員候補者を選定し、別に定める手続に従い、理事の推薦を経て国際協会の認証を受ける。

第 7 項

① クラブは、その活動を支援するとともに、独自の事業を計画実施することを目的としたワイズメネット会（以下「メネット会」という）を設ける。但し、クラブの事情によりメネット会が設けられない場合は、定款細則の規定による。

② メネット会は、ワイズメンの夫人と各個クラブが入会を認めた女性である特別メネットをもって構成する。

③ メネット会は、西日本区および国際におけるプロジェクトに参加し、またはその目的遂行のための諸活動を行うことによりクラブの発展に寄与するものとする。

第 8 項

① クラブ・部もしくは西日本区は、その活動に共感する青少年男女で組織するユースクラブを設けることができる。

② ユースクラブの会員は、独自にまたはワイズメンと協働し必要な活動を行うとともに、ワイズメンズクラブの例会、部会および大会等に列席または参加して意見を述べ、更なる友好を深めるものとする。

第 4 条　部・副区

第 1 項　２以上のクラブが、地域社会における活動の効率化を図るため、西日本区に部を設けることができる。

第 2 項　新たに部を発足させるときは、西日本区役員会（以下「役員会」という）の審議を経て、西日本区代議員会（以下「代議員会」という）の承認を受ける。

第 3 項　２以上の部が、地域社会における活動を更に効率的に行うために副区を設けることができる。

第 4 項　新たに副区を発足させるときは、第２項と同じ手続きに従う。

第５条　財　　政

第 1 項　西日本区の財政は、各クラブが人数割で負担する西日本区費およびその他の収入をもって賄う。

第 2 項　各クラブの人数割の人数は、西日本区半年報（以下「半年報」という）による各クラブの会員数をいう。半年報に関する事項は別に定める。

第 3 項　西日本区は、資産の一部として西日本区ワイズ基金を保有し、その運営に関する事項は別に定める。

第 4 項　西日本区の会計年度は、毎年７月１日に始まり、翌年６月 30 日に終わる。

第６条　代議員会

第 1 項　代議員会は、西日本区における立法機関である。

第 2 項　代議員会は、クラブを代表する代議員および部を代表する代議員により構成する。

第 3 項　クラブを代表する代議員は、クラブ会長とする。

第 4 項　部を代表する代議員は、部長および直前部長とする。

第 5 項　代議員会は、年次代議員会および臨時代議員会とする。

第 6 項　年次代議員会は、毎年１回、原則として５月または６月に開催する。理事は、年次代議員会の開催に関し、開催日の 12 週前までに文書により公告し、その４週前までに代議員あて議案書を添えて招集状を送付する。

第 7 項　クラブ又は部が議案を提出するときは、開催日の８週前までに理事あて送付する。

第 8 項　年次代議員会において処理すべき事項は、次のとおりである。

A．一般年次報告の承認

B．中間決算報告および前年度決算報告の承認

C．提出議案の審議と決議

D．次年度事業計画ならびに西日本区費および次年度予算の審議と決議

E．次年度役員・監事および次々期理事の選出

F．西日本区大会のホストクラブおよび開催地の決定

G．その他の事項

第 9 項　臨時代議員会は、役員会の発議または代議員の過半数の要求により開催される。開催の日時等は常任役員会が決定し理事が代議員宛議案書を添えて招集状を送付する。

第 10 項　代議員会の議長は、理事が務める。但し、理事の提出議案に関する事項は、原則として直前理事が議長を務める。

第 11 項　代議員会は、定数の３分の２以上の出席により成立する。代議員は、委任状により他の代議員に委任することができる。但し、選挙の委任投票はできない。

第 12 項　代議員会における議案の採決は、出席代議員の過半数をもって成立し、議長は賛否同数の場合に限り表決に加わることができる。

第 13 項　臨時代議員会は、常任役員会または役員会の承認を経て提出された議案については、郵便による議案処理を行うこともできる。この議案の採決は代議員定数の過半数をもって成立し、議長は賛否同数の場合に限り表決に加わることができる。

第７条　役員会・常任役員会

第 1 項　西日本区の重要問題について審議し決議するため、理事の招集により役員会または常任役員会を開催する。

第 2 項

① 役員会は、理事、次期理事、直前理事、書記、会計、部長および事業主任をもって構成する。

② 役員は、毎年７月１日に就任し、任期は１年とする。但し、再任を妨げない。

第 3 項　役員会は、原則として年２回以上開催するものとし、理事が議長を務める。理事は、必要と認めるときは、役員以外の会員を列席させることができる。但し、列席者は、採決に加わることができない。

第 4 項　役員会における採決は、出席役員の過半数をもって成立し、議長は賛否同数の場合に限り表決に加わることができる。

第 5 項　常任役員会は、理事、次期理事、直前理事、書記および会計をもって構成し、経過年度中における西日本区内の諸事項の執行に責任を持つ。

第 6 項　常任役員会は、理事が議長を務める。審議は、会議によるほか、文書または電話等により行い、全員の合意により決定することができる。

第８条　次期理事等の指名

第 1 項　次年度における理事・次期理事および監事ならびに次々期理事候補者の指名は、次々期理事候補者等指名委員会（以下「指名委員会」という）が行う。

第 2 項　指名委員会は、直前理事・理事・次期理事・監事２名及び部長をもって構成し、直前理事が委員長を務める。

第 3 項　指名委員会が行う候補者の指名数は次のとおりである。

A．次　期　理　事　　１名　　B．次年度における次期理事　１名

C．次年度における次々期理事候補　１名　　D．次年度における監事　　２名

第 4 項　次年度における次々期理事候補者の指名に際しては、指名委員会が、年次代議員会の 24 週前に各クラブ会長に候補者１名の推薦を依頼し、これを受けたクラブ会長は代議員会の 12 週前までに候補者を推薦する書類を指名委員会に提出する。次々期理事候補者は、原則として区役員の経験を有する者とする。

第 5 項　指名委員会は、候補者が２名以上の場合は、選挙の要否を協議し、推薦のないときは、その指名を行う。

第９条　理事の任務

第１項　理事は、西日本区における国際協会の代表者であり、西日本区の運営責任者として一般行政および財政を掌り、執行する。

第２項　理事は、西日本区を代表して定められた文書に署名するほか、対外的任務を遂行する。

第３項　理事は、代議員会・役員会および常任役員会を招集し、議長を務める。また西日本区大会を主宰する。

第４項　理事は、西日本区の各クラブに国際・アジア地域および西日本区の重要事項ならびに情報を迅速・確実に伝達する。

第５項　理事は、代議員会において、一般年次報告を行うとともに所要事項の承認を受ける。

第６項　理事は、必要と認めるときは特別委員会を設けることができる。

第７項　理事は、書記・会計・部長および事業主任を任命する。

第８項　理事は、その任務を円滑に遂行するため理事事務局を置き、事務局長および若干名の事務局員を選任し、必要な予算措置を講じることができる。理事事務局の業務内容は別に定める。

第９項　理事は、海外で開催の議会出席や、傷病等の理由で一時的に理事の任務遂行が困難な場合は、次期理事に指示し、理事の任務を代行させることができる。

第10条　次期理事の任務

第１項　次期理事は、理事を補佐し、常任役員として西日本区の状況を絶えず把握するとともに、理事の指示により、必要なときは直前理事の協力を得て、いつでも理事の任務を代行する。

第２項　次期理事は、理事およびその他の役員の協力・助言を得て、年次代議員会に提出すべき次年度事業計画および予算案を作成する。

第11条　直前理事の任務

第１項　直前理事は、常任役員として西日本区の状況を絶えず把握するとともに、指名委員会委員長としての任務を遂行する。

第２項　直前理事は、理事が長期間任務遂行不能あるいは、理事職が空席となる状況が発生した場合は、役員会または常任役員会の承認の下に、理事代理として、第９条各項規定の理事の任務を遂行する。

第３項　直前理事は、前項のほか、理事の特命事項を遂行する。

第12条　書記の任務

第１項　書記は、理事の指示により、区の通信・伝達に関する事務を取り扱う。

第２項　処理すべき主な事項は次のとおりである。

A．代議員会および役員会の議事録を作成し、理事の要請があったときは、印刷配布する。

B．区内外の情報を各クラブに浸透させ、区およびクラブ相互の理解を深める。

C．国際協会に対し、定められた方式に基づく定期報告書を作成する。

D．会員をはじめ区・部・クラブの役員・委員およびメネットの名簿を常に整備する。

E．区の必要文書を常に整備保管し、これを後任者に引き継ぐ。

F．その他、理事の特命事項を処理する。

第13条　会計の任務

第１項　会計は、理事の指示により、区の会計を統括し、財政に関する事項を取り扱う。

第２項　処理すべき主な事項は次のとおりである。

A．区の経常会計および特別資金会計の全般を把握し、定められた勘定方式に従い記帳・整理する。

B．国際会費、アジア地域会費その他の分担金などを定められた方式に基づき遅滞なく送金する。

C．代議員会において、中間決算報告を行う。この場合、あらかじめ監事による会計監査を受けるものとする。

D．次年度予算案作成にあたり、次期理事に協力する。

E．年度終了後、原則として８週以内に在任年度の会計につき決算報告書を作成し、監事による会計監査を経て、在任時の理事に提出後、代議員会において承認を受ける。

F．その他、理事の特命事項を処理する。

第14条　名誉理事の任務

第１項　名誉理事は、区理事経験者であって、YMCA ならびにワイズダム発展に著しい功績があり、ワイズメンの師表と万人が認める者を代議員会の決議によって国際協会に推薦し、国際議会の承認を経て決定する。

第２項　名誉理事は、役員会に列席し、必要な助言を行う。

第15条　部長の任務

第１項　部長は、区役員および指名委員会委員としての任務を遂行する。

第２項　部長は、前項の遂行ができないときは、委任状により代理人をたてることができる。

第３項　部長は、理事の運営方針と指導のもとに、部を代表し、部内外の状況を絶えず把握するとともに、部の運営責任者として一般行政および財政を掌り、執行する。

第４項　処理すべき主な事項は次のとおりである。

A．部書記、部会計および事業主査を任命する。

B．事業主任および他の各部と密接な連携のもとに、部内各クラブに対し適切な指導と助言を与え、部の発展に努める。

C．年１回以上、部内各クラブの例会または役員会に出席して、その状況を把握するとともに事業方針の浸透を図り、クラブ活動の一層の活性化に寄与するものとする。
D．部内各クラブ相互の情報交換、親睦およびクラブ役員のリーダーシップを助長するため、年１回以上、部長が主宰する部会、評議会または研修会を計画・実施する。
E．新しいクラブの誕生に絶えず心掛け、会員増強に努める。
F．その他、部則の定めるところによる。

第 16 条　事業主任の任務

第 1 項　事業主任は、役員会が必要と認めた事業ごとに理事が任命する。
第 2 項　事業主任は、理事の指導のもとに、各事業の活動を奨励・推進する。
第 3 項　事業主任は、国際およびアジア地域のそれぞれの事業主任と緊密な連携のもとに、部長およびそれぞれの部の事業主査を通じ、各クラブの事業活動を啓発・促進する。
第 4 項　前項に定める事業については別に定める。

第 17 条　事業委員会・常置委員会・特別委員会の任務

第 1 項　事業委員会は、事業主任の任務を支援することを目的として設置される。その構成は事業の継続性と新規事業の開発などを考慮して事業主任と直前および次期事業主任とする。
第 2 項　常置委員会は、区の運営に当たって長期におよぶ事項を管理・運営するために役員会の決議により設けられ、委員は理事が任命する。
第 3 項　特別委員会は、理事の指示によるプロジェクトに関し、所期の目的を達成するため指定期間内に協議し、その結果を理事に報告する。
第 4 項　本条に定める委員会に関するその他の事項は別に定める。

第 18 条　監事の任務・任期

第 1 項　監事は、役員会に列席し、必要な助言を行う。
第 2 項　監事は、一般行政および財政に関する監査を実施し、年次代議員会においてその報告を行う。
第 3 項　監事は、財政に関し、年度終了後、原則として８週以内に監査を実施し、その結果を次の代議員会に報告する。
第 4 項　監事は、毎年７月１日に就任し、任期は２年とする。

第 19 条　区担当主事等

第 1 項　日本 YMCA 同盟との緊密な連絡・調整を図るため、区担当主事を置く。
第 2 項　区担当主事は、日本 YMCA 同盟総主事が指名し、理事が委嘱する。
第 3 項　区担当主事は、理事の要請に応じ、役員会その他の会合に列席する。
第 4 項　各クラブに、関係 YMCA との連絡・調整を図るため、担当主事を置くことができる。担当主事は、関係 YMCA 総主事が指名し、会長が委嘱する。

第 20 条　西日本区大会

第 1 項　西日本区大会（以下「大会」という）は、理事が主宰し、毎年１回、原則として６月に開催する。
第 2 項　大会の目的は、参加する各クラブおよび会員が情報を交換し、互いに啓発し、共に運動を担う者としての連帯と協力を一層深めることにある。
第 3 項　大会運営の中心的役割を担うクラブ（以下「ホストクラブ」という）は、大会開催のための実行委員会を設け、理事の指導のもとに大会開催の準備をする。
第 4 項　ホストクラブは、大会参加会員が負担する大会参加費および区が負担する大会支援金により開催費用を賄うことを原則とし、大会終了後、理事に対し、速やかにその収支報告をする。収支の取扱いについては、役員会において別途協議し決定するものとする。

第 21 条　改　　正

第 1 項　この定款は、年次代議員会を含む連続して２回の代議員会の議決により改正することができる。
第 2 項　改正定款は、国際議会の承認を得て発効する。

第 22 条　分 割・解 散

第 1 項　区は、年次代議員会を含む連続して２回の代議員会の議決により分割、解散することができる。
第 2 項　区の分割および解散は、国際議会の承認を必要とする。
第 3 項　解散時において、区が所有する資産は、新たに区を組織するまで国際協会にその管理を委ねる。

第 23 条　細　　則

第 1 項　この定款を実施・運用するため、別に施行細則を定めることができる。
第 2 項　施行細則は、代議員会または役員会の承認を経て制定または改廃することができる。

第 24 条　付　　則

第 1 項　この改正定款は、2003 年 7 月 1 日から施行する。

1997年6月7日　制定　1997年7月1日　施行　2003年6月14日　改正　2003年7月1日　施行
2014年6月14日　改正　2014年7月1日　施行　2018年6月9日　改正　2018年8月3日　施行

西日本区定款施行細則

第 1 条　総　　則

第 1 項　西日本区定款（以下「定款」という）第 23 条第 1 項により西日本区定款施行細則（以下「細則」という）を以下のとおり定める。

第 2 項　西日本区は定款第 4 条第 1 項により、中部、びわこ部、京都部、阪和部、中西部、六甲部、瀬戸山陰部、西中国部および九州部を設ける。

第 2 条　会　　員

第 1 項　定款第 3 条第 2 項Aに定める YMCA 会員の資格については、会員が所属する YMCA が定める会員の種類の別は問わない。

第 2 項　YMCA のない地域のクラブに入会する場合は、近隣 YMCA の会員となることが望まれる。

第 3 項　定款第 3 条第 3 項に定める正当な理由とは下記の通りである。

1．ワイズメンズクラブのない地域へ移住したとき
2．海外への長期転勤となったとき
3．療養が長期にわたるとき
4．上記に準ずる事情があるとき

第 4 項　広義会員・功労会員については、会合出席について自由となるほかは正会員と同じ権利、義務を有する。

第 5 項　会員が転会を希望する場合は、所属しているクラブ会長からの推薦書を添え、入会を希望するクラブの役員会の承認を経て、転会することができる。

第 6 項　転会および退会後 1 年以内に区内のクラブに再入会する場合は、区入会金を免除する。

第 7 項　死亡により退会となった正会員の配偶者が、1 年以内に正会員として入会を希望する時は、区入会金を免除する。

第 8 項　定款第 3 条第 5 項の定めにかかわらず、職業を持たない者であってもクラブに入会意思のある者は入会することができる。

第 3 条　クラブ会則の改正

第 1 項　定款第 3 条第 6 項により定めたクラブ会則を国際協会加盟後において変更しようとするときは、理事の承認を経て改正することができる。

第 4 条　メ ネ ッ ト

第 1 項　クラブの女性会員はメネット会員とはならないが、メネット会の活動には自由に参加できる。

第 2 項　メネット会にはメネット会長を置くが、クラブの事情によりメネット会を設けられない場合は、国際・区・部などからのメネットへの情報伝達に備えるため連絡員を置く。

第 5 条　ユースクラブ

第 1 項　ユースクラブは、クラブまたは部の支援のもとに、ワイズメンズクラブと YMCA 活動に賛同する 15 歳から 30 歳までの青少年男女で組織される。

第 2 項　ユースクラブは、区の定めに基づき、ユースクラブの活動に必要な資金その他の支援を受けることが出来る。

第 3 項　ユースクラブは、区の定めに基づき、区への活動報告を行う。また、ユースクラブ全体の代表者は、区大会と区役員会に列席することが出来る。

第 6 条　代 議 員 会

第 1 項　部選出代議員である部長、直前部長に欠員が生じた場合は、部評議会においてその代行者を決定し理事の任命により、部選出代議員となることができる。

第 7 条　役　員　会

第 1 項　部長が役員会をやむをえず欠席する場合は、部の執行役員に限り代理を出すことができる。この代理は、原則として 3 日以上前に理事に申請し、承認を得なければならない。理事の承認が得られた代理人は、部長欠席の役員会の審議において部長と同等の権限を有する。

第８条　準備役員会

第１項　準備役員会は、次年度の事業方針、予算、日程等の事項を準備・協議するために開催される。

第２項　準備役員会は、次期における理事、次期理事、書記、会計、各事業主任、各部長、理事事務局のそれぞれの就任予定者により構成される。

第３項　準備役員会は、次期理事の招集により、通常４月と６月の２回開催される。

第４項　準備役員会の構成員は、西日本区が主催する次期役員研修会および次期会長・主査研修会に参加する義務を担う。

第９条　次期役員研修会

第１項　次年度の西日本区事業を円滑に推進するために、次期役員の研修を行う。

第２項　研修の企画は理事、次期理事、ワイズリーダーシップ開発（以下「LD」と呼ぶ）委員長が協議して決める。

第３項　研修の出席者は、常任役員、事業主任、各部長、監事、理事事務局、事務所長および次期における理事、次期理事、書記、会計、事業主任、各部長、理事事務局のそれぞれの就任予定者ならびに研修講師、LD 委員。

第10条　次期会長・主査研修会

第１項　次年度の各部の運営および各クラブの運営が円滑に推進できるように、次期における会長および主査の就任予定者等を対象に次期会長・次期主査の研修を行う。

第２項　研修の企画は理事、次期理事、LD 委員長が協議して決める。

第３項　研修の出席者は、常任役員、監事、理事事務局、事務所長および次期における理事、次期理事、書記、会計、事業主任、各部長、理事事務局、各クラブ会長、各部の主査のそれぞれの就任予定者ならびに研修講師、LD 委員

第11条　半　年　報

第１項　定款第５条第２項に定める半年報は、区の現状を把握する基礎資料となり、区に納入される西日本区費（以下「区費」という）などの算出基準となる。

第２項　半年報は、前期７月１日、後期１月１日現在の会員状況を部長がとりまとめ、西日本区事務所に報告する。

第３項　半年報提出期限は、前期は７月 10 日、後期は１月 10 日とする。

第12条　財　　政

第１項　定款第５条第１項に定める区費には国際が定める国際会費およびアジア地域会費が含まれる。

第２項　日本円の換算レートや区費の金額は次年度の予算案に示され代議員会にて決定される。

第３項　区費などの区への納入金は、区が半年報に基づき算出する。区発行の請求書に記載されている区への納入金は、前期・後期の２回、各期ごとに、区が定める期間内に一括納入する。

第４項　区費は、会員１人あたり、前期・後期各 7,500 円とする。

第５項　担当主事会員の区費は、前期・後期各 2,000 円とする。

第６項　特別メネットの区費は、前期・後期各 4,000 円とする。

第７項　新入会員は、入会金として 6,500 円を区に納入する。ただし、新しく認証されたクラブ設立時に於ける新入会員の入会金は 5,500 円とする。また、新入会員は、入会した半期の区費を免除されるとともに、区より「会員バッチ」と「入会キット」などの贈呈を受ける。ただし、第２条第６項および第７項に基づき入会金を免除された会員が「会員バッチ」、「入会キット」などを希望する場合は有償とする。

第８項　前期に退会の届があった場合、後期分である区費の納入はこれを要しない。

第９項　担当主事会員の入会金は免除する。

第 10 項　定款第３条第６項により新たにクラブを結成し国際協会に加盟したクラブのスポンサークラブに、区より設立支援金として 10 万円を贈る。

第 11 項　西日本区大会支援金として会員１人あたり年額 500 円を区に納入する。

第 12 項　次年度準備金および次年度西日本区大会準備金として仮払金を次期理事に支出する。尚、その金額、支払時期の決定については、財務委員会が提案、理事が承認する。

第13条　事　　業

第１項　定款第 16 条第４項の定めにより、置かれる事業は次の通りとする。

1．YMCA サービス・ユース事業
　YMCA service（YMCA への奉仕事業）　ASF（アレキサンダー奨学資金）　YIA（若者の参画・活動）

2．地域奉仕・環境事業
　CS（地域社会奉仕）　TOF（タイム・オブ・ファスト＝断食の時）　FF（ファミリーファスト）　環境

3．EMC 事業
　EMC（クラブ拡張・会員増強・維持啓発）
　YES（新クラブ設立を目指すクラブ、会員支援）

4．国際・交流事業
　BF（ブラザーフッド資金）　EF（エンダウメントファンド＝信託資金）　IBC（国際兄弟クラブ）　DBC（国内兄弟クラブ）
　YEEP（ユース留学生交換事業）　STEP（ユース短期交流事業）
　又、YMCA サービス・ユース事業における ASF、地域奉仕・環境事業における TOF や国際 UGP への協力

5．メネット事業
Menettes（ワイズメンの夫人と特別メネット）による事業

第 14 条　事業委員会

第 1 項　定款第 17 条第 1 項の定めにより、前条の事業ごとに事業委員会を置く。

第 15 条　常置委員会

第 1 項　定款第 17 条第 2 項の定めにより、次の常置委員会を置く。

1．事務所運営委員会　2．JWF 管理委員会　3．奈良傳賞資格審査委員会　4．ワイズリーダーシップ開発委員会
5．広報・情報委員会　6．財務委員会　7．区報編集委員会　8．組織検討・安全対策委員会
9．クリスチャニティー委員会

第 2 項　前項の各委員会は、区が定める委員会規則により運営する。

第 16 条　特別委員会

第 1 項　定款第 17 条第 3 項の定めにより、特別委員会を置くことができる。

第 17 条　専任委員

第 1 項　事務所に理事が選任する次の専任委員を置く。

1．ヒストリアン
2．トラベルコーディネーター（TC）
3．YMI ワールド翻訳編集委員

第 2 項　前項の各専任委員は、区が定める服務規則等に沿ってその任にあたる。

第 18 条　委員への委嘱状

第 1 項　理事は、定款第 17 条第 2 項・第 3 項および細則第 12 条第 1 項の定めにより設けられる常置委員会・特別委員会の委員および専任委員に、任務や任期を指定した委嘱状を発行するものとする。

第 19 条　監事の監査

第 1 項　監事の監査については、行政監査は初年度監事、財政監査は 2 年度監事が主となり担当する。

第 20 条　区報発行の責任と回数

第 1 項　区報編集委員会の編集による区報は、理事を発行責任者として当該年度内に 3 回以上発行する。

第 21 条　役員・委員長の業務引継ぎ

第 1 項　区役員・常置委員会および特別委員会の委員長ならびに専任委員は、各事業年度にわたって職務記録や業務引継書を作成し、後任者との間において円滑な業務引継ぎを行う。

第 22 条　メーキャップと出席率の算定

第 1 項　例会に欠席した会員が、前月の例会の翌日から翌月の例会日の前日までの間に下記に掲げる各会合に出席したことをメーキャップカード等により会長に申告したときは、クラブ例会に出席したものとみなすことができる。

1．自クラブの役員会またはクラブが年度計画により行う会合
2．区内外のクラブの例会または特別例会
3．区大会または理事の招集する会合
4．部会または部長の招集する会合
5．国際大会、地域大会またはこれらに準ずる会合
6．例会と重なった場合の YMCA が実施する重要な行事や会合

第 2 項　メーキャップは原則として所定のメーキャップカードによるが、会長または会員が周知している場合は自己申告が可能である。

第 3 項　出席率は出席した会員数を広義会員および功労会員を除いた会員数で除し、小数点以下第 2 位を四捨五入した百分率で表す。

第 23 条　クラブファンド事業の責任

第 1 項　クラブがクラブの活動資金を調達するために実施するファンド事業についての責任はすべてクラブにあるため、ファンド事業ごとの収支決算を明確にし、かつクラブ内外からの損害賠償にも対応策を考慮して実施するものとする。

第 24 条　理事事務局

第 1 項　定款第 9 条第 8 項により設ける理事事務局（以下「事務局」という）は、理事の定める所に置く。

第 2 項　事務局は理事の指示により次の業務を遂行する。

1．クラブ会長、部長および事業主任などに対する諸情報の提供または諸報告書の提出依頼、連絡、集計業務
2．区役員会および代議員会などに必要な準備業務
3．東日本区および国際協会との連絡、報告業務

4．区事務所との連絡調整業務

5．その他、理事が必要と認める業務

第 3 項　事務局は毎年、クラブ運営に関する事務手続きを整理し、区事務の円滑適正な運営、処理に資するものとする。

第 25 条　事　務　所

第 1 項　定款第１条第４項により設置する事務所は、[redacted]に置く。

第 2 項　事務所長は理事が任命する。

第 3 項　事務所には職員を置く。

第 4 項　事務所は、東日本区および国際との連携業務ならびに文書の整理、保管業務に従事するほか、事務局と密接に連携し、もって区の円滑な事務運営に資するものとする。

1997年７月１日	施行	2001年７月１日	改正	2003年６月14日	改正	2004年11月14日	改正
2005年11月28日	改正	2006年７月１日	改正	2006年７月１日	施行	2008年６月14日	改正
2008年７月１日	施行	2010年４月10日	改正	2010年４月10日	施行	2011年７月１日	改正
2011年７月１日	施行	2011年11月19日	改正	2012年７月１日	施行	2014年４月19日	改正
2014年７月１日	施行	2016年４月９日	改正	2016年７月１日	施行	2017年７月15日	改正
2017年７月15日	施行						

各　種　諸　規　則

事業委員会規則

（総則）
第 1 条　この規則は、次の事業委員会の運営について定めるものとし、各委員会の名称は、次の通りとする。
① YMCA サービス・ユース事業委員会　② 地域奉仕・環境事業委員会　③ EMC 事業委員会　④ 国際・交流事業委員会
⑤ メネット事業委員会
（目的）
第 2 条　各委員会は、当該事業主任の職務遂行を支援し、西日本区の各事業部門の活動を継続的、かつ新規事業の開発などを含め、活発に推進することを目的とする。
（位置）
第 3 条　各委員会は、定款施行細則第 14 条第 1 項に基づき設けられる。
（構成）
第 4 条　各委員会は、事業主任、直前事業主任、次期事業主任予定者の３名で構成され、委員長は事業主任が務める。
2．委員が３名に満たない場合は、補充の委員を理事が任命する。
（任期）
第 5 条　委員長、委員の任期は当該役職任期とする。
2．補充として選任される委員の任期は、前任者の残任期とする。
（委員会の開催）
第 6 条　委員長は、第２条の目的を達成するため、年度内に２回以上の委員会を開催する。
（付則）
第 7 条　この規則に定めのない事項は、当該委員会において協議され、理事の承認を得るものとする。
2．この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2002年11月20日　制定　2003年６月14日　改正　2003年７月１日　施行　2004年４月４日　改正
2004年４月５日　施行　2005年11月28日　改正　2005年11月28日　施行　2007年４月７日　改正
2007年４月７日　施行　2013年７月７日　改正　2014年７月１日　施行　2016年４月９日　改正
2016年７月１日　施行

事務所運営委員会規則

（名称）
第 1 条　本委員会は、事務所運営委員会と称する。
（目的）
第 2 条　本委員会は、会員へのサービス向上をはかるために必要な事務所の効率化とその管理に努めることを目的とする。
（位置）
第 3 条　本委員会は、定款施行細則第 15 条第 1 項に基づき常置委員会として設けられる。
（構成）
第 4 条　本委員会は、理事を委員長とし、次期理事、直前理事ほか数名の委員で構成する。
（任期）
第 5 条　委員の任期は１年とする。ただし、連続して４期までの再任は妨げない。
2．期途中で選任される委員の任期は、選任当該年度末までとする。
（任務）
第 6 条　事務所長は委員長から任命され管理責任者となる。ただし、必要に応じて委員長は事務所長を兼務することができる。
2．本委員会は、区事務所がたずさわる業務範囲の決定、職員との情報交換、什器備品の管理、事務所運営に関する予算案の作成、必要な場合は職員人事などについて協議する。
3．事務職員が働きやすい環境整備に努める。
4．その他、事務所運営に関する一切の事項について協議する。
（委員会の開催）
第 7 条　委員長は、第２条の目的を達成するため、年度内に２回以上の委員会を開催する。
2．委員会には、必要な場合職員を列席させることができる。
（付則）
第 8 条　この規則に定めのない事項は本委員会で協議され、理事の承認を得るものとする。
2．この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2003年６月14日　制定　2003年７月１日　施行　2004年４月４日　改正　2004年４月５日　施行
2005年11月28日　改正　2005年11月28日　施行　2016年４月９日　改正　2016年７月１日　施行

JWF 管理委員会規則

（名称）

第 1 条　本委員会は、JWF 管理委員会と称する。

（目的）

第 2 条　本委員会は、西日本ワイズ基金 (Japan West y's men's Fund 以下「基金」という) の献金を推進し、管理・運用および、適切な基金支出についての判断を行うことを目的とする。

（位置）

第 3 条　本委員会は、定款施行細則第 15 条第 1 項に基づき設けられる。

（基金の用途）

第 4 条　基金は、ワイズ発展の重要プロジェクトおよび、緊急事態に対応するために活用される。

（構成）

第 5 条　本委員会は、理事及び 6 名の委員で構成される。この 6 名に付いては、理事以外の役員会議決権者をのぞくものとし、理事をのぞく委員により委員長を互選する。次期委員は区役員会において選出推薦され、次期理事が任命する。

2．委員の選考にあたっては、地域性も考慮、して選出されることが望まれる。

（任期）

第 6 条　理事を除く委員の任期は 1 年とする。ただし、連続して 4 期までの再任を妨げない。

2．期途中で選任される委員の任期は、選任当該年度末までとする。

（保管）

第 7 条　基金は、本委員会の委員長名義で区事務所に保管されるものとする。

（管理・運用）

第 8 条　基金の管理・運用は、確実な金融機関に預け入れ、安全かつ有利に保管する。

（支出）

第 9 条　基金の支出については、区役員会の決定によって検討を依頼された事項を審議し、全委員一致の決議を要する。

（付則）

第 10 条　この規則に定めのない事項は本委員会において協議され、理事の承認を得るものとする。

2．この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2001年４月８日	改正	2001年７月１日	施行	2003年６月14日	改正	2003年７月１日	施行
2004年４月４日	改正	2004年４月５日	施行	2005年11月28日	改正	2005年11月28日	施行
2014年４月19日	改正	2014年７月１日	施行	2016年４月９日	改正	2016年７月１日	施行
2017年７月15日	改正	2018年７月１日	施行				

奈良　傳（つたえ）賞資格審査委員会規則

（名称）

第 1 条　本委員会は、奈良　傳賞資格審査委員会と称する。

（意義）

第 2 条　日本のワイズメンズクラブ創始者である奈良　傳の偉業を記念して、永年にわたり多くのワイズメンより敬愛され、かつワイズメンの鑑とみなされる有為の人材を表彰し、創始者の名を後世に残すものである。

（目的）

第 3 条　前条の意義に沿った人材として、各部、各クラブより推薦された人材の資格を審査のうえ決定する。記念として該当者の働きを記した記念品を贈呈する。

（位置）

第 4 条　本委員会は、定款施行細則第 15 条第 1 項に基づき常置委員会として設けられる。

（構成）

第 5 条　本委員会は、理事および日本区または西日本区理事経験者 6 名の委員で構成され、理事が委員長となる。

（任期）

第 6 条　理事を除く委員の任期は 1 年とする。ただし、連続して 6 期までの再任を妨げない。なお特別の事情のあるときは、連続 6 期を超える再任を妨げない。

2．期途中で選任される委員の任期は、選任当該年度末までとする。

（受賞者の資格）

第 7 条　会員で、ワイズメンズクラブおよび YMCA での働きが顕著であり、ワイズメンズクラブの会員歴が 30 年以上、満 70 歳以上の者。表彰は毎年 1 名を原則とする。ただし、毎年受賞者を決めるとは限らない。

2．前項に準ずる会員で資格審査委員会が有資格者と認めた会員

（受賞者の発表）

第 8 条　前条の有資格者より該当と思われる会員を毎年 4 月末日までに資格審査委員会が決定し、西日本区大会において表彰する。

2．受賞者ならびに配偶者を西日本区大会に招待し、登録費は西日本区が負担する。

（付則）

第 9 条　この規則に定めのない事項は本委員会において協議され、理事の承認を得るものとする。

2．この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2001年４月８日　改正　2001年７月１日　施行　2003年６月14日　改正　2003年７月１日　施行
2004年４月４日　改正　2004年４月５日　施行　2005年11月28日　改正　2005年11月28日　施行
2009年４月５日　改正　2009年４月６日　施行　2014年６月14日　改正　2014年７月１日　施行
2016年４月９日　改正　2016年７月１日　施行

ワイズリーダーシップ開発委員会規則

（名称）

第１条　本委員会は、ワイズリーダーシップ開発委員会と称する。

（目的）

第２条　本委員会は、ワイズ運動の理解を通して、会員自らのリーダーシップをたかめ、自己研鑽や地域社会に貢献できるよう、会員相互のリーダーシップ開発を目的とする。

2．前項の目的を達成するために次の事業を推進する。

①　研修事業にかかわる支援　②　リーダーシップ開発に役立つ、会員からの資料の収集

③　ワイズダム発展に資する研究への支援　④　理事より付託された事項の取り組み

（位置）

第３条　本委員会は、定款施行細則第15条第１項に基づき常置委員会として設けられる。

（構成）

第４条　本委員会は、理事によって任命された委員長および、委員長が推薦し理事が任命した数名の委員で構成される。

2．本委員会は理事の承認を経て小委員会を設置することができる。

（任期）

第５条　委員の任期は１年とする。ただし、委員長については連続して４期、委員については連続して６期までの再任を妨げない。

2．期途中で選任される委員の任期は、選任当該年度末までとする。

（付則）

第６条　この規則に定めのない事項は、常任役員会において協議され、理事の承認を得て行うものとする。

2．この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2003年６月14日　制定　2003年７月１日　施行　2004年４月４日　改正　2004年４月５日　施行
2005年11月28日　改正　2005年11月28日　施行　2016年４月９日　改正　2016年７月１日　施行

広報・情報委員会規則

（名称）

第１条　本委員会は、広報・情報委員会と称する。

（目的）

第２条　本委員会は、ワイズメンズクラブ国際協会西日本区各部、各クラブの優れた活動等を広く内外に広報することに努め、社会におけるワイズメンズクラブに対する理解と共感を得ながら認知度・好感度を高めることを目的とする。

2．本委員会は、西日本区の活動が組織的かつ効率的に運用されるために必要な諸資料や内外に情報を提供するウエブサイト、公式メーリングリストの維持管理、コンピュータによるシステム構築および管理運用、区内のIT化に協力することを目的とする。

（位置）

第３条　本委員会は、定款施行細則第15条第１項に基づき、常置委員会として設けられる。

（構成）

第４条　本委員会は、理事によって任命された委員長および、委員長が推薦し理事が任命した数名の委員で構成される。

2．本委員会は、理事の承認を経て小委員会を設置することができる。

（任期）

第５条　委員の任期は１年とする。ただし、委員長については連続して６期、委員については連続して８期までの再任を妨げない。

2．期の途中で選任される委員の任期は、選任当該年度末までとする。

（運用・守秘義務）

第６条　ウエブ上に掲載する情報や資料の管理は関係する区役員と連絡を密にし、適切な取扱に努める。

2．公式ウエブサイトおよび公式メーリングリストの運用については、本委員会において別途定めるガイドラインによることとする。

3．プライバシーに関連するデータの取扱については、その保護に留意する。

（付則）

第７条　この規則に定めのない事項は、本委員会で協議され、理事の承認を得るものとする。

2．この規則は、区役員会の承認を経ることにより、改正することができる。

2003年６月14日　制定　2003年７月１日　施行　2004年４月４日　改正　2004年４月５日　施行
2005年11月28日　改正　2005年11月28日　施行　2014年４月19日　改正　2014年７月１日　施行
2016年４月９日　改正　2016年７月１日　施行

財務委員会規則

（名称）
第 1 条　本委員会は、財務委員会と称する。
（目的）
第 2 条　本委員会は、西日本区の財務問題について協議し、その基盤強化と、より効率的な資金運営をはかることを目的とする。
（位置）
第 3 条　本委員会は、定款施行細則第15条第1項に基づき常置委員会として設けられる。
（構成）
第 4 条　本委員会は、区会計、直前区会計、次期区会計予定者の3名によって構成され、委員長は区会計が務める。
　2．委員が3名に満たない場合は、補充の委員を理事が任命する。
（任期）
第 5 条　委員長、委員の任期は当該役職任期とする。
　2．補充として選任される委員の任期は、前任者の残任期とする。
（委員会の開催）
第 6 条　委員長は、第2条の目的を達成するため、年度内に2回以上の委員会を開催する。
（付則）
第 7 条　この規則に定めのない事項は、本委員会において協議され、理事の承認を得るものとする。
　2．この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2003年6月14日　制定　2003年7月1日　施行　2004年4月4日　改正　2004年4月5日　施行
2005年11月28日　改正　2005年11月28日　施行　2016年4月9日　改正　2016年7月1日　施行

区報編集委員会規則

（名称）
第 1 条　本委員会は、区報編集委員会と称する。
（目的）
第 2 条　本委員会は、理事事務局、広報・情報委員会などの協力と連携のもとに「西日本区報」を編集することを目的とする。
（位置）
第 3 条　本委員会は、定款施行細則第15条第1項に基づき常置委員会として設けられる。
（構成）
第 4 条　本委員会は、理事によって任命された委員長および委員長が推薦し、理事が任命した数名の委員と区書記、理事事務局長で構成される。
（任期）
第 5 条　委員の任期は1年とする。ただし、委員長については連続して6期、委員については連続して8期までの再任を妨げない。
（職務）
第 6 条　本委員会は、区書記を補佐して、当該年度に3回以上の「西日本区報」を編集する。
（付則）
第 7 条　この規則に定めのない事項は、本委員会において協議され、理事の承認を得るものとする。
　2．この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2003年6月14日　制定　2003年7月1日　施行　2005年11月28日　改正　2005年11月28日　施行
2014年4月19日　改正　2014年7月1日　施行　2016年4月9日　改正　2016年11月5日　施行

組織検討・安全対策委員会規則

（名称）
第 1 条　本委員会は、組織検討・安全対策委員会と称する。
（目的）
第 2 条　本委員会は、区の活性化と危機管理のための施策を整備し、区役員会もしくは常任役員会に提案することを目的とする。
　2．前項の目的を達成するために次の事項に取り組む。
　　① 区の活動と機能の活性化を目的とする組織の見直しや諸規則の改正案などの策定
　　② 区の危機管理対応策の整備
　　③ 緊急事態発生時における常任役員会への対応策の提言
（位置）
第 3 条　本委員会は、定款施行細則第15条1項に基づき常置委員会として設けられる。
（構成）
第 4 条　本委員会は、理事が任命した委員長および数名の委員により構成される。
　2．本委員会は、理事の承認を経て小委員会を設置することができる。

（任期）
第 5 条　委員の任期は１年とする。ただし、委員長については連続して４期、委員については連続して６期までの再任を妨げない。
　２．期途中で選任される委員の任期は、選任当該年度末までとする。
（役職委員）
第 6 条　本委員会は、次の役職を置く。
　委員長　１名　　副委員長　１名　　書記　１名
　２．前項の役職のうち副委員長および書記は、委員の互選により選出する。
（役職委員の職務）
第 7 条　委員長は、本委員会を統括し委員会を代表する。
　２．副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは代行する。
　３．書記は、本委員会に関する庶務事項を執り行う。
（付則）
第 8 条　この規則に定めのない事項は本委員会で協議され、理事の承認を得るものとする。
　２．この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2004年11月14日　制定　2004年11月14日　施行　2005年11月28日　改正　2005年11月28日　施行
2016年４月９日　改正　2016年７月１日　施行

クリスチャニティー委員会規則

（名称）
第 1 条　本委員会は、クリスチャニティー委員会と称する。
（使命と目的）
第 2 条　本委員会の使命と目的は、国際憲法第２条第１項に従い「イエス・キリストの教え」をワイズメンズ活動に生かしていくために、すべてのメンバーに「キリスト教精神の理解」を促すことにあり、次の各号を、実施することで果たされる。
　①「キリスト教理解」講座の開催
　②「キリスト教理解」のための研修会や役員会での礼拝の企画などの開催
（位置）
第 3 条　本委員会は、定款施行細則第 15 条第１項に基づき、常置委員会として設けられる。
（構成）
第 4 条　本委員会は、理事によって任命された委員長および、委員長が推薦し理事が任命した数名の委員で構成される。
　２．本委員会は、理事の承認を経て小委員会を設置することができる。
　３．委員はクリスチャン、ノンクリスチャンを問わない。
（任期）
第 5 条　委員の任期は１年とする。ただし、委員長については連続して４期、委員については６期までの再任を妨げない。
　２．期の途中で選任される委員の任期は、選任当該年度末までとする。
（役職委員）
第 6 条　本委員会は、次の役職を置く。
　１．委員長　１名　　チャプレン
　２．チャプレンは、本委員会が推薦し理事が任命する。
（役職委員の職務）
第 7 条　委員長は、本委員会を統括し、委員会を代表する。
（付則）
第 8 条　この規則に定めのない事項は、本委員会で協議され、理事の承認を得るものとする。
　２．この規則は、区役員会の承認を経ることにより、改正することができる。

2004年４月４日　制定　2004年４月５日　施行　2005年11月28日　改正　2005年11月28日　施行
2014年４月19日　改正　2014年７月１日　施行　2016年４月９日　改正　2016年７月１日　施行

ヒストリアン服務規則

（名称）
第 1 条　本専任委員は、ヒストリアンと称する。
（目的）
第 2 条　本専任委員は、区内におけるワイズメンズクラブの出来事を把握してその活動を歴史として整備することを目的とする。
（位置）
第 3 条　本専任委員は、西日本区定款施行細則第 17 条第１項に基づき設けられる。
（任期）
第 4 条　委員の任期は１年とする。ただし、連続して 12 期までの再任を妨げない。
　２．期途中で選任される委員の任期は、選任当該年度末までとする。

（職務）
第 5 条　本専任委員は次の職務を担うものとする。
① ワイズ活動史などの作成に協力する。
② 文献などの資料に基づき西日本区ワイズ運動をまとめ後世に伝える。
③ 文献などの整理状況を確認し、不備があれば役員および事務所長等を指導する。
④ 5年毎に資料を検証し、年表などの中間資料を作成・整理する。
⑤ その他、理事より特別に委託された職務を遂行する。
2．上記①②の職務遂行において必要な場合、予め期間を定めた上、役員会の承認を得て、「西日本区ワイズ運動史編纂委員会」（略称：編纂委員会）を設置することができる。
（付則）
第 6 条　この規則に定めのない事項はヒストリアンと常任役員において協議する。
2．この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2003年6月14日　制定　2003年7月1日　施行　2004年4月4日　改正　2004年4月5日　施行
2005年11月28日　改正　2005年11月28日　施行　2016年4月9日　改正　2016年7月1日　施行
2017年4月8日　改正　2017年4月8日　施行

トラベルコーディネーター服務規則

（名称）
第 1 条　本専任委員は、トラベルコーディネーターと称する。
（目的）
第 2 条　本専任委員は、国際または理事が認める公式ビジターの西日本区滞在にあたり、友愛をもって必要な連絡調整および援助することを目的とする。
（位置）
第 3 条　本専任委員は、定款施行細則第17条第1項に基づき設けられる。
（任期）
第 4 条　本専任委員の任期は1年とする。ただし、連続して4期までの再任を妨げない。
（職務）
第 5 条　本専任委員は、次の業務を行う。
① 公式ビジターに関する事前通知を把握し、区理事と調整して公式ビジターの区内滞在期間中のスケジュールを策定する。
② 公式ビジターに関してビザが必要な場合は、公式の招待状を準備し提供する。
③ 公式ビジター到着の1ヶ月前までに、関係者に対してホストおよびクラブ名、住所などを記載した日程表を送付する。
④ 区内の輸送機関の手配を行う。公式ビジターの出迎え、見送りは原則として交通機関のターミナルで行うように手配する。
⑤ 訪問クラブの選定に際しては、過去数年間に公式ビジターをホストしたことのないクラブを優先する。
⑥ 公式ビジターの宿泊はホームスティ先を募り、ホスト未経験者を優先する。
⑦ 公式ビジターが区内滞在中は常にその所在を把握し、必要な援助、助言を提供する。
⑧ 区から他区への到着日、および出発日は、公式ビジターの日程表を遵守して行動し、予定外の滞在は原則禁止として対応する。
⑨ 公式ビジターに関する費用については下記のとおり対応する。
a．食費、宿泊費はホストする会員、クラブ、部または西日本区が負担する。
b．区内の主幹線の交通費は区の負担とする。
c．公式プログラムに関する旅費は国際が負担する。
⑩ 理事通信などに公式ビジターの情報が掲載できるよう記事を提供する。
⑪ 公式ビジター区内滞在中の全ての記録を整理して後任者に引き継ぐ。
（付則）
第 6 条　この規則に定めのない事項は、理事の承認を得て行うものとする。
2．この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2003年6月14日　制定　2003年7月1日　施行　2005年11月28日　改正　2005年11月28日　施行
2009年11月15日　改正　2009年11月15日　施行　2016年4月9日　改正　2016年7月1日　施行

YMI ワールド翻訳編集委員服務規則

（名称）
第 1 条　本専任委員はYMIワールド翻訳編集委員と称する。
（目的）
第 2 条　本専任委員は、東日本区と協力して、YMIワールドの翻訳を行い、日本語版を編集することを目的とする。
（位置）
第 3 条　本専任委員は、西日本区定款施行細則第17条第1項に基づき設けられる。
（任期）
第 4 条　委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

（職務）
第 5 条　本専任委員は、ワイズメンズクラブ国際協会公式機関紙であるYMIワールドの各号を翻訳し、日本語版を東日本区文献委員会と協力して編集する。
（委員長）
第 6 条　本専任委員の中より、西日本区理事は委員長を選任する。委員長の役割は、東日本区文献委員長との窓口になり、その編集、翻訳について協議する。委員長の任期は1年とするが、再任を妨げない。
（両区委員長）
第 7 条　西日本区委員長は2年毎に東西両日本区翻訳委員長に任じられる。西日本区委員長が両区委員長に任じられた場合の位置・役割は次の通りである。
① 両区委員長は“YMI World Translation. Japanese”として国際協会Official Familyに登録され、YMIワールドに関するデーター、資料、文通等一切に関する国際編集長（Editor）との窓口になる。この登録は選任され次第、遅滞なく西日本区理事が行うものとする。
② 両区委員長は東日本区文献委員長との窓口となり、東日本区が翻訳に当たる号についての翻訳記事の選定、翻訳担当委員の決定等についての基本的打ち合わせを行う。
③ 翻訳後の編集については、両区委員長が翻訳追加等による紙面調整等を行うものとする。
（付則）
第 8 条　この規則に定めのない事項は、理事の承認を得て行うものとする。
2．この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2004年4月4日　制定　2004年4月5日　施行　2005年11月28日　改正　2005年11月28日　施行
2016年4月9日　改正　2016年7月1日　施行　2017年7月15日　改正　2017年7月15日　施行

ワイズ将来構想特別委員会規則

（名称）
第 1 条　本委員会は、ワイズ将来構想特別委員会と称する。略称を将来構想委員会とする。
（目的）
第 2 条　1997年西日本区発足以来20年にわたる会員減少と高齢化による衰退傾向に歯止めをかけ、発足時のワイズ力を取り戻し、更なる発展に向かっての将来構想の策定と実現を目指す活動を行う。
2．前項の目的を達成するため、長期計画の立案と実践活動に努める。
② 関連する事業委員会・常置委員会・特別委員会の活動との協働を図る。
③ 会員に対して本委員会の活動の進捗状況の報告と協力理解を求める。
（位置）
第 3 条　本委員会は、定款施行細則第16条第1項に基づき特別委員会として設けられる。
（構成）
第 4 条　本委員会は、理事が任命した委員長および委員長が推薦し理事が任命した数名の委員で構成される。
2．本委員会の開催は、委員長および委員による通常委員会と、関連する事業委員会・常置委員会・特別委員会の委員長が参加する拡大委員会の2種とし、本委員会委員長により召集開催される。
3．本委員会は、理事の承認を得て小委員会を設置することができる。
（任期）
第 5 条　委員長および委員の任期は2年として3期までの再任を妨げない。
2．期途中で選任される委員の任期は、選任年度の翌年度末までとする。
（役職委員）
第 6 条　本委員会は、次の役職を置く。
委員長　1名　副委員長　1名　書記　1名　資金活用審査委員　3名
（役職委員の職務）
第 7 条　委員長は、本委員会を統括し委員会を代表する。
2．副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは代行する。
3．書記は、本委員会に関する庶務事項を執り行う。
4．資金活用審査委員は、部、クラブ等から新生ワイズ起こし運動特別資金の申請があった時に、その妥当性や公平性、予算等を総合的に判断し、承認の可否を決める。審査委員は理事、直前理事、次期理事または理事経験者の中から選出する。

（付則）
第 8 条　この規則に定めのない事項は本委員会で協議され、理事の承認を得るものとする。
2．この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2016年11月5日　制定　2016年11月5日　施行

ワイズ・YMCA パートナーシップ検討特別委員会規則

（名称）

第 1 条　本委員会は、ワイズ・YMCA パートナーシップ検討特別委員会と称する。略称をパートナーシップ委員会とする。

（目的）

第 2 条　ワイズと YMCA が互いに信頼するパートナーとして、協力関係を強化し、共に成長・発展することを目的とする。日本のワイズと YMCA が手本となって世界、地域の全てのワイズと YMCA がより良い協働関係が強化されることが期待される。

（位置）

第 3 条　本委員会は、定款施行細則第 16 条第 1 項に基づき特別委員会として設けられる。

（構成）

第 4 条　本委員会は、東西日本区から各 3 名、YMCA 同盟から 3 名、リエゾンとしてワイズと YMCA 両方の経験者 2 名の計 11 名で構成される全体委員会の内、西日本区のメンバー 3 名のみを対象として構成し、特別委員会委員として取り扱う。

2．本委員会は、理事が幹事を務め、他 2 名は原則的に直前理事、直々前理事を任命し、3 名の委員で構成される。

（任期）

第 5 条　委員は、年度毎に更新するが、常に 3 名を維持する。

2．本委員会は、第 2 条の目的を達成する為に活動を行い、2022-23 年度を最後に解散する。

（付則）

第 6 条　この規則に定めのない事項は本委員会で協議され、理事が承認するものとする。

2．この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2019年11月 9 日制定　　2019年11月 9 日施行

YMCA サービス・ユース資金運用細則

（名称）

第 1 条　この資金は、YMCA サービス・ユース資金と称し、略称をＹサ資金とする。

（目的）

第 2 条　この資金は、国際アレキサンダー奨学資金（以下、「ASF」という）、YMCA サービス事業、YMCA が実施する主事研修、レイリーダー研修、ユースなどに対する活動の支援を目的とする。

（資金）

第 3 条　この資金は、西日本区費、自由献金およびユース支援募金、その他の収入をもってまかなう。

（予算）

第 4 条　事業主任は年度資金計画を立て、理事に予算申請をし、区役員会の承認を得る。

（管理・運用）

第 5 条　この資金は、区会計が収納・管理し、YMCA サービス・ユース事業委員会（以下、「委員会」という）により運用される。

（運用の基準）

第 6 条　この資金は、次の基準により運用される。

① クラブまたは部と YMCA の協働プログラムへの支援
② 日本 YMCA 同盟および各地 YMCA のプログラム、特に青年達が実施するプログラムへの支援
③ 国際 ASF への献金
④ 西日本区と日本 YMCA 同盟の YMCA サービス関連の協働プログラムへの支援
⑤ ユースクラブへの支援
⑥ ユースコンボケーション参加への支援
⑦ その他、委員会の認める YMCA サービス活動、ユース活動に資する事業への支援

（支援金の申請）

第 7 条　この資金からの支援を受けようとするクラブ、部および日本 YMCA 同盟は、資金援助申請書（様式１）に所定事項を記入の上、部主査、部長を経て、事業主任に提出する。

（支援金の審議）

第 8 条　資金援助申請書が提出されたときは、委員長は速やかに委員会を招集し、申請内容を審議する。

（支出の決議・承認）

第 9 条　この資金の支出は、委員会の決議を経て、理事が承認する。

（実施報告）

第 10 条　この資金の支援を受けたクラブなどは、当該事業終了後速やかに実施報告書（様式２）を作成の上、部主査、部長を経由し事業主任に提出する。

（改正）

第 11 条　この細則は区役員会の承認を経ることにより改正することが出来る。

2001年４月８日　改正　　2001年７月１日　施行　　2003年６月14日　改正　　2003年７月１日　施行
2009年６月６日　改正　　2009年７月１日　施行

地域奉仕・環境事業資金運用細則

（名称）

第 1 条　この資金は、地域奉仕・環境事業資金と称する。

（目的）

第 2 条　この資金は、区の推進する地域奉仕・環境事業に取り組む各クラブおよび部などの活動支援を目的とする。特にFF資金は、支援を必要とする子供たちの健全育成に資する事業に活用する。

（資金）

第 3 条　この資金は、CS資金とFF資金に分けられ、以下の収入をもってまかなう。

① CS資金……お年玉付き年賀葉書当選切手の収益金および自由献金その他の収入

② FF資金……FF（ファミリーファスト）献金およびその他の収入

（予算）

第 4 条　事業主任は年度資金計画を立て、理事に予算申請し、区役員会の承認を得る。但しこの資金の年度予算は、特別資金の範囲とする。

（管理・運用）

第 5 条　この資金は、定款第13条第2項Aに基づき特別資金会計として区会計が収納・管理し、地域奉仕・環境事業委員会（以下、「委員会」という）により運用される。

（運用の基準）

第 6 条　この資金は、次の基準により運用される。

① クラブおよび部の地域奉仕活動に資する事業

② ワイズがかかわりYMCAが地域社会奉仕活動に資する事業

③ IBCとしてクラブの行う国際の地域奉仕活動に資する事業

④ ワイズおよびYMCAにかかわる天災、戦乱その他の緊急救援活動に資する事業

⑤ その他、委員会の認める地域奉仕活動に資する事業

（支援金の申請）

第 7 条　この資金の支援を受けようとするときは、クラブ（必要に応じ、部および日本YMCA同盟）は、資金援助申請書（様式1）に所定事項を記入の上、部主査、部長を経て事業主任に提出する。ただし、部および日本YMCA同盟にあっては直接、事業主任に提出する。

（支援金の審議）

第 8 条　資金援助申請書が提出されたときは、委員長は速やかに委員会を招集の上、申請内容を審議する。

（支出の決議・承認）

第 9 条　この資金の支出は、委員会の議決を経て、理事が承認する。

（実施報告）

第 10 条　この資金の支援を受けたクラブなどは、当該事業終了後速やかに実施報告書（様式2）を作成の上、部主査、部長を経て、事業主任に提出する。

（改正）

第 11 条　この細則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2001年4月8日　改正　2001年7月1日　施行　2003年6月14日　改正　2003年7月1日　施行
2004年11月14日　改正　2004年11月14日　施行　2007年4月7日　改正　2007年7月1日　施行

事業委員会ではCS資金については第6条「運用の基準」で判断しますが、補足として下記の事項も考慮します。

① 申請のあったクラブ、部がCS事業・環境事業に力強く取組みCS資金を理解し協力しているか
（目標達成ポイント―前年度献金実績がある事及び過去の献金実績に基づき申請金額が減額される場合があります。前年度献金額が、目標達成なされていない場合は、事業委員会で、今後の献金目標達成に向けて付議した上で、支援する場合もあります。）

② 第6条2号の補足
たとえYMCAの事業であってもワイズがかかわっているかどうか、部・クラブ・メンバーとYMCAとの協働の事業でなくてはなりません。
（後援・プログラム・チラシ等に具体的なワイズメンズクラブの名前を望みます）。
YMCA独自の活動であればYMCAサービスの資金等を充当してください。
ただし6条4号ではその限りではありません。

③ 突発的な事業、急を要する事業以外は申請金額が総事業費の50%を超えていないか。

④ 一つの事業に対してのCS支援金は原則1回だけです。
恒例的に行われる事業に対しては、3年間の期間を経た場合は再申請が可能とします。但し、より活性化されたと事業委員会で認められたものとします。
環境事業に関しては、継続した事業の優位性が認められる事から最高3年間の継続申請を受け付けます。但し、2年度目からは、減額されます。（3年間の総支援額は、100万円以下とします）但し毎年、より活性化されたと事業委員会で認められたものとします。

⑤ 他の団体（YMCA以外）との協働事業には少なくとも共催以上（後援・協力等ではなく）としてください。（プログラム・チラシ等に具体的なワイズメンズクラブの名前を望みます）。

⑥ 事業の終了後は速やかに実施報告書（様式2）を作成の上、部主査、部長を経て事業主任に提出する。

事業報告・収支報告・写真（Y's のマークが写っているもの）。

2018 年 1 月　地域奉仕・環境事業委員会

YEEP 資金運用細則

（名称）
第 1 条　この資金は、YEEP 資金と称する。
（目的）
第 2 条　この資金は、西日本区が推進する YEEP 事業による交換留学生の受け入れおよび派遣に伴う経済的負担を軽減することによって、その活動を支援することを目的とする。
（資金）
第 3 条　この資金は、区費および自由献金、その他の収入をもってまかなう。
（予算）
第 4 条　事業主任は年度資金計画を立て、理事に予算申請をし、区役員会の承認を得る。
（管理・運用）
第 5 条　この資金は、区会計が収納・管理し、国際・交流事業委員会（以下、「委員会」という）により運用される。
（運用の基準）
第 6 条　この資金は、次の基準により運用される。
① 受け入れ家庭（ホストファミリー）に対する補助
② 派遣留学生に対する補助
③ 受け入れ留学生が日本で開催される国際大会、地域大会および西日本区大会に参加する場合の旅費などに対する補助
④ その他、委員会の認める YEEP 活動への補助
（支援金の申請）
第 7 条　この資金の支援を受けようとするときは、クラブは資金援助申請書（様式１）に所定事項を記入の上、部主査、部長を経て、事業主任に提出する。
（支援金の審議）
第 8 条　所定の申請書が提出されたときは、委員長は速やかに委員会を招集の上、申請内容を審議する。
（支出の決議・承認）
第 9 条　この資金の支出は、委員会の議決を経て、理事が承認する。
（実施報告）
第 10 条　この資金の支援を受けたクラブなどは、当該事業終了後速やかに実施報告書（様式２）を作成の上、部主査、部長を経て、事業主任に提出する。
（STEP の取り扱い）
第 11 条　STEP 事業については、本 YEEP 資金運用細則に準じ、役員会の審議を経て取り扱うものとする。
（改正）
第 12 条　この細則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2001年４月８日　改正　2001年７月１日　施行　2003年６月14日　改正　2003年７月１日　施行
2014年７月19日　改正　2014年７月１日　施行

新生ワイズ起こし運動特別資金活用細則

（名称）
第 1 条　この資金は、新生ワイズ起こし運動特別資金と称する。
（目的）
第 2 条　この資金は、区の推進する新生ワイズ起こし運動に取り組む区・部及びクラブ等の活動支援を目的とする。
（資金）
第 3 条　この資金は、JWF 管理委員会規則第９条に基づき拠出された資金等を収入源とする。
（管理・運用）
第 4 条　この資金は、定款第 13 条第２項 A に基づき特別資金会計として区会計が収納・管理し、ワイズ将来構想特別委員会の中に設置される「新生ワイズ起こし運動特別資金活用審査委員会」（以下「委員会」という）により運用される。
（委員会構成）
第 5 条　委員会は３名からなり、互選により委員長を決定する。
（運用の基準）
第 6 条　この資金は、次の基準により運用される。
① 新生ワイズ起こし運動に取り組む区、部及びクラブへの活動支援を目的とする。
② 具体的な活動及び費用の事例はこの細則の最後に付記する。
（支援金の申請）
第 7 条　この資金の支援を受けようとする部及びクラブは、資金援助申請書（様式１）に所定事項を記入の上、部長を経て委員長に提出する。尚、区推進の事業については、直接委員長に提出する

（支援金の審議）
第 8 条　資金援助申請書が提出された時は、委員長は速やかに委員会を招集の上、申請内容を審議する。メール等での審査も可とする。
（支出の決議・承認）
第 9 条　この資金の支出は、委員会の決議を経て、理事が承認する。
（以下　特別資金支給の対象となりうる活動・費用の具体的事例）
① クラブの質的向上の為、情報収集・研修企画・研修資料作成等に要した費用
② 社会への認知度向上の為、区・部レベルでの事業企画・広報・実施に要した費用
③ 部の実働チームが新クラブ設立や会員増強を推進する為に要した活動費用
④ YMCA と協働し、クラブの活性化や会員の増強に繋がる活動に要した費用

2019年7月14日　制定　　2019年7月14日　施行

旅費支給規則

（目的）
第 1 条　この規則は、区役員などに支給する旅費の範囲とその方法について定め、旅費の効率的かつ合理的な執行をはかることを目的とする。
（旅費の計算）
第 2 条　旅費は、最短距離による経路を原則とし、その計算は最も経済的、合理的な路程に従い、区会計が行う。
（財源）
第 3 条　旅費は、区年度予算から支出する。
（支給の範囲）
第 4 条　旅費の支給範囲などについては、別に細則を定める。
（支給の手続き）
第 5 条　旅費の支給は、理事の指示を得て、区会計がその手続きを執る。
2．区会計は旅費支給者から受領印またはサインを受け、証拠書類として保管する。
（改正）
第 6 条　この規則を改正する時は、西日本区理事の諮問により設けられた特別委員会の審議・答申を経て、区役員会の承認を得なければならない。

2001年4月8日　改正　　2001年7月1日　施行　　2003年6月14日　改正　　2003年7月1日　施行

旅費支給施行細則

(1) 支給対象
① 支給対象となる会合および対象者は、別表「旅費支給範囲等一覧表」の通りとする。
② 監事が常任役員会に出席する時、また国際役員が西日本区役員会に出席する時はとくに西日本区理事が出席要請した場合に限る。
③ 国際役員が国際議会（ICM）に出席する時は、状況によって西日本区理事の承認に基づき、旅費またはその一部を補助することができる。
④ 西日本区理事が事業委員会および特別委員会に出席する時は、その委員会委員長がとくに理事の出席が必要である旨、要請した場合にのみ支給される。
⑤ 理事事務局員が西日本区役員会に出席する時は、２名以内に限り支給される。
⑥ 区書記、区会計、理事事務局長が部会に出席する時は、その内の１名に限り支給される。
⑦ 次期役員研修会と次期会長・主査研修会と準備役員会の出席については、次期の役員（常任役員、部長、事業主任）と次期理事事務局長・次期事務局員２名を交通費支給対象とする。
⑧ 次期役員研修および次期会長・主査研修の企画に当たり、ワイズリーダーシップ開発委員会の委員長より次期理事に参加要請があり、会議に参加した場合は、旅費支給対象とする。
⑨ 西日本区大会に同時開催される代議員会及び役員会、準備役員会の出席者の旅費は、往復実費の半額を補助する。
(2) 支給対象とならない場合
以下の事例は旅費支給の対象としない。ただし①および②の場合は、西日本区役員に出席を要請したクラブ等が旅費負担の配慮を行うものとする。
① 例会への公式訪問
② クラブの周年記念会
③ 西日本区大会等、ワイズメン全員を対象とした会合
④ YMCA の各種行事、会議、式典等
(3) 支給方法
① 旅費は往復実費とし、一切の重複支給を認めない。
② JR 運賃、航空運賃ともに往復割引など合理的な料金とする。
③ 日帰りが不可能と西日本区会計が判断した場合は、宿泊基本料金の実費を支給する。
(4) 支給率
財政事情に鑑み次年度の支給率は、準備役員会の審議を経て常任役員会が暫定的にその支給率を決定することができる。

(5) その他

この旅費支給規則および施行細則に定めのない支給対象、支給範囲、方法などについては、西日本区理事が必要と認めた場合、常任役員会の承認を経て、その都度決定することができる。

別　表

旅費支給範囲一覧表

会合の種類 / 役員の種別	区代議員会	区役員会	常任役員会	加盟認証状伝達式	部会	国際会議	YMCA同盟会議	クラブ設立総会	合同メネット会	RDEトレーニング	事業委員会等＊8	準備役員会	次期役員研修会	次期会長・主査研修会
名誉理事	○	○												
理事	○	○	○	○	○		○＊6	○			○＊3		○	○
次期理事	○	○	○							○＊7		○	○	○
直前理事	○	○	○										○	○
区書記	○	○	○		○＊5								○	○
区会計	○	○	○		○＊5								○	○
部長	○	○											○	
代議員	○													
事業主任		○									○		○	
EMC事業主任		○		○							○			
メネット事業主任		○		○					○		○			
事業委員											○			
監事	○	○	○＊1										○	○
常置委員長		○									○			
常置委員											○			
特別委員長		○									○			
特別委員											○			
専任委員		○									○			
国際役員	○	○＊1				○＊2								
理事事務局長	○	○	○		○＊5								○	○
理事事務局員		○＊4											○＊9	○＊9
準備役員会構成員												○＊9	○＊9	○＊9
LD委員											○		○	○

＊1　監事が常任役員会に出席するとき、また国際役員が西日本区役員会に出席するときは、特に西日本区理事が出席を要請した場合に限り支給される。

＊2　国際役員が国際会議（ICM）に出席するときは、状況によって西日本区理事の承認に基づき、旅費またはその一部を補助する事ができる。

＊3　西日本区理事が事業委員会、特別委員会および専任委員会議に出席するときは、その委員会および会議の代表者が、特に理事の出席が必要である旨要請した場合に限り支給される。

＊4　理事事務局員が西日本区役員会に出席するときは、２名以内に限り支給される。

＊5　区書記、区会計、理事事務局長が部会に出席するときは、そのうち１名に限り支給される。

＊6　日本YMCA同盟の会合は、出席義務がある場合に限り支給される。

＊7　次期理事が、RDEトレーニングに出席する時は状況によって常任役員会の承認に基づき、次期理事及び通訳者の旅費またはその一部を補助することができる。又、理事がエリア会議（ACM或いは、MYM）に出席する場合も同様の取扱いとする。

＊8　事業委員会等とは、事業委員会、常置委員会、特別委員会、専任委員会の中で、それぞれ任命されている会議に対して出席の場合に支給される。

＊9　事務局員の出席は２名以内に限り支給される。

2001年４月８日　改正　2001年７月１日　施行　2003年６月14日　改正　2003年７月１日　施行
2004年４月４日　改正　2004年４月５日　施行　2009年11月15日　改正　2009年11月15日　施行
2011年11月19日　改正　2012年１月１日　施行　2016年４月９日　改正　2016年７月１日　施行
2019年４月６日　改正　2019年７月１日　施行

ワイズメンズクラブ国際役員推薦西日本区内規

本内規はワイズメンズクラブ西日本区所属のメンバー（以下「本人」という）が国際役員（“Official Family”構成員）に立候補するか、または推薦を受ける場合に、本人・推薦者ならびに西日本区のそれぞれがなすべき手続きを定めるものである。

1．この場合、本人ないし推薦者は、立候補ないし推薦の正式表明に先立ち、定められた期日内に、その意向を西日本区理事に申し入れ、これに対する西日本区としての対応決定を待たなければならない。

2．西日本区理事は前項の申し入れを受けたとき、常任役員会において協議のうえ、西日本区としてこれを推薦するか否かの対応決定を速やかになし、本人ないし推薦者に通知するとともに適当な方法で発表しなければならない。

3．前項の協議に際し、常任役員会は国際議員資格基準などに準拠しつつ本人のワイズメンとしての経歴、とくに西日本区役員の経験を

考慮しなければならない。

1997年7月1日　発効

国際大会代表派遣に関する西日本区内規

毎年夏開かれる国際ワイズメンズクラブ協会（略称、国際協会）の国際大会または地域大会に、西日本区内のワイズメンを代表として派遣することに関し、選考方法、資格、条件、代表の種別等について次のように内部規定を設ける。

この内規は、国際協会がBF代表に関する規定を改めた場合には、それによって自動的に変更される。

代表選考の区内手続方法

1．国際大会または地域大会にBFの補助により出席する西日本区代表の選考は、おおむね次の方法による。

(1) 理事は、BFECから派遣枠の通知があった場合、毎年11月1日までにクラブに対し候補者の推薦方を公募する。

(2) クラブ会長は、会員中に適当な候補者があるときは、資格条件に関する所要の資料を添えて指定の日までに理事に推薦する（総主事または主任主事の推薦状を添えること）。
ただし数名の希望者があるときはクラブ内で選定し、正式代表数以内を推薦する。

(3) 理事は、候補者の資格条件と、その可能性とを十分に選考した上で順位をつけ、代表の種別を仮に決める。

(4) 順位にしたがって候補者に面談し、各方面の可能性を確かめた上で仮決定を再確認する。

(5) 仮に決定した候補者を（11月15日までに）区理事から地域会長に連絡する。

(6) 全般的に確実性を見届けたなら、国際協会に正式に推薦する。推薦状には、略歴書、資格条件、写真（ネガがよい）、資金計画、旅程（大会出席前後5週間指定通りクラブ訪問旅行をする）その他訪問先の希望などを添える必要がある。
ITCから本人に知らせがあるので、海外渡航やビザの手続をさせる。

(7) 代表が決定したら、西日本区大会に報告し、代表として正式に指名し紹介する。

代表選考の資格条件

2．理事が、候補者から代表を選考するに際して必要とする資格条件は、次の諸点にわたる。

(1) 代表は、正規のワイズメンとしてクラブ活動に参加し、ワイズメン精神をよく理解した人で、次のような諸条件を備えていることが特に望ましい。

イ　クラブ会員として在席した年数が長い人（略歴に入会日、何年何か月間継続などを記入する）。理事は、4月報と10月報の国際協会報告中のロスターに氏名が登録されているかを確認すること。

ロ　出席記録がよい人（過去3年間の出席率を記入する）

ハ　クラブ役員をした経験のある人（略歴に記入すること）

ニ　クラブ委員をした経験のある人（略歴に記入すること）

ホ　西日本区大会と部会に、クラブ代表として出席した経験のある人（略歴に記入すること）

ヘ　西日本区役員をした経験のある人（略歴に記入すること）

ト　理事が必要と認めるその他の諸条件

(2) 代表は、国際大会または海外の各クラブを親善大使として訪問したとき、例会などで英語の話しができる人でありたい。

イ　英語講演をした経験のある人または、その能力のある人（講演した会合と時間を略歴に記入する）

ロ　英語（その他の外国語）で会話や作文の力がある人（優、良、可、否と記入）

ハ　よい社交性に加えて望ましい特技のある人（手品、民謡、民踊、独唱、スポーツ、生花、茶の湯、料理などを記入する）

(3) その他考慮に加える条件

イ　所属クラブの状態はどうか（正当なクラブか、国際協会の半年報を規則正しく提出しているか、新入会員の入会金や国際会費を正しく納めているか）所属するクラブが、一人あたり5米ドル以上のBF献金をしている事。

ロ　YMCAとの関係はどうか（会員年数、役の如何、出席した会議など）

ハ　教会との関係はどうか（所属教会名、役の如何）

ニ　健康状態はどうか（優、良、可）

ホ　職業との関係はどうか（休暇が与えられるか、出張扱いとなりうるか）

ヘ　家族関係はどうか（妻子名や年齢など）

ト　資金関係はどうか（どの位負担できるか、場合によっては全額負担できるか）

(4) 国際協会のBF支出委員会（BFEC）が承認した場合、ワイズメネット、YMCA職員、YEEP学生にもBF補助金が交付される。

代表の種類（BFポリシーによる）

3．BF代表には全額補助（Full grants）と一部補助（Partial grants）があります。

(1) 全額補助代表
全額補助のBF代表は3週間～5週間、他地域のクラブを目的（例えば、国際プログラムやプロジェクトの推進、国際理解の深化、他地域間のワイズダムの学び合い、情報交換など）を持って訪問します。全額補助BF代表はワイズダムの大使と言うべきものです。

(2) 一部補助代表
一部補助のBF代表は国際または地域大会にのみ出席するものに与えられます。補助は実費の半額以内です。大会出席のほかは義務がありません。

代表の責務

4．代表は、全てのワイズメンズ運動の発展にたいし貢献する責務がある。
(1) 海外において代表は次のような期待を持たれていることを認識すること。
イ ITC、ATC、RTCとの連絡を密にして、その指示を仰いで行動すること。
ロ 大会出席中いろいろなプログラムに十分目立つように積極的に参加すること。
ハ 国際協会の主な役員（会長、ICM、ISD、ASD）に会い、大会中に適当な機会に個人的に話すこと。
ニ 出来る限り多くの代表、特に海外代表との交わりを厚くすること。
ホ クラブ訪問先でワイズメンにふさわしく行動し、相互の理解とよりよき友情を深めること。
ヘ その他、この訪問が関係者一同に好感が持たれるように行動すること。
(2) 西日本国内で次のような期待を持たれていることを認識すること
イ 代表は公に紹介されるためその年の区大会に出席すること。
ロ 帰国後、大会の模様、クラブ訪問、その他報告書を西日本区に3部提出すること。
ハ 部会や他クラブの要望に応じて出来る限り報告すること。
ニ 全額補助BF代表は帰国後短期間でも（できるだけ1週間）区内の数個のクラブを選び訪問するため旅行すること。この場合、区より幹線特急自由席券を支給し、クラブは滞在費を出すこと。

BF代表の申請はBFデリゲート申請書（西日本区HP）を参照してください。

1957年　第12回日本区大会で承認　1964年4月　協会規定により修正　1992年　BFマニュアルにより修正
1997年7月　修正　2007年3月　修正

西日本区緊急災害対応規則

（目的）
第 1 条　日本国内で甚大な災害が発生した場合に、西日本区ワイズメンズクラブとしてどのように対応するか、基本的なルールを定めておく。なお、国外においても特別に重大な災害が発生した場合には、この規則に準じて取り扱うことが出来る。
（災害対策本部の設置と解散）
第 2 条　国内で甚大な災害が発生した場合には、理事は災害発生から2日以内に常任役員会を開催（電話又はメールも可とする）し、西日本区の災害対策本部を立ち上げ西日本区内の全クラブと東日本区や日本YMCA同盟等の関係先に通知する。
緊急連絡先として本部長（理事）及び本部事務局長の携帯電話と電子メールを伝える。
2．災害対策本部は当初常任役員と理事事務局長及び事務所職員の8名で構成する。その後必要に応じ理事が最小限の本部役員を追加任命することが出来る。
3．災害対策本部の任期は概ね1年とするが、解散時期は常任役員会が決定する。
4．理事が災害対策本部の本部長を担い、事務局長や会計責任者等必要な担当役員を早急に任命する。
5．本部長が被災しその任を遂行できない場合は、直前理事がその任に当たる。
（被災地対策本部）
第 3 条　被災地が西日本区の場合、被災地対策本部の設置を理事が当該部長に指示する。
被災地対策本部は原則として被災地の部長及び部キャビネットで構成するが、必要に応じて直前部長、次期部長、被災地クラブ会長等を加えて構わない。
2．また当該部長が被災し、被災地対策本部の責任を担えない場合は、直前部長又は他の適任者を理事が部長とも相談の上で指名する。
3．被災地対策本部はワイズ関係者やYMCA関係者の被災状況を早急に確認し、必要な情報を西日本区災害対策本部やYMCAに通知すると共に緊密な連携を図る。被災地で緊急に必要となる支援物資や被災者支援ニーズを確認し、災害対策本部と連携して被災者支援体制を構築し、災害復旧に努める。任期は区の対策本部と連動させ、解散時期は関係者が協議して決定する。
（緊急災害支援金）
第 4 条　災害対策本部は災害の状況を把握したうえで、災害発生から5日以内に緊急災害支援金の支給額を仮決定する。その後地域奉仕・環境事業（以下CSと略す）主任に指示し、緊急のCS事業委員会を開催（電話・メールも可）し、緊急災害支援金の金額、支出項目等を決め西日本区事務所に送金を依頼する。災害発生から原則10日以内に被災地に届ける。緊急災害支援金は原則としてCS資金より拠出し、災害状況に応じ災害対策本部とCS事業委員会で決定する。
（緊急災害支援物資）
第 5 条　災害対策本部は被災地対策本部やYMCAと協議して、災害支援物資について必要項目、必要量、優先度等を確認する。また被災地までの集配体制、輸送方法等を検討した上で、西日本区の各クラブに呼び掛け、適時に被災地に届ける調整を図る。災害支援物資は時間の経過と共に変化するので、被災地対策本部やYMCAと確認を取りながら各クラブに協力要請する。
（災害復旧ボランティア）
第 6 条　災害対策本部は被災地対策本部やYMCAと協議して、被災地のニーズに応じボランティアの呼びかけ、応募方法の指示、受

け入れ態勢の確認などの調整を図る。なお、必要な場合はYMCAとも相談してバスによるボランティアの送り込みなどの方策を講じて被災地支援を検討する。またYMCAのリーダーによる支援が不可欠な場合に、リーダーの経済的負担を考慮しワイズの補助やバス手配等の支援を検討する。また、ワイズ以外の一般の方がボランティアとして一緒に参加出来る事も検討する。

初期の災害復旧のボランティアが一段落した後には、被災者への精神的な支援その他ボランティアのニーズも変化してくるので、被災地対策本部とも連携して対応する。

災害対策本部は、災害復旧ボランティアの健康と安全に配慮し、且つ不慮の事故に対する手配、補償について考慮を要する。

（長期の災害支援）

第 7 条　災害対策本部は災害発生から概ね半年を経た時点で、これ迄の災害対策の実施状況や被災地の復旧状況等を評価して、西日本区としての今後の支援体制を検討する。災害対策本部を解散する前に、被災地対策本部やYMCAと協議して今後5年程度先までの長期の災害支援の在り方を検討し、西日本区の役員会にこれまでの状況と合わせて報告し、了解を求める。これらの災害対策本部の今後の災害支援の方向に関する総括は、次期理事の方針・実行計画に可能な限り反映するよう努める。

2年目以降の災害復旧支援金等の支援策については、その時の理事が理事目標に掲げ役員会・代議員会の承認と各ワイズの理解・協力を得て進める。

（広報活動）

第 8 条　西日本区としての緊急災害対応については、災害対策本部が各部長等の役員やメール委員を通じて情報を流すが、それらの情報を含め、被災地の状況や災害支援の状況を内外に発信するために、広報・情報委員会に依頼して西日本区ホームページに掲載するよう努める。

ワイズやYMCAが行う活動の中で注目すべきものは、外部の広報機関に取り上げてもらう等の努力をする。またYMI翻訳編集委員の協力を得て、世界のワイズへの情報発信にも努める。なお、毎月発行する理事通信にも必要な情報は発信し西日本区内ワイズの理解を共有する。

2019年4月6日　制定　　2019年7月1日　施行

クラブを解散・合併する場合の手続き

既存のクラブがそのまま存続する事が難しくなり、クラブの解散や他クラブとの合併を検討せざるを得なくなった場合の手順や、手続きを以下に記す。

A：クラブの解散

1．クラブの存続が困難になった場合に、クラブ会長はその原因分析と対応策をクラブ内で話し合う。
2．クラブ会長またはクラブを代表する者が、所属の部長に状況を説明・報告し、相談する。
3．部長は理事、EMC事業主任等とも相談し、クラブへの指導・支援に努める。
4．理事はそのクラブ解散の影響も考慮し、部長にクラブ存続の為の支援を働きかける。
5．クラブの強化・支援の目的で、他クラブの会員が一時的にそのクラブに移籍する、又は二重在籍（両クラブに会費を納める）することも部長が必要と判断すれば認める。
6．クラブ会長は部長の助言等も参考に、クラブ内で再建の可能性を十分に話し合う。
7．クラブの解散をクラブ全員の総意で決議した場合には、クラブ会長名で「クラブ解散届」を部長及び区事務所に提出する。部長は理事及びEMC事業主任に報告する。
8．理事は役員会又は常任役員会の同意を経て解散を承認し、国際書記長に通知する。また、理事通信等を通じて西日本区の会員にも知らせる。
9．クラブの解散に当っては現在の会員の処遇を個別に相談し、他クラブへの移籍等、極力会員として継続出来るように配慮し、会員の理解・協力を得るよう努める。
10．クラブ解散の結果、移籍、退会等の会員異動報告書を区事務所に提出し、写しを関係部長、EMC事業主任、EMC事業主査に送る。（何れもメール・FAX等で報告）

B：クラブの合併

1．クラブの存続が困難になり他クラブとの合併を検討する場合は、クラブ会長かクラブを代表する者が合併予定のクラブ会長の事前了解のもとに部長に状況報告し、相談する。
2．部長は理事、EMC事業主任等とも相談し、クラブへの指導・助言に努める。
3．合併をクラブ全員の総意で決断した場合は、合併先クラブの合意・承認を得た後、部長（合併先が別の部の場合は両部長）に報告し、承認を得る。
4．合併先に移籍する会員の異動報告書を区事務所に提出し、写しを関係部長、EMC事業主任、EMC事業主査に送る。
5．合併後に消滅するクラブは、「クラブ解散届」を部長及び区事務所に提出する。部長は理事及びEMC事業主任に報告する。（何れもメール・FAX等で報告）
6．理事は役員会又は常任役員会の同意を経て解散を承認し、国際書記長に通知し、西日本区会員にも知らせる。

C：財産の処分同意

クラブの解散が決定した場合には、クラブの役員会または会員総会で、クラブの財産の処分について話し合い、決定する。その結果は部長に報告し了承を得る。

部を解散・合併する場合の手続き

既存の部がそのまま存続する事が難しくなり、部の解散や他の部との合併を検討せざるを得なくなった場合の手順や、手続きを以下に記す。

A：部の解散

1．部の存続が困難になった場合に、部の役員はその原因分析と対応策を話し合う。
2．部長または部を代表する者が、理事に状況を説明・報告し、相談する。
3．理事は常任役員や EMC 事業主任とも相談し、該当部への指導・支援・対応に努める。
4．部の存続が極めて困難と判断された場合には、西日本区役員会に上程し協議する。
5．部の解散が避けられない場合は、部の役員会に議案を上程し、全員一致の賛同を得た後部長が「部解散届」を理事及び区事務所に提出する。
6．理事は役員会又は常任役員会の同意を経て部の解散を承認し、国際書記長に通知する。また、理事通信等を通じて西日本区の会員にも知らせる。
7．部の解散が決定した後、部内各クラブ会長が中心に、会員の処遇を個別に相談し、極力他クラブへの移籍等会員が継続して活動出来るように配慮する。部長は積極的にその支援を行う。
8．部解散の結果として、移籍、退会等の会員異動報告書を区事務所に提出し写しを理事、関係部長、EMC 事業主任、EMC 事業主査に送る。

B：部の合併

1．部の存続が困難になり他部との合併を検討する場合は、部長が合併先部長の事前了解のもとに理事に状況報告し、相談する。
2．理事は常任役員、EMC 事業主任等とも相談し、部への助言・指導・支援に努める。
3．部の合併を部役員会が全員一致で決定した場合は、合併先の部の合意・承認を得た後、理事に報告し、承認を求める。理事は役員会又は常任役員会で協議し決定する。
4．部の合併が承認されれば、合併先と当面の役員体制その他の取り決めを協議する。
5．合併の結果、クラブ移籍等会員の異動が発生する場合は、会員異動報告書を区事務所に提出し、写しを理事、関係部長、EMC 事業主任、EMC 事業主査に送る。
6．合併後消滅する部は、「部解散届」を理事、合併先部長、EMC 事業主任及び区事務所に提出する。（何れもメール・FAX 等で報告）
7．理事は部の解散を承認したことを、国際書記長に通知し、西日本区会員にも知らせる。

C：財産の処分

部の解散が決定した場合には、部の役員会または部の総会で、部の財産の処分について話し合い、決定する。その結果は理事に報告し承認を得る。

2019年６月22日　制定　　2019年７月１日　施行　　2020年４月18日　改正･施行

Principles of Partnership

between

World Alliance of YMCAs

and

Y's Men International

WHEREAS the World Alliance of YMCAs and Y's Men International base their actions and services on a Christian purpose, and

WHEREAS these two world bodies are instruments of international awareness and have responsibilities for stimulation and coordination of their respective organisations, and

WHEREAS these two world organisations are and should remain independent,

IT IS CONSEQUENTLY ACKNOWLEDGED that the World Alliance of YMCAs and Y's Men International are desirous of working towards new dimensions of partnership that will contribute to individual and collective growth and service at local, national, area and world levels.

THEREFORE, the World Alliance of YMCAs and Y's Men International adopt the following *Principles of Partnership*:

1. *It is reaffirmed that the two organisations have a Christian basis from which originates the purpose of serving people, and that this service is carried out for all people without discrimination.*
2. *It is accepted that collaboration and support first require the identification of common objectives, and then the selection of specific tasks, programmes and projects.*
3. *It is recognised that in this process both organisations are at the same level of responsibility, and it is consequently expected that both should participate in the initial thinking, the development of plans, the funding, the implementation and the evaluation.*
4. *It is expected that from whatever is carried out in partnership, both organisations should give and receive benefit.*
5. *It is expected that both organisations should be open to the participation and involvement of the other at local, national, area and world levels, thus strengthening the relationship and cooperation.*
6. *It is recognised that the effectiveness of the partnership depends upon mutual trust and support, that the potential benefits are many and that both organisations should assist each other's development in mutually acceptable ways. This should be reflected, in particular, by evidence of greater YMCA support for the extension of Y's Men International and increase of its membership, which in turn implies recognition of the increasing potential of Y's Men action as a service club for the YMCA.*

IN WITNESS WHEREOF the World Alliance of YMCAs and Y's Men International, by their proper officers duly authorised, hereby affix their signatures on this first day of April in the year 2011

for the World Alliance of YMCAs

Secretary General

for Y's Men International

Secretary General

世界 YMCA 同盟とワイズメンズクラブ国際協会との間で結ばれた協力関係の原則

前文１．世界 YMCA 同盟とワイズメンズクラブ国際協会は、共にキリスト教精神に基づいて活動し奉仕する団体である。

前文２．この二つの世界的団体は国際感覚を共有する組織として相互の啓発と調整によって活動を進める責任を有する。

前文３．両者は現在においても将来においても相互に独立して存在すべきものである。

以上の前提に基づいて次の事項を確認する。

世界 YMCA 同盟とワイズメンズクラブ国際協会は、新たな次元の協力関係を樹立することが求められている。この新しい協力関係のもとに、YMCA およびワイズメンズクラブは各地方（Local)、各国（Nation)、各地域（Area)、さらに世界（World）の各レベルで、独自にまたは協調して成長発展し、奉仕を続けることが望ましい。

ここに世界 YMCA 同盟とワイズメンズクラブ国際協会は、以下の「協力関係の原則」を採択する。

１．両者はキリスト教精神に基づき、人々に奉仕することを目的とし、その奉仕はあらゆる人々に対して、わけ隔てなく行われることを確認する。

２．両者は、まず両者の共通の目的が何であるかを自覚することから始め、その上で具体的課題、プログラム、事業を選定するという手順で協働・支援してゆくことにする。

３．両者はこの過程で、同等の責任を負うことを確認し、構想の段階から計画の立案、資金負担、実施、反省、評価の段階まで、等しく分担することを期待する。

４．両者は協力して、いかなることを実行するにあたっても、お互いに等しく恩恵を与え、また恩恵に浴することを期待する。

５．両者は、各地方や、各国、地域さらには世界のレベルで、各々自由に相互に参画し合うことができるようにし、このようにして、協力関係の強化をはかることを期待する。

６．協力関係の効果は両者の信頼と協力の上にたつものであり、協力関係を保持することで、お互いに多くの潜在的な恩恵が得られ、さらにお互いに協力し得る方法で助け合いながら、相互の発展を助長し合うことを認識する。このことは特に YMCA がワイズメンの拡張とその会員の増加をより一層強力に支援することによって逆に、YMCA のサービスクラブとしてのワイズの潜在能力が増大することでも明らかである。

世界 YMCA 同盟とワイズメンズクラブ国際協会は、その証しとして、ここに両組織の代表者によって行なわれた。2011 年４月１日付の署名を付す。

世界 YMCA 同盟書記長　　ワイズメンズクラブ国際書記長

Johan Vihelm Elvik　　西　村　隆　夫

訳　文　　奈　良　　昂